



2024年4月1日

各 位

上場会社	東京産業株式会社
代表者	代表取締役社長 蒲原 稔
(コード番号)	8070 東証プライム)
問合せ先責任者	取締役企画本部長 田沢 健次
(TEL)	03-5203-7841)

### 外部調査委員会の最終調査報告書受領に関するお知らせ

当社は2023年11月8日付「外部調査委員会設置に関するお知らせ」及び2024年1月15日付「外部調査委員会への新規調査の委嘱に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、当社が関連する太陽光発電（メガソーラー）案件に係る長期未収入金の回収可能性の評価等、また、当社が元請として受注する別の太陽光発電工事請負案件において、追加工事に係る費用負担に関連して工事原価の増額に伴う工事原価総額の見積り変更が適切に処理されていなかった可能性が判明した件等に関し、当社とは利害関係を有しない外部の弁護士及び公認会計士を委員とする外部調査委員会を設置し、事実関係の解明、発生原因及び問題点の調査分析を行なってまいりました。

2024年3月29日（金）に外部調査委員会より最終調査報告書を受領いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

当社は、今回の事態を重く受け止め、外部調査委員会が認定した事実、発生原因、及び再発防止策の提言を十分に分析し、早期に再発防止策を策定、実行してまいります。

### 記

#### 1. 外部調査委員会の調査結果

外部調査委員会の調査結果につきましては、添付の「最終調査報告書」をご覧ください。

なお、当該報告書につきましては、個人情報及び機密情報保護等の観点から、部分的な非開示処理を施しておりますことをご了承ください。

#### 2. 今後の対応について

##### (1) 過年度の有価証券報告書等及び決算短信について

当社は外部調査委員会の調査結果を受けて、過年度の有価証券報告書及び四半期報告書、内部統制報告書の訂正報告書の提出、並びに、決算短信の訂正を速やかに行う予定です。

##### (2) 再発防止策について

当社は、外部調査委員会の調査結果を真摯に受け止め、再発防止策の提言に沿って具体的な再発防止策を策定し、取り組んでまいります。具体的な再発防止策につきましては、策定次第公表させていただきます。

株主や投資家の皆様、お取引先様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

以 上

東京産業株式会社 御中

# 最終調査報告書

2024年3月29日

東京産業株式会社外部調査委員会

委員長 中原 健夫

委員 倉橋 博文

委員 井上 寅喜

## 目次

第1 追加調査の概要	1
1 追加調査開始の経緯	1
2 追加調査の目的（委嘱事項）	1
3 追加調査の体制	2
(1) 委員の構成	2
(2) 調査補助者	2
(3) 調査の独立性確保措置	2
4 調査期間等	2
5 追加調査の手法	3
(1) 関係者ヒアリング等	3
(2) 提供を受けた資料等の精査	3
ア 社内保存資料の精査	3
イ 関係者から提出された資料の精査	3
ウ 公知資料の精査	3
(3) デジタル・フォレンジック調査	3
(4) 社内アンケート調査	4
(5) その他	4
6 追加調査の限界	5
(1) 任意調査の限界	5
ア 当社内の任意調査の限界	5
イ 当社外の任意調査の限界	5
(2) 時間的制約	5
(3) デジタル・フォレンジック調査上の制限	5
7 中間調査報告書と最終調査報告書の関係	5
第2 当社の太陽光事業の概要等	5
第3 N案件にかかる事実認定等	6
1 N案件に至るまでの経緯	6
(1) 当社とR社及びZ1社との関わり	6
ア P案件	6
イ Q案件	7
(2) P案件及びQ案件に参画した際の当社におけるリスク検討状況	9
ア P案件参画時のリスク検討状況	9

イ	Q 案件参画時のリスク検討状況	10
2	N 案件総合請負契約締結に至るまでの経緯	11
(1)	N 案件入札に至るまでの経緯	11
(2)	N 案件参画時のリスク検討状況	12
(3)	N 案件入札の概要	13
(4)	N 案件許可図面の特殊性	15
(5)	N 案件追加費用に関する R 社と Z1 社との間の協議	16
(6)	入札段階における当社の N 案件追加費用に対する認識	17
3	N 案件第一期工事 EPC 契約及び N 案件第二期工事 EPC 契約の締結	17
4	N 案件工事の進捗状況	18
(1)	N 案件工事の進捗状況	18
ア	N 案件開発行為変更に関する N 村及び■■■■ 県との折衝	18
イ	開拓財産の工事に関する N 村及び■■■■ 県との折衝	19
ウ	N 案件第一期工事の先行実施	19
エ	N 案件第二期プロジェクトの系統連系時期と確定及び工期の変更	19
オ	N 案件追加費用に関する R 社との折衝	20
(2)	N 案件工事の進捗状況に関する当社の把握状況	20
ア	N 案件工事の進捗状況に関する当社再生可能エネルギー事業部及び当社再生可能エネルギー設備部の把握状況	20
イ	N 案件工事の進捗状況に関する当社経理の把握状況	20
(3)	モジュールに関する N 案件工事進行基準進捗表の記載状況等	21
5	N 案件追加費用の交渉経緯	23
(1)	N 案件追加費用の交渉開始	23
ア	Z1 社が N 案件追加費用の発生可能性を認識した経緯	23
イ	R 社と Z1 社の交渉	23
(2)	当社も含めた三社間の交渉経過	24
ア	当社が N 案件追加費用の交渉に関与するようになった経緯	24
イ	Z1 社に対して合計約■■■■ 円の前渡金を支払った経緯	25
(ア)	Z1 社からの前渡金支払いの要請	25
(イ)	N 案件追加費用の一部として支払う当初の当社方針及び提案	26
(ウ)	R 社の反応を踏まえた当社の方針変更	26
(エ)	N 案件追加費用に関する R 社の回答	27
(オ)	前渡金としての合計約■■■■ 円の支払い	28
ウ	Z1 社からの N 案件追加費用にかかる新たな資料提出	28
エ	d1 氏の退任	28
オ	Z1 社からの N 案件追加費用の経緯を説明した文書の提出	29

(3) d1 氏退任後の交渉経過 .....	29
ア R 社に対する依頼書の提出.....	29
イ 依頼書提出以降の R 社との交渉経過 .....	29
(4) N 案件追加費用が■■■■円（税込）と決定された経過 .....	30
ア a3 氏の交渉参加 .....	30
イ N 案件追加費用の合意 .....	30
ウ N 案件第一期工期短縮費用の取扱い.....	31
エ N 案件追加費用■■■■円（税込）に関する覚書締結 .....	32
6 Z1 社の資金繰り悪化 .....	32
(1) Z1 社の財務状況に関する当社の認識 .....	32
(2) Z1 社の下請協力業者に対する支払遅延.....	33
(3) Z1 社の■■■■ .....	34
(4) N 案件第二期工事における■■■■ .....	34
ア ■■■■ .....	34
イ Z1 社の■■■■ .....	35
(5) N 案件第二期工事の承継.....	35
ア プロジェクトチームの立上げ .....	35
イ Z17 社とのやり取り .....	35
ウ Z19 社との覚書締結 .....	36
(6) N 案件第二期工事に関する請負契約締結の経過 .....	36
ア Z17 社の見積り .....	36
イ 当社及び Z19 社間、並びに、当社、Z19 社及び Z17 社間の請負契約締結 .....	36
(7) Z1 社との精算合意に関するやり取り .....	37
ア Z1 社からの■■■■ .....	37
イ N 案件第二期 EPC 契約の合意解除■■■■ .....	37
ウ Z1 社との契約解除■■■■に関する合意の見込み .....	37
第 4 件外調査 .....	38
1 件外調査の概要 .....	38
2 O 案件 .....	39
(1) 受注に至る経緯.....	39
(2) 契約内容.....	39
(3) 現場における■■■■までの状況.....	43
ア 案件の進捗状況等 .....	43
イ Z1 社への前渡金の支払状況 .....	44
(4) 現場における火災の発生■■■■以降の状況 .....	46
ア 火災の発生 .....	46

イ	Z1 社の下請協力業者に対する■の実施.....	47
ウ	稼働準備完了の遅延による遅延損害金の発生.....	48
(5)	■時点の O 案件の状況.....	49
(6)	O 案件にかかる前渡金等のまとめ.....	49
3	その他 Z1 社が当社の下請協力業者である案件.....	50
(1)	P 案件.....	50
ア	概要.....	50
イ	P 案件に参画した際の当社におけるリスク等の検討状況.....	50
ウ	P 案件における特記事項.....	50
(ア)	概要.....	50
(イ)	会計処理について.....	51
(2)	S 案件.....	51
ア	概要.....	51
イ	S 案件参画時の当社におけるリスク等の検討状況.....	52
ウ	S 案件における特記事項.....	52
(ア)	対象用地の変更.....	52
(イ)	出資の引揚げ.....	53
(ウ)	Z1 社における追加費用等の発生.....	54
(3)	Q 案件.....	54
ア	概要.....	54
イ	Q 案件に参画した際の当社におけるリスク等の検討状況.....	54
ウ	Q 案件における特記事項.....	55
(ア)	R 社からの工期短縮要請.....	55
(イ)	Z1 社における追加工事の発生.....	55
(4)	■.....	55
ア	■.....	55
イ	■.....	56
4	その他工事期間中に一定規模以上の工事原価総額の変動がみられた案件.....	56
(1)	U 案件.....	56
ア	概要.....	56
イ	U 案件に関する会計処理について.....	57
(2)	V 案件.....	57
ア	概要.....	57
イ	V 案件に関する会計処理について.....	57
(3)	W 案件.....	58
ア	概要.....	58

イ	W 案件における会計処理について.....	58
5	その他追加費用が発生した案件.....	58
	.....	58
	.....	58
	.....	58
6	その他進行中案件.....	59
7	その他個別手続.....	59
第5	N 案件にかかる各年度における会計処理について.....	60
1	2021 年 3 月期.....	60
	(1) N 案件にかかる売上高・売上原価の状況.....	60
	(2) N 案件追加費用の状況.....	61
	(3) N 案件にかかる前受金・前渡金の状況.....	62
2	2022 年 3 月期.....	64
	(1) N 案件にかかる売上高・売上原価の状況.....	64
	(2) N 案件追加費用の状況.....	65
	(3) N 案件にかかる前受金・前渡金の状況.....	67
	ア 前受金・前渡金の支払状況.....	67
	イ Z1 社に対する前渡金の会計的評価.....	70
	(4) 工事進行基準処理におけるモジュールの進捗率.....	70
3	2023 年 3 月期.....	71
	(1) N 案件にかかる売上高・売上原価の状況.....	71
	(2) N 案件追加費用の状況.....	72
	(3) N 案件にかかる工事損失引当金の計上要否.....	75
	(4) 前受金・前渡金の状況.....	76
	ア N 案件にかかる前受金・前渡金の状況.....	76
	イ O 案件等にかかる前渡金の状況.....	78
	ウ Z1 社に対する前渡金の会計的評価.....	79
	(5) 工事進行基準処理におけるモジュールの進捗率.....	79
4	2024 年 3 月期（第 1 四半期から第 3 四半期）.....	80
	(1) N 案件にかかる当期の概況.....	80
	(2) N 案件にかかる売上高・売上原価の状況.....	82
	(3) N 案件追加費用の状況.....	84
	ア N 案件第一期工事について.....	84
	イ N 案件第二期工事について.....	84
	(4) ..... ア .....	85

イ	.....	85
(5) 前受金・前渡金の状況.....		86
ア 前受金・前渡金の支払状況.....		86
イ その他 2024 年 3 月期における Z1 社の状況.....		86
ウ Z1 社に対する前渡金の会計的評価.....		86
(6) 工事進行基準処理におけるモジュールの進捗率.....		87
(7) N 案件にかかる工事損失引当金の計上要否.....		88
(8) Z1 社に対する損害賠償請求.....		90
第 6 中間調査報告書及び最終調査報告書で認められた問題点と発生原因.....		90
1 A 案件によって発生した長期未収入金についての当社による管理・検討状況の問題点（担保資産に関する情報収集等が十分でなかったこと）.....		90
(1) 2023 年 3 月期年度決算時.....		91
(2) 2024 年 3 月期第 1 四半期決算時（2023 年 6 月）.....		91
(3) 合同会社の決算情報の把握等が十分でなかったこと.....		92
2 N 案件における N 案件追加費用、工事進行基準の適用及び前渡金の支払・管理に関する問題点.....		92
(1) 2023 年 3 月期.....		93
(2) 2024 年 3 月期第 1 四半期以降.....		93
(3) モジュールに関する N 案件工事進行基準進捗表の記載上の問題点.....		94
(4) 前渡金の支払・管理に関する問題点等.....		94
3 前記 1 及び 2 の問題点に関する発生原因.....		94
(1) A 案件及び N 案件のようなビジネスに取り組むに際してのマネジメントレベルでのリスク認識の弱さ.....		95
ア A 案件について.....		95
イ N 案件について.....		95
(2) 会計に影響しうる情報（特に非経常的な状況に関するもの）についての感度・リテラシーが十分でなかったこと.....		96
ア A 案件について.....		96
イ N 案件について.....		97
(3) イレギュラーな事象が発生した後の対応策の検討と実行が不十分であること.....		98
ア A 案件について.....		98
イ N 案件について.....		99
第 7 再発防止策.....		100
1 新たなビジネス形態の取り組みに当たってのリスクの検討・把握を十分に行うこと.....		100



2	会計に影響しうる情報（特に非経常的な状況に関するもの）への感度を上げ、会計リテラシーを向上させる施策を実施すること .....	100
3	イレギュラーな事象の発生に対してその発生原因・再発防止策等を十分に検討すること .....	100
第8	結語 .....	101

## 略語等一覧

本書（以下「**最終調査報告書**」という。）で新たに定める主要な略語等は、以下のとおりである。その余は、当社が2024年1月15日付けで開示した中間調査報告書（以下「**中間調査報告書**」という。）の例による。

### 法人名等一覧

略称	正式名称等	表記
██████████	████████████████████	Z1 社
██████	██████████	Z2 社
██████████	██████████	Z3 社
██████████████████ █	████████████████████	Z4 社
██████████████████ ██████████	████████████████████	Z5 社
██████████	██████████	Z6 社
██████████████████	████████████████████	Z7 社
██████████████████	██████████	Z8 社
██████████████████ ██████	████████████████████	Z9 社
██████████	██████████	Z10 社
██████████████████	████████████████████	Z11 社
██████████	████████████████████	Z12 社
██████████	██████████	Z13 社
██████	██████████	Z14 社
██████████	██████████	Z15 社
██████████	████████████████████	Z16 社
██████	██████████	Z17 社
██████████	████████████████████	Z18 社
██████	████████████████████	Z19 社
██████████████████	████████████████████	Z20 社
██████████	████████████████████	Z21 社
██████████████████	██████████	Z22 社
██████████	██████████	Z23 社

[REDACTED]	[REDACTED]	Z24 社
[REDACTED]	[REDACTED]	Z25 社
[REDACTED]	[REDACTED]	Z26 社
[REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED]	Z27 社
[REDACTED]	[REDACTED]	Z28 社
[REDACTED]	[REDACTED]	Z29 社
[REDACTED]	[REDACTED]	Z30 社
[REDACTED]	[REDACTED]	Z31 社
[REDACTED]	[REDACTED]	Z32 社
[REDACTED]	[REDACTED]	Z33 社
[REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED]	Z34 社
[REDACTED]	[REDACTED]	Z35 社
[REDACTED]	[REDACTED]	Z36 社

## 人名一覧

(所属部署・役職名等は、調査開始時点を基準とする。)

### 1 当社役職員（退任者・退職者含む。）

人名	所属部署・役職名等	表記
当社事業部担当者 A	再生可能エネルギー事業本部 再生可能エネルギー 事業部 部長	—
当社事業部担当者 B	再生可能エネルギー事業本部 再生可能エネルギー 事業部 第一課主任	—
■■■■氏	取締役相談役	a3 氏
■■■■氏	代表取締役社長	a4 氏

### 2 その他（当社役職員以外）

人名	所属部署・役職名等	表記
■■■■氏	Z1 社 専務取締役	c1 氏
■■■■氏	Z1 社 代表取締役	c2 氏
■■■■氏	R 社 元代表取締役会長	d1 氏
■■■■氏	R 社 代表取締役会長	d2 氏
■■■■氏	Z17 社 代表取締役	e1 氏
■■■■氏	Z16 社 専務取締役	f1 氏



Q 案件 EPC 発注契約	Q 案件に関する、当社及び Z1 社間の 2019 年 6 月 19 日付け総合請負契約
Q 案件 EPC 契約	Q 案件 EPC 請負契約及び Q 案件 EPC 発注契約の総称
N 案件第一期工事 EPC 請負契約	N 案件第一期プロジェクトに関する、Z2 社及び当社間の 2020 年 5 月 12 日付け総合請負契約
N 案件第一期工事 EPC 発注契約	N 案件第一期プロジェクトに関する、当社及び Z1 社間の 2020 年 5 月 12 日付け総合請負契約
N 案件第一期工事 EPC 契約	N 案件第一期工事 EPC 請負契約及び N 案件第一期工事 EPC 発注契約の総称
N 案件第二期工事 EPC 請負契約	N 案件第二期プロジェクトに関する、Z3 社及び当社間の 2020 年 5 月 12 日付け総合請負契約
N 案件第二期工事 EPC 発注契約	N 案件第二期プロジェクトに関する、当社及び Z1 社間の 2020 年 5 月 12 日付け総合請負契約
N 案件第二期工事 EPC 契約	N 案件第二期工事 EPC 請負契約及び N 案件第二期工事 EPC 発注契約の総称
N 案件 EPC 請負契約	N 案件第一期工事 EPC 請負契約及び N 案件第二期工事 EPC 請負契約の総称
N 案件 EPC 発注契約	N 案件第一期工事 EPC 発注契約及び N 案件第二期工事 EPC 発注契約の総称
O 案件 EPC 請負契約	O 案件に関する、Z21 社及び当社間の 2020 年 12 月 16 日付け EPC 請負契約
O 案件 EPC 発注契約	O 案件に関する、当社及び Z1 社間の 2020 年 12 月 16 日付け EPC 請負契約
O 案件 EPC 契約	O 案件 EPC 請負契約及び O 案件 EPC 発注契約の総称
S 案件 EPC 請負契約	S 案件に関する、Z23 社及び当社間の 2018 年 6 月 29 日付け EPC 請負契約
S 案件 EPC 発注契約	S 案件に関する、当社及び Z1 社間の 2018 年 9 月 28 日付け建設工事請負契約

### 3 その他

略語等	内容
中間調査報告書	当社が 2024 年 1 月 15 日付けで開示した中間調査報告書
最終調査報告書	本書
先行調査	中間調査報告書第 1・2 記載の目的で行われた当委員会による調査（中間調査報告書における「本調査」と同義である。）







新収益認識基準	企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」
新収益認識適用指針	企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」
工事進行基準	工事契約基準における工事進行基準(ただし、最終調査報告書第 3・2 (2) 以下においては、工事契約基準における工事進行基準に加えて、新収益認識基準における工事進行基準の総称として用いる。)
条件外前受	N 案件におけるモジュールに関する支払条件から前渡しされた前受け
条件外前渡	N 案件におけるモジュールに関する支払条件から前渡しされた前渡し



### 3 追加調査の体制

#### (1) 委員の構成

当委員会の委員の構成は、先行調査と同様である。

#### (2) 調査補助者

当委員会は、以下の者を追加調査の調査補助者に選任し、追加調査に従事させた（なお、追加調査に当たり、新たに選任した者については※を付している。）。

弁護士法人ほくと総合法律事務所	金子恭介（弁護士）
	又吉重樹（弁護士）
	若狭周作（弁護士）
	高橋康平（弁護士）※
	岩永 航（弁護士）※
株式会社アカウンティング・アドバイザー	池内宏幸（公認会計士）
	平井 太（弁護士）※
公認会計士河合健一事務所	河合健一（公認会計士）※
松田公認会計士事務所	松田雄祐（公認会計士）※
田中義孝公認会計士事務所	田中義孝（公認会計士）※

また、当委員会が、追加調査におけるデジタル・フォレンジック調査において EY の支援を受けたこと、及び、追加調査における事務局の構成及び役割は、先行調査と同様である。

#### (3) 調査の独立性確保措置

追加調査の独立性確保措置は、先行調査と同様である（なお、追加調査で新たに選任した補助者及びこれらの者が所属する組織も、当社及びその連結子会社との間で何らの利害関係を有していない [1]。）。

### 4 調査期間等

追加調査の期間は、当委員会が追加調査の委嘱を受けた 2024 年 1 月 15 日から同年 3 月 29 日までである。なお、当該調査期間中に開催した委員会（計 29 回）は、別紙第

---

<sup>1</sup> なお、追加調査において新たに補助者として選任した河合健一公認会計士は、当社が 2022 年 5 月 26 日付けで設置し、同年 6 月 28 日付けで構成変更された特別調査委員会において、調査補助者として関与しているものの、当該特別調査委員会においても独立性が確保されていたこと等を踏まえ、同人を追加調査の補助者として選任することによって、本委員会の独立性が害されることはないと判断し、同人を補助者として選任した。

1-4のとおりである。

## 5 追加調査の手法

### (1) 関係者ヒアリング等

当委員会は、追加調査に必要な範囲で、当社の役職員（取締役 7 名、執行役員 4 名、経理部門 3 名、再生可能エネルギー事業本部 7 名、その他 10 名）及び退職者（1 名）並びに取引先等を含む関係者（15 名）に対するヒアリング（合計 47 名）を、延べ 108 回実施した。具体的なヒアリングの実施年月日及び氏名は、別紙第 1-5-1 のとおりである [2]。

また、当委員会は、当委員会にて件外調査として確認する必要があると判断した N 案件以外の一次下請協力業者 9 社を対象に、総費用の見積額を上回る原価等の発生又は発生可能性、当社又は施主に対する追加費用の請求又は請求可能性、施工体制の大幅な変更、二次下請協力業者に対する支払遅延の発生、契約条件と異なる前受金の受領、及び、工事完成の遅延の有無・内容等に関する質問状を送付し、全社から回答を得た。当委員会が送付した質問状のサンプルは、別紙第 1-5-2 のとおりである。

### (2) 提供を受けた資料等の精査

#### ア 社内保存資料の精査

当委員会は、追加調査に必要な範囲で、当社に対し、当社の社内保存資料（電子データを含む。以下同じ。）を徴求し、開示された社内保存資料（社内規程、議事録、各種契約書、監査書類、財務諸表、経理書類及びその他関係書類）を精査した。

#### イ 関係者から提出された資料の精査

当委員会は、ヒアリングを実施した関係者から随時開示された資料を精査した。

#### ウ 公知資料の精査

当委員会は、当社の法定開示資料及びウェブサイトに掲載されている各種資料を精査した。

### (3) デジタル・フォレンジック調査

当委員会は、EY の支援を受けて、当社の役職員のうち N 案件の主な関係者 12 名（取締役 2 名、執行役員 1 名、経理部門 4 名、法務部門 1 名及び再生可能エネルギー事業本部 4 名）のデータを対象に、保全及びキーワード等で絞り込んだ 5 万 5825 件

---

<sup>2</sup> なお、先行調査で行った関係者ヒアリング（合計 26 名）の内訳は、当社の役職員（取締役 5 名、執行役員 2 名、経理部門 3 名、法務部門 1 名、再生可能エネルギー事業本部 3 名及びその他従業員 1 名）及び退職者（4 名）並びに取引先等を含む関係者（7 名）である。

のデータに対してレビューを実施した。レビュー体制については、EYによる一次レビューを実施し、一次レビューにおいて重要と判断されたデータを対象として、当委員会による二次レビューを実施した。当委員会による二次レビューの結果、詳細検討が必要とされたデータについては、当委員会によりヒアリング等の追加調査が行われた。なお、デジタル・フォレンジック調査の詳細は、別紙第1-5-3のとおりである[3]。

#### (4) 社内アンケート調査

追加調査の過程で、N案件に関する当社営業担当者等が、N案件追加費用の会計処理の適切性に影響を及ぼしうる事情について把握していたものの、当該事情が、当社経理に対して共有されていなかった疑義が確認されたことを受け、当委員会は、1000万円以上の追加費用、損失又は資産価値の下落等の発生又は発生可能性に関する認識の有無・内容等に関して、2023年12月末時点における以下の当社役職員計86名を対象に、アンケート調査を行った。具体的なアンケート項目の内容は、別紙第1-5-4のとおりである。

N案件を担当する営業部門	営業担当者等以上の職位の者
上記以外の営業本部	課長以上の職位の者
その他	支店長・部長、経理部営業会計課

また、当社の完全子会社である [REDACTED] (以下「Z4社」という。)は、N案件を担当する当社営業部門と連携し請負工事を行っていることから、当委員会は、同社代表取締役社長及び営業部長計2名を対象に、アンケート調査を行った。

当委員会は、これらのアンケート調査の対象者全員から回答を回収し、回答の趣旨確認等が必要であると判断した12名を対象に、適宜の方法で連絡を取って、確認を行った。

#### (5) その他

当委員会は、先行調査同様、追加調査においても、N案件についての当社内の関与者が特定できていること、及び、デジタル・フォレンジック調査その他の調査の結果、N案件以外の不正疑義等が確認されなかったことから、当社の役職員から情報提供を受け付けるホットライン設置を行わなかった。

---

<sup>3</sup> なお、先行調査で行ったデジタル・フォレンジック調査の対象者(合計7名)の内訳は、取締役1名、執行役員1名、経理部門3名、法務部門1名、その他従業員1名である。

## 6 追加調査の限界

### (1) 任意調査の限界

#### ア 当社内の任意調査の限界

当委員会は、強制的な調査権限を有しておらず、あくまで当社の役職員の任意の協力の下で追加調査を実施したにすぎない。

#### イ 当社外の任意調査の限界

当委員会は、強制的な調査権限を有しておらず、当社の取引先等を含む関係者の任意の協力の下で追加調査を実施したにすぎず、これらの者は当委員会に対してヒアリングその他の資料要請等に協力する義務等を負っていない。

また、当委員会は、関係者に対し、その取引先等へのヒアリングを打診したものの、これを拒まれ、ヒアリングを実施できないこともあった。

### (2) 時間的制約

当委員会は、限られた期間の中で追加調査を実施したにすぎず、時間的制約を伴うものである。

### (3) デジタル・フォレンジック調査上の制限

当委員会は、追加調査におけるデジタル・フォレンジック調査においても、先行調査同様、当社が使用するサブスクリプションサービスのライセンス上の制約その他の制約を受けた。

## 7 中間調査報告書と最終調査報告書の関係

最終調査報告書は、先行調査に関する中間調査報告書と一体となるものであり、後記第 6 以降については、中間調査報告書で認定された事実関係も踏まえた内容としている。

## 第 2 当社の太陽光事業の概要等

当社の概要等は、中間調査報告書第 2 で紹介した内容を参照されたい。

なお、中間調査報告書第 2・3 のとおり、当社における太陽光事業の具体的な内容は、以下のように大別することができる。N 案件は、下記②に該当する取引であり、かかる取引は、時期によって変遷はあるが、2022 年 3 月 31 日までは当社再生可能エネルギー推進室等の複数部署において行われていたものの、同年 4 月 1 日に当社再生可能エネルギー事業本部が設立されて以降、同本部に集約されることとなった。

- ① 自社で太陽光発電設備を保有し、電力会社に売電する

- ② 太陽光発電設備の EPC [4] にかかる契約を締結し、太陽光発電設備の設計、調達及び建設を請け負う
- ③ ID 等の売買を仲介する
- ④ ID 等の売買を行う
- ⑤ 匿名組合への投資

また、当社のセグメントごとの連結売上高 [5] 及び上記②に該当する取引の売上高は、下表のとおりである。

(単位：百万円)

	2018年 3月期	2019年 3月期	2020年 3月期	2021年 3月期	2022年 3月期	2023年 3月期
電力事業 [6]	53,883	65,833	52,458	64,480	8,517	9,340
環境・化学・機械事業 [7]	—	—	39,070	42,900	46,294	49,701
化学・環境事業	34,608	42,730	—	—	—	—
電子精機事業	10,672	10,083	—	—	—	—
生活関連事業	4,972	6,172	6,241	5,554	4,060	4,845
その他（不動産賃貸）	134	134	134	94	—	—
売上高計	104,271	124,954	97,905	113,030	58,872	63,888
うち上記② [8]	1,411	3,608	4,082	15,686	21,929	21,755

### 第3 N 案件にかかる事実認定等

#### 1 N 案件に至るまでの経緯

##### (1) 当社と R 社及び Z1 社との関わり

##### ア P 案件

当社は、2017年12月21日、再生可能エネルギーファンドに対するアレンジメント事業等を行っている [ ] (以下「Z5 社」という。) の紹介を受け、太陽光発電設備について事業計画認定を取得することにより、再生可能エネルギーの固定価格買取制度 (FIT 制度) を用いて、発電した電気を電力会社に売却し、収入を得る計画 (以下「FIT 売電計画」という。) の実行を目指す

<sup>4</sup> Engineering (設計)、Procurement (調達) 及び Construction (建設) の頭文字を指す。

<sup>5</sup> ただし、2018年3月期以前は、連結財務諸表の作成をしていないため、上表の2018年3月期は当社単体の売上高を記載している。

<sup>6</sup> 2022年3月期より「収益認識に関する会計基準」等を適用し、当社の役割が代理人に該当する取引について総額処理から純額処理へと収益認識に関する会計処理方法を変更した結果、売上高が大きく減少している。

<sup>7</sup> 当社グループは、2020年4月に組織再編を実施し、有価証券報告書上も2020年3月期以降のセグメントにおいて、化学・環境事業と電子精機事業を統合し、環境・化学・機械事業へ変更している。

<sup>8</sup> 上記②を含む太陽光事業は、上表のセグメント上、化学・環境事業 (2020年3月期以降は、環境・化学・機械事業) に含まれる。

す[ ](以下「Z6社」という。)とEPC請負契約(以下「P案件EPC請負契約」という。)を締結し、P案件[9]の発電所及びその関連設備の設計、資機材の調達及び建設工事等の全て(EPC)を請け負った。

また、当社は、2017年12月21日、Z1社との間でP案件EPC請負契約と契約金額及び支払期日を除き、おおむね同内容の工事請負契約(以下「P案件EPC発注契約」といい、P案件EPC請負契約とP案件EPC発注契約を総称して、「P案件EPC契約」という。)を締結し、Z1社と初めて契約関係を持つに至った。

P案件では、当社に案件が紹介される以前から、Z1社が下請協力業者として関与することが決まっていた。[ ] [10]

[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]

そして、P案件では、本件スキームが採用されたため、EPCに関する作業の大部分はZ1社が担当しており、当社は、工事現場への現場代理人兼監理技術者の配置、工事現場の安全管理等、元請として法令上要求される業務等を限定的に担当していた[11]。

なお、当社が本件スキームで太陽光案件に関与したのは、P案件が初めてであった。

## イ Q案件

当社は、2019年、Z1社の紹介を受け、R社の特別目的会社である[ ](以下「Z7社」という。)と総合請負契約(以下「Q案件EPC請負契約」という。)を締結し、Q案件[12]のEPCを請け負い、R社と初めて関わりを持った。当社のQ案件の参画に至る経緯は、以下のとおりであった。

---

<sup>9</sup> 設備所在地：[ ]県[ ]

<sup>10</sup> [ ]

<sup>11</sup> 建設業法第22条第1項は、「建設業者は、その請け負った建設工事を、いかなる方法をもってするかを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。」と定めており、一括下請負を禁止しているが、同条第3項において、当該建設工事の元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、一括下請負の禁止の例外とされている。かかる建設業法上の定めを受け、当社は、Z6社から工事の施工をZ1社に一括して請け負わせることを承諾する旨の2017年12月21日付け一括下請工事承諾書を取得している。

<sup>12</sup> 設備所在地：[ ]県Q市[ ]





用、及び EPC 契約において予定されている工事等ではあるが、当該工事等について想定以上に発生した費用（以下「追加費用」という。）のいずれであっても、当社から支払われる請負代金とは別に施主から受領できる場合は、当社を介さず、直接受領しても問題ないと伝えていたとのことである。c1 氏によれば、実際に、Z1 社は、Q 案件において、当社の関与なく、R 社と直接交渉し、[16] [redacted] [redacted] [redacted]追加工事について生じた費用約 [redacted] 万円（税込）を直接施主から受領していたとのことである。

なお、c1 氏によれば、Z1 社は、P 案件時から、[redacted] [redacted]追加費用については施主と直接交渉をするべき事項であって、R 社から当社に対して追加費用の支払いがない中で、当社に追加費用を支払ってもらおうとは考えなかったとのことであり、かかる認識は N 案件時も有していたとのことである。

## (2) P 案件及び Q 案件に参画した際の当社におけるリスク検討状況

### ア P 案件参画時のリスク検討状況

P 案件では、当初、[redacted]（以下「Z9 社」という。）が Z6 社の出資者となる予定であったが、その後、[redacted]（以下「Z10 社」という。）に変更された。当社事業部担当者 A によれば、P 案件は、当初、金融機関が Z6 社に対して融資を行うプロジェクトファイナンス案件であったが、かかる出資者の変更に伴い、Z10 社が 100%出資する形で案件を進めることになったとのことである。当社事業部担当者 A によれば、当社は、Z10 社が業界大手の会社であることから、Z6 社から当社に対して契約代金が振り込まれないというリスクは極めて少ないと整理していたとのことである。

また、当社は、Z1 社が工事を完遂できないリスクについて、[redacted] [redacted]（以下「Z11 社」という。）の調査報告書を取得・確認するとともに、過去に複数の太陽光案件に関する工事を実施した実績があること、太陽光発電所を自社で保有していること、複数の仕掛案件を抱えていること及び P 案件の事業用地を Z1 社の代表取締役である [redacted] 氏（以下「c2 氏」という。）が取得しており、c2 氏に地上権収入が見込めること等から当面の経営不安は少ないと整理していた。

そして、P 案件 EPC 契約は、前述のとおり、P 案件の発電所及びその関連設備の設計、資機材の調達及び建設工事等の全てを対象として、工事代金を決定しているた

め（いわゆるフルターンキー契約 [17] である。）、基本的に追加費用が発生したとしても、Z1 社から請求されることは想定していなかった。ただし、P 案件 EPC 発注契約上の文言に該当すれば、Z1 社から発生した追加費用の請求をされる場合 [18] もあるが、当社は、この場合であっても、P 案件 EPC 請負契約と P 案件 EPC 発注契約の内容は契約金額及び支払期日を除き、おおむね同一であるため、Z1 社が当社に対して追加費用を請求できる場合は、当社も Z6 社に対して当該追加費用を請求できるため、当社が Z1 社に対して追加費用を支払う一方で Z6 社から当社が支払いを受けられない場面は想定されないという発想を有していた。そのため、当社は、P 案件に参画するに際し、過去に当社が参画した太陽光案件における契約金額と比較して、相場から乖離した契約金額ではないことを確認したものの、P 案件の EPC の作業内容やかかる作業内容に対する契約金額の妥当性について、専門的な知見を有する人員による検証を行わなかった。

当社が [ ] 関与したその他の太陽光発電所の EPC 案件についても、出資者の与信リスク及び下請協力業者が工事を完遂できないリスクについて P 案件と同程度の検討を行っていた。もっとも、いずれの案件の EPC 契約も、P 案件と同様の構造で、基本的に追加費用が発生したとしても下請協力業者から請求されることは想定しておらず、例外的に、契約上の文言に該当し、Z1 社から発生した追加費用の請求をされる場合であっても、当社が下請協力業者に対して追加費用を支払う一方で施主から当社が支払いを受けられない場面は想定されないという発想の下、当社は、案件に参画するに際し、過去に当社が参画した太陽光案件における契約金額と比較して、相場から乖離した契約金額ではないことを確認したものの、EPC の作業内容やかかる作業内容に対する契約金額の妥当性について、専門的な知見を有する人員による検証を行わなかった。

## イ Q 案件参画時のリスク検討状況

Q 案件では、R 社が Z7 社の出資者であり、金融機関が Z7 社に対し、融資を行う予定であった。当社は、R 社が中国の大手電力会社である [ ]（以下「Z12 社」という。）の 100%子会社であること、及び、金融機関が Z7 社に対して融資を行うプロジェクトファイナンス案件であることから、Z7 社から当社に対して

---

17 フルターンキー契約とは、設計から機器・資材・役務の調達、建設及び試運転までの全業務を単一の業者が一括して定額で、納期、保証、性能保証責任を負って請け負う契約のことをいい、キー（鍵）を回しさえすれば稼働できる状態で施主に引き渡すことを語源とするものである。

18 発注者の要請により、かつ受注者の責めに帰さない事由により工事の変更が行われ、追加費用が発生したとき等。

契約代金が振り込まれないというリスクは極めて少ないと整理していた [19]。

また、当社は、Z1 社が工事を完遂できないリスクについて、P 案件で検討して問題ないと整理したため、施工体制等の確認等を除き、Q 案件参画時に新たに検討しなかった。

そして、Q 案件 EPC 契約も、P 案件と同様の構造で、基本的に追加費用が発生することは想定されておらず、また、追加費用が発生した場合であっても、当社が Z1 社に対して追加費用を支払う一方で Z7 社から当社が支払いを受けられない場面は想定されないという発想の下、当社は、Q 案件に参画するに際し、過去に当社が参画した太陽光案件における契約金額と比較して、相場から乖離した契約金額ではないことを確認したものの、Q 案件の EPC の対象となっている工事内容やかかる工事内容に対する契約金額の妥当性について、専門的な知見を有する人員による検証を行わなかった。

## 2 N 案件総合請負契約締結に至るまでの経緯

### (1) N 案件入札に至るまでの経緯

c1 氏によれば、Z1 社は、Q 案件の施工時、R 社の代表取締役であった ■■■ 氏（以下「d1 氏」という。） [20] から、工期を短縮して欲しい旨の依頼を受け、大きな障害も生じさせずに 7 か月程短縮した工期で工事を終わらせた。■■■■■

N 案件は、■■■ 県 ■■■■ N 村 ■■■■■■ を設備所在地とする太陽光発電設備について取得した事業計画認定（以下「N 案件第一期 ID」という。）に関するプロジェクト（以下「N 案件第一期プロジェクト」という。）及び■■■ 県 ■■■■ N 村 ■■■■■■ を設備所在地とする太陽光発電設備について取得した事業計画認定（以下「N 案件第二期 ID」という。）に関するプロジェクト（以下「N 案件第二期プロジェクト」という。）に分かれていた。N 案件第一期 ID 及び N 案件第二期 ID の詳細は、以下のとおりである。

<sup>19</sup> 当社事業部担当者 A によれば、Q 案件では、最終的に、Z7 社が、金融機関からプロジェクトファイナンスを受けることができず、R 社が 100% 出資する形で案件を進めることになったが、■■■■■（以下「Z13 社」という。）から R 社に対し、プロジェクトファイナンスに関する融資見積条件が提出されており、当社は、Q 案件について、事業性が担保されていると整理していたとのことである。

<sup>20</sup> d1 氏は、遅くとも 2019 年 3 月 29 日から 2022 年 10 月 24 日まで R 社の代表取締役を務めていた。



は、Q 案件と比較してさらに発電所の規模が大きな案件であった [22] が、当社は、N 案件に参画するに当たり、Z1 社の工事を完遂できないリスクについて、かかる Q 案件との規模の差異に着目した追加の検討を行うことはなかった。

加えて、N 案件の事業用地は山林であり、Q 案件の事業用地はゴルフ場であったところ、c1 氏によれば、N 案件の事業用地は、Q 案件の事業用地と比較して、土質が非常に悪く重機の作業制限があったこと等から造成工事等の難易度が高かったとのことである。しかし、当社事業部担当者 A によれば、当社は、かかる N 案件と Q 案件の造成工事等の難易度の違いを認識していなかったとのことである。

さらに、入札段階から、N 案件で締結される EPC 契約は、P 案件及び Q 案件と同様、N 案件の発電所及びその関連設備の設計、資機材の調達及び建設工事等の全てを対象とすることを予定していたため、基本的に、追加費用が発生したとしても、Z1 社から請求されることは想定していなかった。ただし、P 案件及び Q 案件と同様、EPC 契約書上の文言に該当すれば、Z1 社から発生した追加費用の請求をされる場合もあるが、この場合であっても、Z2 社及び当社並びに Z3 社及び当社間で締結する EPC 契約と当社及び Z1 社間で締結する EPC 契約の内容は同一である予定であったため、Z1 社が当社に対して追加費用を請求できる場合は、当社も Z2 社又は Z3 社に対して当該追加費用を請求できるため、追加費用が発生した場合であっても、当社が Z1 社に対して追加費用を支払う一方で Z2 社又は Z3 社から当社が支払いを受けられない場面は想定されないと考えていた。そのため、当社は、N 案件に参画するに際し、過去に当社が参画した太陽光案件における契約金額と比較して、相場から乖離した契約金額ではないことを確認したものの、N 案件の EPC の対象となっている工事内容やかかる工事内容に対する契約金額の妥当性について、専門的な知見を有する人員による検証を行わなかった。

### (3) N 案件入札の概要

当社は、N 案件の入札に当たり、R 社に対し、入札参加書並びに N 案件第一期プロジェクトの実施のための一切の業務 [23] (以下「N 案件第一期工事」という。) 及び N 案件第二期プロジェクトの実施のための一切の業務 (前記脚注 23 同旨。以下「N 案件第二期工事」といい、N 案件第一期工事とあわせて「N 案件工事」という。) に関する見積金額が記載された書類を提出する必要があったところ、当該書類については、

---

<sup>22</sup> Q 案件の発電所における設備容量は █████ MW であり、N 案件の発電所における設備容量は █████ MW (N 案件第一期プロジェクトの発電所における設備容量 █████ MW と N 案件第二期プロジェクトの発電所における設備容量 █████ MW の合計) である。

<sup>23</sup> 地盤改良工事及び緑化工事 (種子吹付、設備養生) を除く、現地調査、設計、土木工事施工、設備設置及び調整、発電設備の試運転、竣工検収 (性能保証値の達成を含む。) その他発電設備を商業運転による売電先への電力の供給が可能な状態で施主に引き渡すために必要な全ての業務並びにこれらに付帯する業務を指す。

Z1 社が作成したものを提出していた。

なお、入札前の段階において、当社は、Z1 社との間で、当社が発電量に対して 1kw 当たり ■ 万円の利益を取得することについて、口頭で合意していたところ、当該書類には当社の利益が含まれた見積金額が記載されていた。

入札は、計 3 回実施されたところ、実施日並びに当社が提出した N 案件第一期工事及び N 案件第二期工事それぞれの見積金額は、以下のとおりであった。

実施日	見積金額（税抜）		
	N 案件第一期工事	N 案件第二期工事	総見積金額
2020 年 1 月 27 日	■	■	■
2020 年 2 月 5 日	■	■	■
2020 年 3 月 26 日	■	■	■

N 案件において R 社は、N 案件第一期 ID 及び N 案件第二期 ID の失効を防ぐため、林地開発許可の取得を急ぐ必要があった。

N 案件に関する林地開発許可の取得は、■ (以下「Z14 社」という。) が担当しており、Z14 社は、入札当時、林地開発許可を取得するための図面 (以下「N 案件許可図面」という。) の作成を進めていた。

c1 氏によれば、入札者は、N 案件許可図面を基に N 案件工事の見積金額を算出していたところ、N 案件許可図面は林地開発許可を問題なく早期に取得するため、内容が必要以上に高性能な仕様になっており、N 案件許可図面を基に算出された工事の見積金額は高額なものになったとのことである (なお、当社との関係では Z1 社がかかる検討を行っていた。)

■  
■ [24] ■  
■  
■  
■

■

[REDACTED]

[REDACTED] 第 2 回入札と比較して第 3 回入札の総見積金額は増加したとのことである。

当社事業部担当者 A によれば、当社は、第 3 回入札後、R 社より、Z12 社の承認の下、当社が落札者に決まりそうである旨を伝えられ、R 社との間で契約金額の最終調整を行ったとのことである。

その後、当社は、R 社から、当社が正式に落札者に決定した旨を通知する [REDACTED] [REDACTED] 付け一般競争入札結果通知書を受領し、Z2 社及び Z3 社から N 案件の EPC を請け負うこととなった。

そして、前述のとおり、Z1 社が当社の下請協力業者として関与することが決まっていたため、P 案件及び Q 案件同様、EPC に関する作業は Z1 社が担当し、当社は、工事現場への現場代理人兼監理技術者の配置、工事現場の安全管理等、元請として法令上要求される業務を担当することになった [25]。

#### (4) N 案件許可図面の特殊性

前述のとおり、N 案件に関する林地開発許可の取得は、Z14 社が担当し、N 案件許可図面の作成を進めていた。R 社担当者によれば、R 社は、Z14 社を同席させた説明会において、入札関係者に対し、N 案件許可図面があくまで林地開発許可を早期に取得するために作成されたものであることを説明し、そのことを前提に見積りを作成するよう依頼したとのことである。

当社は、2020 年 4 月 27 日、R 社、Z14 社及び Z1 社が同席する打合せ（以下「N 案件四社間打合せ」という。）に参加しているところ、N 案件四社間打合せにおいては、N 案件許可図面に記載されている工事内容の変更の可否を含む N 案件工事の実施に関する協議が行われた。

---

<sup>25</sup> 当社は、Z2 社から N 案件第一期工事の施工を Z1 社に一括して請け負わせることを承諾する旨の 2020 年 5 月 12 日付け一括下請工事承諾書を取得している。また、当社は、Z3 社から N 案件第二期工事の施工を Z1 社に一括して請け負わせることを承諾する旨の 2020 年 5 月 12 日付け一括下請工事承諾書を取得している。





### (6) 入札段階における当社の N 案件追加費用に対する認識

前述のとおり、当社事業部担当者 A によれば、当社は、N 案件施工図の作成に向け、N 案件許可図面の内容について、一般的な EPC 案件時より多くの修正をする必要があるとの認識を有しておらず、N 案件施工図の作成に向け、N 案件許可図面の内容を大幅に変更する必要があるという事情が契約金額に与える影響について認識していなかった。また、当社は、N 案件許可図面に記載されている工事内容の変更の可否を含む N 案件工事の実施に関する協議が行われた N 案件四社間打合せに参加していたが、当社事業部担当者 A によれば、N 案件許可図面の内容を大幅に修正する必要があるとの説明を受けた記憶はないとのことである。

さらに、当社事業部担当者 A によれば、当社は、第 1 回入札から第 2 回入札にかけて入札金額が大幅に減額されていること、及び、第 2 回入札から第 3 回入札にかけて入札金額が大幅に増額されていることを認識していたが、当社の利益は、1kw 当たり ■ 万円という決め方がなされており、入札金額が変更されたとしても、当社の利益に影響しないことから、入札金額が変更された理由等について関心を持たず、Z1 社に対して入札金額が変更になった理由を確認しなかったとのことである。加えて、当社事業部担当者 A によれば、当社は、契約金額が EPC の作業内容に対して妥当であるかについて専門的な知見を有する人員による検証を行わなかった。

なお、当委員会の追加調査では、当社が入札段階で N 案件追加費用の発生可能性を認識していなかったという上記当社事業部担当者 A の認識に反する事実及び証拠は確認できなかった。

### 3 N 案件第一期工事 EPC 契約及び N 案件第二期工事 EPC 契約の締結

前述のとおり、N 案件は、N 案件第一期プロジェクト及び N 案件第二期プロジェクトに分かれており、プロジェクトごとに契約が締結された。

当社は、2020 年 5 月 12 日、Z2 社との間で総合請負契約（以下「**N 案件第一期工事 EPC 請負契約**」という。）を締結し、請負金額 ■■■■■ 円（税抜）で N 案件第一期工事を請け負った。また、当社は、同日、N 案件第一期工事について、Z1 社との間で総合請負契約（以下「**N 案件第一期工事 EPC 発注契約**」といい、N 案件第一期工事 EPC 請負契約と N 案件第一期工事 EPC 発注契約を総称して、「**N 案件第一期工事 EPC 契約**」という。）を締結し、請負金額 ■■■■■ 円（税抜）で、N 案件第一期工事を発注した。入札段階の予定どおり、N 案件第一期工事 EPC 請負契約及び N 案件第一期工事 EPC 発注契約は、契約金額及び支払期日を除き、おおむね同一内容であり、運転開始時期は ■■■■■ と定められた。

また、当社は、■■■■■、Z3 社との間で総合請負契約（以下「**N 案件第二期工事 EPC 請負契約**」という。）を締結し、請負代 ■■■■■ 円（税抜）で N 案件第二期工事を請け負った。そして、当社は、同日、N 案件第二期工事について、Z1 社

との間で総合請負契約（以下「**N 案件第二期工事 EPC 発注契約**」といい、N 案件第二期工事 EPC 請負契約と N 案件第二期工事 EPC 発注契約を総称して、「**N 案件第二期工事 EPC 契約**」という。）を締結し、[REDACTED]円（税抜）で、N 案件第二期工事を発注した。入札段階の予定どおり、N 案件第二期工事 EPC 請負契約及び N 案件第二期工事 EPC 発注契約は、契約金額及び支払期日を除き、おおむね同一内容であり、運転開始時期は[REDACTED]と定められた。

なお、前述のとおり、N 案件地盤改良等については N 案件第一期工事 EPC 契約及び N 案件第二期工事 EPC 契約の対象とせず、別途、契約又は覚書を締結することとした。そのため、当社は、[REDACTED]、N 案件第一期プロジェクト及び N 案件第二期プロジェクトそれぞれについて、Z2 社及び Z3 社との間で地盤改良に関する覚書を締結し、N 案件第一期プロジェクトについては請負金額[REDACTED]円（税抜）を超えない金額で、N 案件第二期プロジェクトについては請負金額[REDACTED]円（税抜）を超えない金額で、それぞれに関する N 案件地盤改良等を請け負った。また、当社は、同日、N 案件第一期工事及び N 案件第二期工事それぞれについて、Z1 社との間で地盤改良に関する覚書を締結し、N 案件第一期プロジェクトについては請負金額[REDACTED]円（税抜）を超えない金額で、N 案件第二期プロジェクトについては請負金額[REDACTED]円（税抜）を超えない金額で、それぞれに関する N 案件地盤改良等を発注した。

#### 4 N 案件工事の進捗状況

##### (1) N 案件工事の進捗状況

##### ア N 案件開発行為変更に関する N 村及び[REDACTED]県との折衝

c1 氏によれば、Z1 社は、[REDACTED]、Z14 社から N 案件許可図面から内容が更新された図面を取得した<sup>[28]</sup>。前述のとおり、Z1 社は、N 案件許可図面を基に[REDACTED]付けで取得した林地開発許可の対象となる開発行為を変更（以下「**N 案件開発行為変更**」という。）した上で、N 案件施工図を作成し、N 案件造成工事費等をいくらか減額することを予定していた。そこで、c1 氏によれば、Z1 社は、N 案件開発行為変更を行うため、N 村及び[REDACTED]県との協議を行ったとのことである。しかし、c1 氏によれば、入札段階で R 社及び Z14 社から N 案件開発行為変更は可能であると伝えられていたにもかかわらず、Z1 社が予定していた N 案件開発行為変更は一部のみしか N 村及び[REDACTED]県から認められず、N 村及び[REDACTED]県との交渉が難航し、その結果、Z1 社は、[REDACTED]まで N 案件施工図を完成できなかったとのことである。

---

<sup>28</sup> c1 氏によれば、N 案件許可図面は、林地開発許可を取得するための図面という意味では完成していたが、Z1 社に対し提供する図面としては不足していたため、N 案件許可図面から内容が更新された図面が Z1 社に対し、提供されたとのことである。

## イ 開拓財産の工事に関する N 村及び 県との折衝

N 案件の事業用地には、N 村が所有する開拓財産 [29] が含まれていたところ、R 社担当者によれば、R 社は、N 案件の実施に当たり、N 村及び 県との間で、N 案件の発電所の建設工事に着手する前に開拓財産の工事を終え、N 村及び 県の確認検査を受け、承認を得ることを約したとのことである。かかる開拓財産の工事は、N 案件工事の対象となっていたため、Z1 社は、開拓財産の工事を実施したが、 まで N 村及び 県から承認を得ることができず、同時期以降まで、N 案件工事の本格的な造成工事等に着手できなかった。

## ウ N 案件第一期工事の先行実施

N 案件第一期工事及び N 案件第二期工事は、当初、同時に進める予定であった。しかし、FIT 売電計画の実施には、系統と呼ばれる電力会社の送電線等に太陽光発電所で発電した電力を連系する工事（系統連系）が必要不可欠であるところ、N 案件第二期工事に関する T 社の系統連系が遅れるため、c1 氏によれば、R 社は、 頃、Z1 社に対し、N 案件第二期プロジェクトの運転開始時期を後ろ倒しとするため、N 案件第一期工事を優先して終わらせるよう依頼したとのことである。これを受け、Z1 社は、N 案件第一期工事の工期を短縮するために発生する費用（以下「N 案件第一期工期短縮費用」という。）を算出し、後述のとおり、当社を通じて、R 社に対し、提出した。また、c1 氏によれば、Z1 社は、R 社に対し、N 案件第一期工事の工期を短縮することに対するインセンティブ報酬の支払いに関し、R 社及び当社並びに当社及び Z1 社がそれぞれ契約又は覚書を締結することを要求したとのことである。

このような経緯の下で、Z2 社は、 、当社との間で N 案件第一期工事の期間短縮及び早期の引渡しの実施等に関する覚書を締結し、当社は、同日、Z1 社との間で N 案件第一期工事の期間短縮及び早期の引渡しの実施等に関する覚書を締結した。

## エ N 案件第二期プロジェクトの系統連系時期と確定及び工期の変更

前述のとおり、N 案件第一期工事を優先的に終わらせた結果、N 案件第一期プロジェクトの売電は、 に開始された。

もつとも、 頃に R 社より、N 案件第二期プロジェクトの系統連系の時期が の予定となったこと及びこれに伴い N 案件第二期工事の工期の終期を から に変更することが伝えられるまで、N 案件第二期プロジェクトの系統連系時期は不明確であった。Z1 社は、N 案件第二

---

<sup>29</sup> 戦後まもなく行われた農地改革や開拓事業により、国が自作農創設という目的のために直接買収した道路や水路等の財産を指す。

期プロジェクトにつき、売電を開始できる状態が整っていない状態であるにもかかわらず、N 案件第二期工事を進めたとしても、かえって、N 案件第二期工事の終了後から売電開始までの間の太陽光電池モジュール（以下「モジュール」という。）等のメンテナンスのために費用が増加することになるため、N 案件第二期工事を進めたくても進めることができず、N 案件第二期工事が十分に進捗しなかった。

#### オ N 案件追加費用に関する R 社との折衝

N 案件第一期プロジェクトの売電が開始された[ ]以降も、後記 5 のとおり、N 案件追加費用に関する当社、Z1 社及び R 社の協議は膠着状態にあったため、[ ]に当社が支払いを受ける N 案件追加費用が[ ]円（税込）と暫定的に決まるまで、Z1 社は、N 案件第二期工事に対する人工の投入について消極的にならざるを得ず、N 案件第二期工事を十分に進捗させることができなかった。

### (2) N 案件工事の進捗状況に関する当社の把握状況

#### ア N 案件工事の進捗状況に関する当社再生可能エネルギー事業部及び当社再生可能エネルギー設備部の把握状況

Z1 社は、本格的な造成工事等に着手できるようになった[ ]頃以降、R 社に対し、当社設備部担当者及び当社が N 案件の工事現場に配置している現場代理人兼監理技術者（以下「当社現場代理人兼監理技術者」という。）が同席する月次の定例会議 [30] において、N 案件工事の進捗状況を報告しており、当社は、Z1 社の報告を通じて、N 案件工事の進捗状況を把握していた。

当社設備部担当者によれば、当社設備部担当者は、上長に当たる当社従業員に対し、工事の進捗が遅延している理由や[ ]について報告していたが、別途、当社経理に対し、直接、N 案件工事の進捗状況を報告することはなく、また、月次の定例会議で Z1 社から取得した資料を提供することもなかったとのことである。

#### イ N 案件工事の進捗状況に関する当社経理の把握状況

当社経理は、当社社内決裁資料及び四半期ごとの N 案件工事の進捗率が記載された進捗表 [31]（以下「N 案件工事進行基準進捗表」という。）から N 案件工事の進捗

---

<sup>30</sup> N 案件第二期工事の進捗が芳しくないことを危惧した R 社の要望により、2023 年 7 月以降、週次で開催されることとなった。当社が工事現場に配置している当社現場代理人兼監理技術者は、週次の定例会議に出席し、議事録を作成し、当社再生可能エネルギー事業部及び当社再生可能エネルギー設備部に対し、メールで共有していた。

<sup>31</sup> N 案件工事にかかる機器費、工事費及び取りまとめ費に関する各項目について、進捗率が記載されている。

状況を把握し、会計処理を行っていた [32]。

N 案件工事進行基準進捗表は、当社事業部担当者 B により作成され、当社再生可能エネルギー事業部及び当社営業支援室に在籍する複数名の当社従業員が N 案件工事進行基準進捗表に添付されている四半期ごとの N 案件工事の進捗率が記載された Z1 社の社印の印影のある進捗表 [33] (以下「Z1 社名義進捗表」という。) の内容との整合性を確認した上で、当社経理に回覧していた。

もともと、Z1 社名義進捗表は、当社事業部担当者 B が月次の定例会議で Z1 社から取得した資料等を基に、N 案件工事の進捗率を算出及び記載し、Z1 社に送付していた。その後、Z1 社は、当社事業部担当者 B から送付された Z1 社名義進捗表に記載されている内容を確認した上で、社印を押印した上で、当社事業部担当者 B に返送していた。なお、Z1 社名義進捗表に記載された N 案件工事にかかる機材費の項目には、モジュールに関する項目が存在するところ、同項目に関する進捗率の算出方法については後記 (3) において詳述する。

当社経理を含むほとんどの当社役職員は、Z1 社名義進捗表が上記のように当社事業部担当者 B の主導で作成されていることについて認識していなかった。

### (3) モジュールに関する N 案件工事進行基準進捗表の記載状況等

前述のとおり、Z1 社名義進捗表は、四半期ごとに、当社事業部担当者 B が内容を記入し、Z1 社がその内容を確認の上、押印していたものであった [34]。また、Z1 社名義進捗表上、機器費欄と工事費欄が区分されており、機器費欄は、当該四半期中に N 案件の現場に据え付けられた機器の金額に応じて、進捗率が計算され、工事費欄は、当該四半期中に進捗した当該機器の据付工事等の状況に応じて、進捗率が計算される運用となっていた。

もともと、2022 年 3 月期第 1 四半期 (2021 年 6 月) 以降のモジュールに関する進捗率については、以下で詳述する理由から、当社事業部担当者 B によって、実態としての進捗率に基づかない数値によって進捗率が計算されることとなった。

すなわち、当社事業部担当者 B によれば、後記 5 のとおり、実際にはモジュールが据え付けられる前に当社事業部担当者 B にて起案した、モジュールの据付分という名目の請求書に基づき、R 社側が当社に対して一定の金額を先行して支払い、当社も Z1

---

<sup>32</sup> 2023 年 11 月頃以降は、事業部及び設備部所属の当社従業員との間で定例的な打合せを行い、N 案件工事の進捗状況の報告を受けていた。

<sup>33</sup> N 案件工事進行基準進捗表と同様の N 案件工事にかかる機器費、工事費及び取りまとめ費に関する各項目について、進捗率が記載されている。

<sup>34</sup> 当社事業部担当者 B によれば、Z1 社以外の業者を一次下請協力業者とする案件においては、当該一次下請協力業者が自ら進捗表を記入・押印の上、当社に提出する運用となっていたものの、N 案件に限らず、Z1 社を一次下請協力業者とする案件においては、Z1 社から、Z1 社のマンパワーとの関係上、Z1 社において進捗表の記入をすることが難しいとの要請があったため、当社事業部担当者 B の前任者の時代から、Z1 社名義進捗表の記入を、当社において行う運用となっていたとのことである。

社に対して同様の名目で、一定の金額を先行して支払っていたことを踏まえ、

- ・ Z1 社名義進捗表上、モジュールの機器費欄・工事費欄の進捗率がいずれも 0%のままでは、自らが起案した、モジュールの据付分という名目の請求書に基づき、金銭の支払いがなされている事実との整合性が取れないのではないかと考えたこと

- ・ [REDACTED]

[REDACTED]  
[REDACTED] [35] [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

また、当社事業部担当者 B は、当社経理が N 案件工事進行基準進捗表を N 案件の工事進行基準の適用の基礎資料として用いていることも認識していたものの、N 案件工事進行基準進捗表上の進捗率を実態とは乖離した数値とした場合に適切でない会計処理がなされる可能性までは深く考えることなく、N 案件工事進行基準進捗表上も、自ら記入した Z1 社名義進捗表との整合性を取る目的で、Z1 社名義進捗表上の機器費欄のモジュールの項目で記載した進捗率と同じ進捗率を記載の上、Z1 社の押印済みの Z1 社名義進捗表とともに、上長、当社営業支援室及び当社経理への回覧に供していた。

そして、かかる回覧を受けた当社事業部担当者 A は、 [REDACTED]  
[REDACTED] 当社事業部担当者 A によれば、

- ・ Z1 社名義進捗表の記入を Z1 社ではなく当社事業部担当者 B が行っていたことを認識していなかったこと
- ・ 機器費欄上のモジュールの項目は、納品が完了していれば進捗率を計算してよい（据付が完了するまでの間、工事費欄のモジュールの項目の進捗率が 0%となっていればよい）という認識であったこと

35

[REDACTED]

- ・（当社事業部担当者 A は、当社事業部担当者 B 等に対する確認等は特段していなかったものの）当社事業部担当者 A としては、N 案件工事進行基準進捗表上の進捗率に整合する分のモジュールは、  
（少なくとも、モジュールが N 案件の現場に納品されていないにもかかわらず、機器費欄上のモジュールの項目において、進捗率が計算されているという認識がなかったこと）

等の事情から、N 案件工事進行基準進捗表上の機器費欄のモジュールの項目の進捗率の記載について、特段違和感を覚えることなく、N 案件工事進行基準進捗表に押印の上、当社営業支援室への回覧に供していたとのことである。

また、当社営業支援室の従業員らによれば、当社営業支援室においては、

- ・ Z1 社名義進捗表の記入を Z1 社ではなく当社事業部担当者 B が行っていたこと、Z1 社名義進捗表及び N 案件工事進行基準進捗表上の機器費欄のモジュールの項目において、  
進捗率が計算されていること等のいずれも認識していなかったこと

等の事情から、Z1 社名義進捗表と N 案件工事進行基準進捗表上の機器費欄のモジュールの項目の進捗率が一致していることのみを確認し、特段違和感を覚えることなく、押印の上、当社経理への回覧に供していたとのことである。

その結果、当社事業部担当者 A や当社営業支援室から、工事進行基準進捗表上の機器費欄のモジュールの項目の進捗率に関して、特段問題点を指摘されることもないまま、当社経理に対し、当社事業部担当者 B、当社事業部担当者 A 及び当社営業支援室の押印がなされた N 案件工事進行基準進捗表が回覧されることとなり、当社経理においては、当該 N 案件工事進行基準進捗表に基づき、会計処理が行われることとなった。

## 5 N 案件追加費用の交渉経緯

### (1) N 案件追加費用の交渉開始

#### ア Z1 社が N 案件追加費用の発生可能性を認識した経緯

前記 2 (5) のとおり、

#### イ R 社と Z1 社の交渉

c1 氏によれば、Z1 社は、  
頃、d1 氏らに対し、少なくとも  
円以上の





その後、前記 5 (1) イのとおり、Z1 社が、[REDACTED]、R 社に対し、合計 [REDACTED] 円 (税抜) の N 案件追加費用を提示したことを受けて、同日、R 社担当者は、Z1 社に対し、元請である当社から N 案件追加費用を提示するよう要請した。Z1 社は、当社に対し、R 社からの要請を伝え、かかる要請を受けて、当社は、[REDACTED]、R 社に対し、N 案件第一期工期短縮費用として 3 億 5540 万円 (税抜) の請求書 (以下「N 案件第一期工期短縮費用請求書」という。)[<sup>39</sup>] を提出するとともに、Z1 社の作成した「工事金額増加について」と題する資料を当社名義に修正して当社事業部担当者 A の押印をしたものを提出し、合計 [REDACTED] 円 (税抜) の N 案件追加費用を提示するメールを送信した。なお、当社事業部担当者 A によれば、このとき提出した N 案件第一期工期短縮費用請求書及び「工事金額増加について」と題する資料は、いずれも当社事業部担当者 A の押印のみがなされたものであったことから、当社再生可能エネルギー事業本部内に情報共有されていたものの、当社内における正式な決裁を経ておらず、当社経理へも情報共有されていなかったとのことである。

## イ Z1 社に対して合計約 [REDACTED] 円の前渡金を支払った経緯

### (ア) Z1 社からの前渡金支払いの要請

後記第 5・2 (3) アのとおり、当社は、Z1 社の要請に応じる形で、[REDACTED]以降、Z1 社に対し、[REDACTED]までに合計 15 回にわたり [<sup>40</sup>]、R 社から受領した前受金の範囲内で N 案件工事の前渡金を支払っていた。かかる状況において、当社は、[REDACTED]頃、Z1 社から、[REDACTED]までと [REDACTED]までに、それぞれ以下の内容として、合計約 [REDACTED] 円の前渡金を支払ってほしい旨の要請を受けた。

2022 年 9 月末

・ [REDACTED] 円 (税込) [REDACTED] 二期工事 モジュール 50% 据付分

2022 年 10 月末

・ [REDACTED] 円 (税込) [REDACTED] 一期工事 緑化・地盤改良完了時

・ [REDACTED] 円 (税込) [REDACTED] 二期工事 地盤改良 80% 完了分

工事ではなく追加費用であることを厳密に理解しておらず、かつ、これらについて、いつ、当社経理の誰に対し、どのような情報を提供したかについて、具体的な記憶喚起はできなかった。一方で、当社経理も、2022 年 8 月時点では、N 案件に関してさらに費用が発生することを認識したにもかかわらず、その費用の性質について当社事業部担当者 A らに対して追加工事と追加費用のいずれによるものなのかを確認した形跡は見当たらない。

<sup>39</sup> N 案件第一期工期短縮費用請求書は、[REDACTED]、当社事業部担当者 A の名義で作成された。

<sup>40</sup> ただし、同日に複数の名目で支払っている条件外前渡金 (後記第 5・2 (3) ア参照) もあり、それぞれ 1 回ずつとして回数をカウントしている。

#### (イ) N 案件追加費用の一部として支払う当初の当社方針及び提案

当社事業部担当者 A によれば、当時の R 社担当者からも、Z1 社の要請に応じて Z1 社に対して上記前渡金を支払ってほしい旨の要請を受け、また、Z1 社に対して約 [ ] 円を支払わなければ、Z1 社が N 案件第二期工事を止める可能性も想定されたとのことであった。そのため、当社事業部担当者 A は、当社が R 社側から N 案件追加費用の支払いを受けることができるだろうと想定し、当社が Z1 社に支払った前渡金を回収できなくなるリスクを避けるためには、前渡金としてではなく、できれば N 案件追加費用の一部として合計約 [ ] 円を Z1 社に対して支払った方が望ましいと考えた。当社事業部担当者 A から相談を受けた当社経理も、 [ ]、 [ ]、Z1 社からの前渡金支払要請の内容を以下のように整理した上で、N 案件追加費用の一部として支払う方法を提案した。

[ ] からの支払要請 [ ] 内訳以下の通り。  
[ ] 1 期（本体＋地盤改良追加工事）  
[ ] 2 期（本体）  
※追加要請内容は、既に終わっている工事部分である

このような経過で、当社事業部担当者 A は、 [ ]、R 社に対し、「N 村太陽光発電一期・二期工事に係る追加費用の検討依頼の件」と題する文書を提出し、 [ ] 円（税抜）の N 案件第一期工期短縮費用及び約 [ ] 円（以下の①ないし③の合計額）の N 案件追加費用の支払いを約することについて検討を依頼した。

- ① N 村一期造成追加工事：約 [ ] 円
- ② N 村二期造成追加工事：約 [ ] 円
- ③ 一期・二期地盤改良工事：約 [ ] 円

そして、当社事業部担当者 A は、c1 氏から説明を受けていた Z1 社と d1 氏らとの間の従前のやり取りを踏まえると、R 社側から、 [ ] 末までに上記の支払いを約する旨を明記した文書を取得できるだろうと想定し、 [ ]、Z1 社に対する約 [ ] 円の支払いについて臨時限度申立書を起案し、 [ ] の本部長会で承認を受けた。

#### (ウ) R 社の反応を踏まえた当社の方針変更

当社及び Z1 社は、[redacted]、[redacted] 頃に赴任した R 社の社長 [41] を含む R 社の幹部らと面談し、N 案件追加費用が発生した経緯を説明した上で、N 案件追加費用の支払いを要請したが、R 社の社長は、当社に対して具体的な金額を明記した N 案件追加費用を支払うことを約する文書を提出することに反対し、かつ、上記面談に同席していなかった d1 氏も具体的な金額を明記した文書を提出することに消極的であったことから、この時点で、R 社側から当社の提示した約 [redacted] 円（税抜）の N 案件追加費用について支払いを約する文書を受領できる見込みがなくなった。そのため、当社事業部担当者 A は、売電を開始した N 案件第一期工事のみの N 案件追加費用である約 [redacted] 円について支払うことを約する文書を R 社側から入手して、約 [redacted] 円から減額した約 [redacted] 円を Z1 社に対して支払うという方針に変更することとした。一方、Z1 社から要請されている支払期限も迫っていたことから、当社事業部担当者 B は、[redacted]、Z1 社に対し、月末までに合計 [redacted] 円（税抜）を支払う旨の内示書（以下「本件内示書」という。）を交付した上で、当社事業部担当者 A は、[redacted]、R 社に対し、Z1 社から [redacted] までに [redacted] 円（税抜） [42] の支払いを要請されている旨のメールを送信し、N 案件第二期工事の工程を遵守すべく、当社から Z1 社に対して N 案件第一期工事のみの N 案件追加費用として [redacted] 円（税抜）を支払うよう R 社側が当社へ依頼する内容の「N 村太陽光発電一期・二期工事に係る追加費用の件」と題する文書を提出するよう要請した。

これに対し、R 社担当者は、[redacted]、当社事業部担当者 A に対し、大要、①N 案件追加費用について R 社と当社は協議中である、②N 案件追加費用の発生は当社側にも一定程度の責任がある、③N 案件第二期工事の前渡金 [43] は一定程度 R 社から支払っている、④N 案件追加費用は [redacted] までに金額を確定させて別途覚書を締結して支払うつもりである旨をメールで回答した。これを受けて、当社事業部担当者 A は、同日、R 社担当者に対し、上記④の内容のみを簡潔に記載した文書をドラフトしてメールで送信し、当社宛に押印したものを提出してほしい旨を要請した。

## (エ) N 案件追加費用に関する R 社の回答

しかしながら、R 社側は、Z12 社の決裁が未了であることを理由に、当社のドラフトした文書のいずれにも押印せず、最終的に、R 社担当者は、[redacted]、当

---

41 なお、同氏は「社長」という立場であるものの、R 社側のいずれの法人の代表取締役としても、取締役としても、登記されていない。

42 当社事業部担当者 A によれば、合計 [redacted] 円（税抜）から、当社の利益分を上乗せした金額とのことである。

43 ここで R 社が記載した前渡金の意味は、モジュール据付分の前渡金を指している。

社事業部担当者 A に対し、N 案件追加費用は R 社と当社の間で確認している最中であり、確認が終わった後、別途覚書を締結して支払うので、N 案件第二期工事を進めてほしい旨のみが記載されている回答書をメールに添付して送信した。

このように、結局のところ、当社は、この時点で R 社との間で N 案件追加費用に関する何らの具体的な合意に至ることができなかった。そのため、当社事業部担当者 A は、[REDACTED]、「N 村太陽光造成追加工事に係る臨時限度申立書・発注伺い取下げの件」と題する文書を社内で回覧し、R 社から、N 案件追加費用の検証に時間を要するため、正式に N 案件追加費用に関する契約を締結するまでには時間がかかる旨の連絡があったという理由を記載し、[REDACTED]付けの本部長会議における承認を取り下げたい旨の説明を記載し、かかる取下げは承認された。

#### (オ) 前渡金としての合計約 [REDACTED] 円の支払い

その上で、当社事業部担当者 A は、R 社側から N 案件追加費用の支払いを受けられることを確定できず、そうであれば、Z1 社に対して N 案件追加費用の一部として支払うことはできない以上、前渡金として支払うほかないと考えて、

[REDACTED]  
[REDACTED] R 社側からの入金時期及び Z1 社への支払時期が変更となり、Z1 社に対して前渡金を支払う旨の臨時限度条件の変更伺いを起案し、同日、本部長会の承認を受けた。

かかる承認に基づき、当社は、Z1 社に対し、上記 (i) 及び (ii) の前渡金として、

[REDACTED] をそれぞれ支払い、当社及び Z1 社は、本件内示書を破棄した。

#### ウ Z1 社からの N 案件追加費用にかかる新たな資料提出

一方、Z1 社は、当社と R 社との間の N 案件追加費用に関する交渉と並行し [REDACTED]、R 社と二社間の打合せを行い、R 社に対し、内訳明細書を提出し、合計 [REDACTED] 円 (税抜) の N 案件追加費用を提示するメールを送信する等、当社を介さずに交渉を継続していた。

#### エ d1 氏の退任

当時の R 社担当者によれば、[REDACTED] 頃までに、d1 氏らは、R 社の社内情報を遮断されていたとのことであり、遅くとも、[REDACTED] 以降の当社と R 社のメールのやり取りに含まれなくなった。そして、当時の R 社担当者によれば、d1 氏が [REDACTED] 以降に Z12 社へ出張した際、R 社に関与しなくなることが決まったとのことであり、実際に、d1 氏は、[REDACTED]、R 社の代表取締役を退任するとともに、顧問等の役職にもとどまることなく、R 社に関与しないこととなった。

なお、当時、当社の取締役相談役を務めていた[ ]氏（以下「a3氏」という。）は、[ ]、d1氏らと会食し、その際、d1氏がR社に関与しないこととなり、N案件追加費用に関する交渉責任者が、同社の社長補佐及び副社長に変更になった旨を確認した。

#### オ Z1社からのN案件追加費用の経緯を説明した文書の提出

d1氏がR社に関与しなくなったことから、Z1社は、R社に対し、改めてこれまでのN案件追加費用が発生するに至った経緯を説明するため、[ ]頃、[ ]に入札図面を受領してから[ ]に林地開発工事に着手するまでの経緯を時系列で記載した「追加費用経緯説明」と題する文書を提出した。

### (3) d1氏退任後の交渉経過

#### ア R社に対する依頼書の提出

R社担当者は、[ ]、Z1社及び当社に対し、当社がR社に提示したN案件第一期工期短縮費用並びにN案件追加費用に関するR社及びZ12社の検討状況を伝えるとともに、[ ]からR社の代表取締役を務める[ ]氏（以下「d2氏」という。）が来日してから協議が推進される見込みであることから、R社がZ12社へ説明するための文書の提出を要請するメールを送信した。

これを受けて、当社事業部担当者A及び当社事業部担当者Bは、[ ]、R社を訪問し、その際、改めて、N案件第一期工期短縮費用として[ ]円（税抜）、N案件追加費用として合計[ ]円（税抜）の支払いを要請する依頼書を提出した。

#### イ 依頼書提出以降のR社との交渉経過

当社及びZ1社は、[ ]から[ ]にかけて複数回にわたり、R社との間でN案件追加費用に関する交渉を行った。具体的には、[ ]にR社担当者と当社事業部担当者A及び当社事業部担当者Bとの間の事務レベルの協議を行い、[ ]以降、d2氏が交渉責任者となってから、[ ]及び[ ]、d2氏も参加してR社、当社及びZ1社の三社間協議が行われた。かかる三社間協議の場において、当社及びZ1社は、d1氏らから[ ]円の支払いが可能であると口頭で説明を受けていた旨も伝えたと、N案件追加費用の金額が本来[ ]円ないし[ ]円程度であるから、[ ]円を下回る金額では許容できない旨を伝えたと、R社からは、[ ]円の支払いが限度である、[ ]円に含まれると伝えられる等、平行線をたどった。なお、前述のとおり、当社及びZ1社が、[ ]以降、数度にわたってR社に対して提出していたN案件追加費用の金額が変遷していたことが、Z12社から金額の信ぴょう性に疑義を抱かれる要因ともなっていた。

当社は、R社との交渉経過を踏まえ、[ ]及び[ ]、Z1社と意見交換を行ったところ、c2氏から、N案件追加費用の金額が[ ]円にとどまるならばN案件工事をこれ以上進められない旨の意見が出されたため、最終的にはN案件追加費用を[ ]円ないし[ ]円程度に増額させるよう、R社との間で交渉を継続することとし、[ ]  
[ ]当該協議を行うことができなかった。その後、c1氏によれば、d1氏らからR社側は[ ]であれば支払えるはずとの助言を受けたとのことであったため、当社及びZ1社は、N案件追加費用として[ ]円の合意を目指すこととした。なお、当社事業部担当者Aは、この頃までの交渉経過をa3氏に対して報告した。

#### (4) N案件追加費用が[ ]円（税込）と決定された経過

##### ア a3氏の交渉参加

a3氏らは、[ ]、R社を訪問したが、その際、R社から、N案件追加費用として[ ]円の支払いが最大限の誠意であると伝えられ、交渉は平行線のままであった。このような状況を打開するため、これ以降、a3氏もN案件追加費用に関する交渉に参加することとなった。

そして、a3氏らは、[ ]、再度、R社を訪問した。a3氏も、当社事業部担当者Aを通じて、事前に[ ]円であれば支払えるはずだというd1氏の意見を聞いていたため、そのことを念頭に置き、N案件追加費用として、[ ]円では納得できず、駆け引きなしの金額として[ ]円である旨を伝え、Z1社が希望する[ ]円との差額[ ]円は別の案件で埋め合わせをしよう等と提案をした。しかしながら、R社からは、Z12社から承認を受けた金額は[ ]円である旨の回答しか得られなかった。

その後、d2氏は、[ ]円を超えるN案件追加費用の支払いを要請する当社の意向をZ12社が受け容れられるか否か確認すべく中国へ渡航し、その間、当社事業部担当者A及び当社事業部担当者B並びにc1氏は、R社を訪問して事務レベルの協議を行い、R社の要請を受けて当社事業部担当者Bは、Z1社の作成したN案件追加費用にかかる資料一式も再度提出した。しかしながら、当社事業部担当者Bは、[ ]  
[ ]、R社担当者から提示している[ ]円は税抜ではなく税込であると伝えられ、[ ]円を超えるN案件追加費用の支払いを合意する見込みは薄い状況のままであった。

##### イ N案件追加費用の合意

a3氏らは、[ ]、R社を訪問し、中国から帰国したd2氏を含むR社及びZ12社の幹部らと協議した。その結果、R社は、N案件追加費用として最大限支払える金額が[ ]円（税込）であることを譲らなかったため、当社事業部担当者Aは、Z1社に対し、その旨を報告し、最終的に、Z1社もN案件追加費用としてR社

側から支払われる金額が[ ]円（税込）でやむを得ないと考え、その金額で合意することを受け容れた。そして、[ ]、d2 氏及び a3 氏は、N 案件追加費用が[ ]円を超えないことを原則とすること、及び、N 案件第二期工事の引渡期日を[ ]に変更することに合意し、当該合意内容が記載された議事録に署名した。なお、N 案件追加費用が[ ]円（税込）で暫定的に決まったことは、遅くとも、[ ]に、当社経理に情報共有された。

その後、R 社は、改めて、当社及び Z1 社が提示した約[ ]円の N 案件追加費用に関する資料を提供してほしいと要請したことから、Z1 社は、R 社に対し、[ ]、N 案件追加費用のうち、N 案件第一期工事分を[ ]円（税込）、N 案件第二期工事分を[ ]円（税込）とする資料を提供し、[ ]以降も、当社事業部担当者 B と R 社担当者との間で N 案件追加費用に関するメールのやり取りを継続して行った。これら一連のやり取りは、前述のとおり、N 案件追加費用について[ ]円（税込）を超えないことを原則と合意した状況下において、①R 社が委託したである[ ]（以下「Z15 社」という。）による金額妥当性の精査 [44]、②Z12 社での内容精査を経る必要があったために行われたものであった。

#### ウ N 案件第一期工期短縮費用の取扱い

N 案件追加費用と別に、当社が R 社に対して提出した N 案件第一期工期短縮費用請求書に記載の[ ]円（税抜）は、[ ]頃になって、R 社側の会計処理上の理由により、以下の経過をたどって、[ ]円（税抜）となった [45]。

すなわち、当社は、[ ]時点で、Z2 社に対し、同日付けの「N 村一期太陽光発電所にかかる早期売電開始の件」と題する文書を提出し、[ ]分から[ ]分までの発電量に応じて[ ]円（税抜）を支払うよう求め、Z2 社はこれを承諾した。

[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]

これに応じることとし、Z2 社に対し、[ ]付けの新たな「N 村一期太陽光発電所に係る早期売電開始の件」と題する文書を提出した。これを受けて、当該

---

<sup>44</sup> 2023 年 7 月 1 日付け議事録には、「双方による工事量と工事変更に関連する資料と証拠（第三者による論証と査定の上、東京産業により R 社の前任会長の d1 氏の署名を取得する。）の確認後、双方が別途契約を締結して履行する。」との記載があるところ、R 社は、「第三者による論証」として、Z15 社に対し、N 案件追加費用が発生したことに対する調査・検証等を委託したものである。

<sup>45</sup> 当社は、[ ]、Z2 社から、N 案件第一期工期短縮費用として、[ ]円（税抜）に消費税分を加えた[ ]円（税込）の支払いを受けた。



■■■■■■■■■■円（税抜）は、N 案件第一期工期短縮費用の支払いとして取り扱われることとなった。

#### エ N 案件追加費用■■■■■■■■■■円（税込）に関する覚書締結

当社は、■■■■■■■■■■頃、N 案件追加費用のうち、N 案件第一期工事分を■■■■■■■■■■円（税込）、N 案件第二期工事分を■■■■■■■■■■円（税込）と割り付けるよう、R 社から要請を受けた。しかしながら、その後も、Z12 社での内容精査を行うための N 案件追加費用の資料作成に相当の時間を要したことから、■■■■■■■■■■になってようやく、当社、R 社及び Z1 社は、N 案件追加費用を合計■■■■■■■■■■円（税込）とする覚書の締結へ向けた打合せを行い、R 社担当者は、■■■■■■■■■■、当社に対し、N 案件追加費用に関する総合請負契約に関する覚書のドラフトを送信した。これを受けて、当社事業部担当者 A は、■■■■■■■■■■、N 案件追加費用のうち N 案件第一期工事分■■■■■■■■■■円（税込）に関する臨時限度申立書を起案し、同月■■■■■■■■■■日の本部長会で承認を受け、■■■■■■■■■■、N 案件追加費用のうち N 案件第二期工事分■■■■■■■■■■円（税込）に関する臨時限度申立書を起案し、■■■■■■■■■■の本部長会で承認を受けた。その結果、当社は、■■■■■■■■■■、R 社側との間で N 案件追加費用に関する総合請負契約に関する覚書を締結し、N 案件第二期工事の引渡期日についても当該覚書において■■■■■■■■■■に変更する旨が定められた。

## 6 Z1 社の資金繰り悪化

### (1) Z1 社の財務状況に関する当社の認識

当社は、Z1 社との間で Q 案件 EPC 発注契約を締結した後の■■■■■■■■■■以降から、Z1 社の資金繰りを確認するための打合せを定期的を実施し、当社事業部担当者 A からは、その内容を当社環境化学部長及び当社経理部長らへ報告していた。そして、当社は、N 案件第一期工事 EPC 発注契約及び N 案件第二期工事 EPC 発注契約（以下、両契約を総称して「N 案件 EPC 発注契約」という。）締結に際し、Z1 社の財務状況をより一層注視するため、■■■■■■■■■■以降、Z1 社との間で、Z1 社の財務状況及び工事進捗について説明を受ける機会を月次で設け、Z1 社は、当社に対し、■■■■■■■■■■を提出し、当社事業部担当者 A からは、その際のやり取りを記載した「■■■■■■■■■■月次報告」を作成し、当社社長、相談役、営業各本部長、再生可能エネルギー事業本部長、企画本部長、管理本部長及び常勤監査等委員を含む社内関係者へ回覧するようになった。

後記第 5・2 (3) アのとおり、当社は、Z1 社の要請に応じる形で、Z1 社に対し、■■■■■■■■■■までに合計 15 回にわたって R 社側から受領した前受金の範囲内で N 案件の前渡金を支払い、かつ、前記 5 (2) イのとおり、■■■■■■■■■■及び■■■■■■■■■■には合計約■■■■■■■■■■円の前渡金を支払っていた。加えて、■■■■■■■■■■県 O 市■■■■■■■■■■における太陽光発電所建設工事（以下「O 案件」という。）についても、後記第 4・2 (3) イのとおり、■■■■■■■■■■、

約[ ]円（税抜）の前渡金を支払っていた。もっとも、前述のとおり、当社は、Z1社から、月次で同社の財務状況に関する報告を受け、R社及びZ1社からN案件及びO案件その他の工事進捗についても情報提供を受ける等しており、かつ、R社との間でN案件追加費用について合意できれば、Z1社の資金繰りが好転すると予測していたことから、同社の資金繰りに漠然とした不安を抱いていたものの、即座に資金ショートする等の危機感までは抱いていなかった。

[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]当社経理は、Z1社の資金繰りが厳しい状況にあることを明示したメールをやり取りする等、この頃の当社経理の認識は、R社側によるN案件追加費用の支払いが[ ]円（税込）にとどまりそうであったことから、Z1社の資金繰りが切迫した状況になるのではないかという危機感を抱いていた。[ ]  
[ ]当社事業部担当者Aも、「Z1社 資金繰り悪化に係る経緯説明及び対応」と題するZ1社の資金繰りが悪化した経緯を時系列で記載した文書を作成し、当社再生可能エネルギー本部長に報告していた。

## (2) Z1社の下請協力業者に対する支払遅延

c1氏によれば、Z1社は、[ ]から、Z1社の下請協力業者に対する支払遅延を生じさせていたとのことである。

そして、Z1社が下請協力業者に対する支払遅延を生じさせていたことは、Z4社（N案件におけるZ1社の下請協力業者であり、当社の完全子会社でもある。）が、[ ]、当社に対し、Z1社から同月16日に予定されていた約[ ]円の入金を[ ]に変更してほしいと申し出があった旨のメールを送信し、[ ]には、当該メールが当社企画本部長から経理担当者らに転送されたことにより、当社経理も認識することとなった。

これにより、当社は、遅くとも2023年10月25日時点で、Z1社が[ ]の支払いに苦慮する資金繰り状況にあることを認識したため、[ ]、当社企画本部長は、当社経理担当者らに対し、Z1社の資金繰り悪化に伴う当社への影響をシミュレーションし、対応策を検討するよう指示した。また、[ ]当社企画本部長らは、Z1社が資金ショートする可能性も勘案し、Z11社から入手したZ1社の調査報告書等を参照の上、Z1社が資金ショートした場合に備えて、当社がZ1社に対して有する債権を保全するために同社の保有する資産に担保設定を受けることも検討したが、同社及びc2氏らZ1社関係者の保有するめばしい資産を把握できなかったため、担保設定は困難という結論となった。

なお、Z1社は、[ ]を経過しても、Z4社に対して約[ ]円を支払わな

かったため、当社は、[REDACTED] Z4 社に対し、[REDACTED] 円を貸し付けた。

### (3) Z1 社の [REDACTED]

[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED] 当社事業部担当者 A からは、[REDACTED] c1 氏と面談し、N 案件及び O 案件の現況について説明を受けた。その際、c1 氏は、今後、Z1 社が、N 案件 EPC 発注契約、並びに、O 案件に関する当社及び Z1 社間の総合請負契約（以下「O 案件 EPC 発注契約」という。）のいずれについても、契約内容に沿った対応をすることが不可能である旨を述べたことから、後述する当社と Z1 社との間の N 案件 EPC 発注契約及び O 案件 EPC 発注契約等の解除や、後述する [REDACTED]（以下「Z17 社」という。）への N 案件の承継についても協議を行うことになった。[REDACTED] Z1 社とのやり取りについて報告を受けた a3 氏は、速やかに Z1 社の現況を R 社に対して報告しておく必要があると考え、[REDACTED] d2 氏と面談し、工事続行が困難なほどに Z1 社の資金繰り悪化している旨を報告するとともに、N 案件第二期工事を 2024 年 9 月末までに完工させるために、Z1 社に代えて新たな下請協力業者への承継を進めること、及び、N 案件第二期工事における [REDACTED] [REDACTED] 善後策を協議し、そのためには、R 社側から当社に対する N 案件追加費用の支払時期を予定よりもできる限り早めてほしいと要請した [46]。

また、当社は、Z1 社が N 案件 EPC 発注契約に沿った対応をすることが不可能となったことを受け、Z1 社に支払済みの前渡金の回収を懸念し、Z1 社との間で、R 社側から支払われる N 案件追加費用 [REDACTED] 円（税込）に関する覚書の締結を留保することを決めた。

そして、Z1 社は、[REDACTED] に行われた協議内容に沿って、当社に対し、[REDACTED] で契約解除にかかる協議の申入書を提出し、N 案件第二期工事の契約解除を申し入れた。

### (4) N 案件第二期工事における [REDACTED]

ア [REDACTED]

当社は、R 社の要請を受け、Z1 社の [REDACTED] [REDACTED]（以下「Z18 社」という。）に対するモジュール代金 [REDACTED]

---

<sup>46</sup> もっとも、追加調査終了時点で、N 案件追加費用の支払時期は、早まっていない。

する必要がある [47]。そのため、当社は、に開催された取締役会において、当社が Z1 社に対してを支払った上で、Z1 社が Z18 社に対して同額を支払う方法を協議したが、当社の社外取締役監査等委員である a1 氏から、当社が直接 Z18 社に対して N 案件第二期工事におけるモジュール代金として覚書を締結し、これを支払った。

#### イ Z1 社の

### (5) N 案件第二期工事の承継

#### ア プロジェクトチームの立上げ

当事業部担当者 A は、Z1 社が N 案件 EPC 発注契約に沿った対応を行うことが不可能になったことを受けて、2023 年 11 月初旬ないし中旬頃、Z17 社の代表取締役である氏（以下「e1 氏」という。）に対し、N 案件第二期工事の承継を依頼したところ、e1 氏は、これを承諾した。そして、当社は、代表取締役社長である氏（以下「a4 氏」という。）の指示により、N 案件第二期プロジェクトの今後の方針を検討するための社内プロジェクトチームを立ち上げ、同月 28 日以降、e1 氏も同席した打合せを実施し、e1 氏に対し、N 案件第二期プロジェクトに関する情報共有を行った。

#### イ Z17 社とのやり取り

当社は、2023 年 12 月以降も、Z17 社及び Z1 社と打合せを重ね、Z1 社から Z17 社への N 案件第二期工事の承継を実現するため、N 案件第二期工事の施工状況や Z1 社の各下請協力業者に関する情報共有を行った。N 案件第二期工事が再開されたことから、Z17 社担当者は、N 案件の現場に常駐し、R 社、当社及び Z1 社が同席する週次の定例打合せにも参加するようになった。

---

<sup>47</sup> なお、当事業部担当者 B は、

#### ウ Z19 社との覚書締結

当社及び Z19 社は、[redacted] 当社が Z19 社との間で N 案件第二期工事の請負契約を締結するに当たっての前提条件を定めた覚書を締結した。

かかる覚書は、Z19 社の要請を受け締結されたものであり、当該覚書において、Z19 社のリスクを限定的なものにするため、Z19 社が受注する N 案件第二期工事はフルターンキー契約ではなく EPC 契約ではないこと（すなわち、Z19 社が確定した金額で請け負うわけでも、EPC に関して全面的な責任を負うわけでもないこと）、Z19 社は N 案件第二期工事を一括して Z17 社へ請け負わせることができること、Z19 社との請負契約を締結するに先立って Z3 社から一括下請負の書面による承諾を得ることが定められ<sup>[48]</sup>、その他にも Z19 社が遂行する業務及び責任の範囲等が定められた。さらに、N 案件第二期工事のスケジュールは、[redacted] 着工、[redacted] 構内工事完成、[redacted] 設備引渡し、[redacted] 安全管理審査完了目途と定められ、また、合計 [redacted] 円（税込）を請負金額とし、うち [redacted]

#### (6) N 案件第二期工事に関する請負契約締結の経過

##### ア Z17 社の見積り

Z17 社は、[redacted]、Z19 社に対し、N 案件第二期工事の承継に当たり、[redacted] 円（税込）の見積金額を提示した。その後、当社及び Z17 社は、上記見積りの内容を協議・精査した結果、当社がモジュール及び杭・架台を中国企業から直接輸入して Z17 社に支給すること等として、Z17 社は、[redacted] Z19 社に対し、当社の Z17 社に対する支給品分を上記見積金額から差し引く等した [redacted] 円（税込）の修正見積金額を提示した。

##### イ 当社及び Z19 社間、並びに、当社、Z19 社及び Z17 社間の請負契約締結

当社及び Z19 社は、Z17 社が Z19 社に対して修正して提示した前記見積金額を前提として、[redacted] Z17 社を当社の二次下請協力業者として、当社が Z19 社に対して支払う請負金額を合計 [redacted] 円（税込）とし、N 案件第二期工事の着工を [redacted] とする太陽光設備工事請負契約を締結した。[redacted]

---

<sup>48</sup> 当社は、Z3 社から、一次下請負会社を Z19 社、二次下請負会社を Z17 社として、N 案件第二期工事の施工をこれらの会社に一括して請け負わせることを承諾する旨の [redacted] 付け一括下請工事承諾書を取得している。

[REDACTED]

これと同時に、当社、Z19 社及び Z17 社は、Z19 社が Z17 社に対して支払う請負金額を合計 [REDACTED] 円（税込）とし、Z19 社の業務である①主任技術者の配置、②施工要領書等の確認、③請け負った範囲の建設工事の進捗確認・報告（進捗管理を含まない。）、工程会議等への参加、④建設業法、労働安全衛生法等に関する遵守状況の確認、指導、その他の法令により Z19 社が実施しなければならない事項の 4 項目を除き、Z19 社が [REDACTED] [REDACTED] 太陽光設備工事請負契約を締結した。

(7) Z1 社との精算合意に関するやり取り

ア Z1 社からの [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED] [ 49 ]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

イ N 案件第二期 EPC 契約の合意解除 [REDACTED]

前記 (6) イのとおり、当社が N 案件第二期工事を進めるに当たって Z19 社に支払う金額を確定させたことから、当社は、 [REDACTED] Z1 社に対し、 [REDACTED] をもって N 案件第二期 EPC 発注契約を合意解除すること、 [REDACTED] [REDACTED] 等を記載した契約解除合意書のドラフトを提示した。

ウ Z1 社との契約解除 [REDACTED] に関する合意の見込み

[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

---

49 [REDACTED]

[Redacted]

## 第4 件外調査

### 1 件外調査の概要

当委員会は、追加調査における疑義が、追加費用の負担による工事原価の増額にかかる工事原価総額の見積り変更が適切に処理されていなかった疑いであったことを踏まえ、N 案件以外の工事進行基準適用案件についても工事原価総額の見積りの妥当性を検証する必要があるものと考えた。

そこで、当委員会は、N 案件以外の工事進行基準適用案件のうち、2024 年 3 月期第 3 四半期の財務諸表に直接影響を与えうる、2024 年 3 月期第 2 四半期末時点で工事進行中の（すなわち工事が完了していない）案件を件外調査の対象とするとともに、2019 年 3 月期末以降、2024 年 3 月期第 2 四半期末までの間に工事が既に完了している案件についても、工事期間中に一定規模以上の工事原価総額の変動がみられた案件（工事原価総額が四半期会計期間の間に前四半期末から 1000 万円以上かつ 5%以上変動していた案件）について件外調査の対象とした。

当委員会は、件外調査の対象とした工事進行基準適用案件につき、当社に保管されていた当該案件の契約書、社内決裁資料、工程・進捗にかかる資料等を閲覧、精査したほか、当社の下請協力業者（Z1 社を除く 9 社）に対し、アンケート調査を実施した

[Redacted]

また、当委員会は、Z1 社が当社の下請協力業者となっている工事進行基準適用案件については、前記第 3・6 のとおり N 案件において Z1 社の [Redacted] 顕在化し、これが案件の進捗等に大きな影響を与えていると認められることから、資料等の閲覧、精査に加え、c1 氏へのヒアリングを実施して工事の進捗状況等の確認を行った。

さらに、Z1 社が当社の下請協力業者となっている案件のうち後記の O 案件については、受注金額が [Redacted] 円を超える大規模案件であることや [Redacted] 件外調査の中でも詳細な調査を実施した。

次に、その他個別手続として、2019 年 3 月期末以降、工事損失引当金が計上された工事案件について、N 案件に類似する追加費用の発生に起因するものがないか、ひいては工事損失引当金の計上時期が妥当なものであったかの確認を行った。また 2024 年 3

月期第3四半期末時点におけるZ1社以外に対する前渡金残高について、前渡金計上の妥当性についての確認を行った。

加えて、当委員会は、全般的調査として、デジタル・フォレンジック調査を実施するとともに、工事進行基準適用案件以外の案件も含めた工事案件に関する可能性のある当社の特定の部署及び当社子会社の役職員に対する社内アンケート調査を実施した。

## 2 O案件

### (1) 受注に至る経緯

当社は、遅くとも[ ]頃までに、Z1社から、O案件について紹介を受けた。当社がO案件に関して[ ]頃までにZ1社から共有を受けた内容は、大要、

- ・ [ ]県O市内における発電量約[ ]太陽光発電所建造工事であること
  - ・ 施主である[ ]らが出資をしていること [50]
  - ・ 受注額[ ]を超える大規模案件であって、当社がZ21社から受注し、これをZ1社に発注する流れが予定されていること
  - ・ [ ]
  - ・ [ ]の着工、[ ]の完了を予定していること
- というものであった。

O案件については、[ ]付けでこのような内容による臨時限度申立書（見積提出にかかるもの）が当社環境化学部 [51] から提出され、[ ]付け本部長会においてこれが審議、承認された。

### (2) 契約内容

O案件については、[ ]付けで、Z21社及び当社間の総合請負契約（以下「O案件 EPC 請負契約」という。）並びにO案件 EPC 発注契約（以下、O案件 EPC 請負契約とO案件 EPC 発注契約を総称して「O案件 EPC 契約」という。）がそれぞれ締結された。

O案件 EPC 契約の概要は以下のとおりである。なお、O案件 EPC 請負契約とO案件 EPC 発注契約の内容は、契約金額及び支払期日を除き、おおむね同内容のものと

---

50

51 当社においては、2022年4月に当社再生可能エネルギー事業本部が創設されるまでは、当社環境化学部が太陽光発電設備にかかる工事案件を担当していた。



なっており、下表では O 案件 EPC 契約の内容につきその要点をまとめて記載している。また、O 案件 EPC 契約の内容については、契約締結後、複数回にわたり、契約金額や支払時期に関する契約の修正が実施されていたところ<sup>[52]</sup>、下表では 2020 年 12 月 16 日付けの契約内容に加え、その後の条件等変更後の内容も包含してその概要をまとめている。

---

<sup>52</sup> ■■■■■に契約金額を減額する旨の修正契約書が、■■■■■及び■■■■■に支払時期を変更する旨の修正契約書が、各当事者間で作成されている。

(税抜)

施主	[Redacted]	
元請	[Redacted]	
一次下請協力業者	[Redacted]	
当社の受注額	[Redacted] [53]	
Z1社への 発注額	[Redacted] [54]	
工期	[Redacted] [55]	
支払時期	[Redacted]	
支払マイル ストーン	[Redacted]	[Redacted]
	[Redacted]	[Redacted]
	[Redacted]	[Redacted]
	[Redacted]	[Redacted]
	[Redacted]	[Redacted]
	[Redacted]	[Redacted]
	[Redacted]	[Redacted]
	[Redacted]	[Redacted]
	[Redacted]	[Redacted]
	[Redacted]	[Redacted]
	[Redacted]	[Redacted]
	[Redacted]	[Redacted]
	[Redacted]	[Redacted]
	[Redacted]	[Redacted]
	[Redacted]	[Redacted]
	[Redacted]	[Redacted]
	[Redacted]	[Redacted]
	[Redacted]	[Redacted] [56]
	[Redacted]	[Redacted]
	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	



[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]

当社においては、当初、このように高額となりうる当該遅延損害金につき当社において組立保険に加入しその特約で手当てすることを検討していたが、結局、組立保険については Z21 社が加入することとなったため [59]、これを見送った。 [redacted]

[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]

当社は、O 案件 EPC 請負契約とほぼ同内容の O 案件 EPC 発注契約を Z1 社と締結しており、 [redacted]

(3) 現場における [redacted] までの状況

ア 案件の進捗状況等

O 案件の現場には事務所（以下「O 案件事務所」という。）が設けられており、当社は、O 案件事務所に 1 名の現場代理人兼監理技術者を配置・常駐させている。また、Z1 社は、Z16 社ほか数社に O 案件にかかる工事を発注しており、O 案件事務所に 4、5 名程度の Z1 社従業員を常駐させていたほか、Z1 社の下請協力業者の従業員からもそれぞれの作業期間において O 案件事務所に常駐する等していた。

O 案件に関しては、月に 1 回、Z22 社、当社及び Z1 社の 3 社による月次の進捗確認等にかかるミーティングが実施されており、当社からは監理技術者及び当社再生可能エネルギー設備部所属の従業員が出席している。他方、当社再生可能エネルギー事業部 [60] はこれに出席しておらず、当社再生可能エネルギー設備部所属の従業員から当該ミーティングの議事録の共有を受ける等している。

O 案件は大きな遅延等なく進捗していたようであり、その売電開始につき当初予定されていた [redacted] よりも早まる見込みがあるとして、 [redacted] までに

---

<sup>58</sup> O 案件 EPC 契約上、 [redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]

<sup>59</sup> Z22 社によれば、 [redacted]

<sup>60</sup> 当社においては、2022 年 4 月に当社再生可能エネルギー事業本部が創設されて以降、太陽光発電施設にかかる工事案件への対応業務が当社環境化学部から当社再生可能エネルギー事業部に移管された。

売電開始がなされた場合には同日までの売電収入のうちその[ ]を当社及び Z1 社が取得できる旨の修正変更契約が [61]、Z21 社及び当社間、当社及び Z1 社間にてそれぞれ締結された [62]。

もともと、2022 年夏季に発生した大雨の影響により土木工事が遅延して電気工事等の着手が遅れる等したため、当該修正変更契約において想定されていたような早期の売電開始の実現は困難となり、[ ]時点においては、[ ]付けでの売電開始が予定されていた。

## イ Z1 社への前渡金の支払状況

O 案件にかかる当社から Z1 社への支払いについては、おおむね、Z21 社からの支払いの数日後に当社の利益相当額を差し引いた金額を支払うという流れで実施されていた。なお、Z21 社から当社への支払いについては、前述の支払マイルストーン達成からおおむね 30 日以内にその割合に応じた金額が入金されていた。

ところが、当社は、2023 年に入ると、Z1 社から、N 案件における追加費用問題等の影響もあって同社における資金繰りが芳しくなく、O 案件にかかる Z1 社への支払いを前倒しで実施してほしい旨の依頼（支払マイルストーン未達成分について先行して支払ってほしい旨の依頼）を受けるようになり、Z21 社から当社への支払いに先行してこれを実施するようになった（以下、このような Z21 社から当社への支払いに先行した Z1 社への支払いのことを「Z1 社への先行支払い」という。）。

すなわち、当社は、Z1 社に対し、[ ]

それぞれ、支払マイルストーンの達成やそれに伴う Z21 社からの入金に先行して支払った。この間、実際には支払マイルストーンの達成による Z21 社から当社への入金が多かったため、O 案件に関する Z1 社への先行支払いの合計額は一時的に約 [ ]円（税抜）となった。

この点、[ ]における O 案件にかかる当社から Z1 社への先行支払いについては、Z1 社から当社に対して [ ]付け「[ ]太陽光発電所建設工事プロジェクトに係る前倒し支払いの件」と題する書面にて [ ]

---

61 当社と Z1 社との間の配分については両社間の協議によるものとされたが、結局、当該修正変更契約にかかる早期の売電開始は実現せず、この点の配分について決められることはなかった。

62 修正変更契約の締結日は [ ]であるが、分配条件についての協議等に時間を要したために締結日が遅延しただけであって、このような早期売電開始が実施できた場合の報酬の追加については遅くとも [ ]頃には議論がなされており、一時は、[ ]頃の売電開始を目標としていた時期もあったようである。

[63] 円 (税抜) [63] の支払依頼があった。これに対し、  
 [64]。

このような O 案件にかかる Z1 社への先行支払いの状況は、  
 [64] 当社への入金によりいったん解消したが、さらにその後、当社は、Z1 社  
 からの要請に応じて、  
 [64] それぞれ、支払マイルストーンの達成やそ  
 れに伴う Z21 社からの入金に先行して Z1 社に支払った。

O 案件に関して Z1 社への前渡金の支払いが生じるようになった 2023 年 1 月から  
 後記火災が発生した同年 10 月 18 日までの間における、O 案件にかかる当社の入出  
 金状況をまとめると、下表のようになる (金額の前の括弧付きの番号は、前述した支  
 払マイルストーン番号と紐づいている。また、当該期間における O 案件にかかる  
 当社から Z1 社への支払いは、いずれも前渡金の支払いとなっている。)。

(税抜)

日付	[63]		[63]		[65]
	[63]	[63]	[63]	[63]	[65]
[63]	[63]	[63]	[63]	[63]	[65]
[63]	[63]	[63]	[63]	[63]	[65]
[63]	[63]	[63]	[63]	[63]	[65]
[63]	[63]	[63]	[63]	[63]	[65]
[63]	[63]	[63]	[63]	[63]	[65]

63 [63]  
 64 [64]

65 Z1 社への先行支払額のうち、当該日付時点でこれに対応する Z21 社からの入金がないものの合計額のこと。

■			■	■	
■			■	■	
■	■	■			■
■	■	■			
■	■	■			■
■	■	■			
■			■	■	■
■			■	■	■

上表に関連する支払マイルストーンの内容を再掲すると、下記のとおりである。「当社→Z1 社」欄に同じ番号が複数回登場するのは、出来高に応じた前渡金として、それらの支払マイルストーンに応じた金額を分割して前払いしていたためである。なお、(1)から(4)、(7)から(13)の各支払マイルストーンは 2022 年以前に既に達成済みであり、そのためこれらについての Z21 社から当社への入金及び当社から Z1 社への支払いのいずれも 2022 年以前に実施済みであった。

■	■	■	■
■	■	■	■
■	■	■	■
■	■	■	■

当社は、Z1 社に対し、  
 ■の全額につき前渡金の支払いを実施したため、この時点で O 案件にかかる当社の Z1 社に対する債務（O 案件にかかる Z1 社の当社に対する債権）は  
 ■だけ  
 となった。

**(4) 現場における火災の発生 ■ 以降の状況**

**ア 火災の発生**

■ O 案件の現場において、その前日に実施されたモジュールの回路絶縁耐力試験の際に用いられた試験機材の取り外し忘れにより火災（以下「本件火災」という。）が発生し、PCS2 台が焼損した。

本件火災により、[redacted]に予定されていた売電の開始についてはその遅延が確実なものとなり、さらに売電の開始を前提とする稼働準備完了についてもその達成の遅延が見込まれることとなった。

売電開始のためには焼損した PCS を取り外し、[redacted]  
[redacted]  
[redacted]代替の PCS を調達して復旧 [redacted]が実施された。これにより、[redacted]  
[redacted]になって売電が開始された。 [redacted]

[redacted] [66] [redacted]  
[redacted] [67] [redacted]  
[redacted]

[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]

#### イ Z1 社の下請協力業者に対する [redacted] の実施

Z16 社は、月末締め翌々月 15 日払いの条件で Z1 社から支払いを受けていたところ、 [redacted]

[redacted]  
[redacted]  
[redacted]

[redacted]が Z1 社から Z16 社に支払われた。  
[redacted] [68]  
[redacted]

---

66 [redacted]  
67 [redacted]  
68 [redacted]



[ 69 ]

[70]

[71]。

[Redacted text block]

ウ 稼働準備完了の遅延による遅延損害金の発生

前述のとおり、O 案件 EPC 契約において [Redacted] の遅延に対しては遅延損害金が発生する旨が定められているところ、 [Redacted] であるが、同日時点において [Redacted] は達成されなかった。 [Redacted]

---

69 [Redacted]

70 [Redacted]

71 [Redacted]

[REDACTED]

[REDACTED]の遅延理由は、当社事業部担当者 A によれば、少なくとも当初は本件火災の影響による売電開始の遅延 [REDACTED] [72] [REDACTED] [REDACTED]であったと考えられるとのことである。また、 [REDACTED] が売電開始の遅延状況よりさらに遅延 [REDACTED] [REDACTED]した理由は、当社事業部担当者 A によれば、その達成条件である性能合否判定試験に関し、売電開始遅延の影響で日照時間が少ない冬季にこれを実施せざるを得なくなり、そのために性能合否判定試験において太陽光発電設備が十分なパフォーマンスを発揮できなかったということも大きな要因の 1 つとして考えられるとのことである。

[REDACTED]

(5) [REDACTED]時点の O 案件の状況

[REDACTED]時点での O 案件の工事の進捗率（ただし、工事進行基準における進捗率ではなく、月次の定例会で確認されているプロジェクト全体の進捗率）は、約 98.9%（電気設計進捗率及び調達進捗率 100%、土木施工進捗率 98.3%、電気施工進捗率 99.4%）であり、未達成の支払マイルストーンは [REDACTED] である。

他方、今後、さらに追加で費用が生じる作業として、本復旧工事のほか、破損等が生じているモジュールや錆びが生じている杭・架台の是正や交換等の作業が想定されている。

[REDACTED]

(6) O 案件にかかる前渡金等のまとめ

2024 年 3 月期第 3 四半期末時点（2023 年 12 月末日時点）の O 案件にかかる当社から Z1 社への前渡金の支払合計額は、 [REDACTED] 円（税込。 [REDACTED]



前記第3・1(2)アのとおり、当社事業部担当者Aは、Z1社に対し、追加工事に関する費用及び追加費用について、当社から支払われる請負代金とは別に施主から受領できる場合は、当社を介さず、直接受領しても問題ないと伝えていたため[74]、Z1社は、上記追加費用について、当社に対してP案件EPC発注契約に基づく支払を求めるのではなく、Z5社との間で同社ないしZ10社から支払われるように交渉を行った。しかし、結果として、Z5社ないしZ10社から支払を受けることはできなかつたため、Z1社が当該追加費用を負担することになった。

また、上記鉄塔予定地の変更に伴い、工事計画の届出及び設計の再検討が必要になったため、工事日程が後ろ倒しになったところ、工事が工期に間に合わずに遅延損害金が発生したが、かかる遅延損害金についてもZ1社が当社を通してZ10社に対して支払った。

#### (イ) 会計処理について

前記(ア)のとおり、P案件においては鉄塔予定地の変更に伴ってZ1社側に追加費用が発生しているが、Z1社は当該追加費用について当社側に費用負担を求めず、当社側でも特段追加原価の計上等の会計処理は行われていない。

## (2) S案件

### ア 概要

当社は、[ ] Z5社の紹介を受け、S案件[75]に参画した。

S案件は、施主である[ ] (以下「Z23社」という。)の事業資金のうち、[ ]を当社が出資し、残りの[ ]をプロジェクトファイナンスによって賅って、また、当社が元請としてZ23社からEPCを受注し、Z1社が下請協力業者として関与するという体制で行うことが想定されていた。

[ ]、当社は、Z23社との間で、匿名組合契約を締結した。[ ]  
[ ]当社は、Z23社との間でEPC請負契約(以下「S案件EPC請負契約」という。)を、Z1社との間で建設工事請負契約(以下「S案件EPC発注契約」という。)[76]を、それぞれ締結した。

---

<sup>74</sup> c1氏によれば、P案件をはじめとする当社とともに関与している太陽光発電案件については、そもそもZ1社とZ5社又は出資者として始めた案件であり、当社は後からいわゆる冠企業として入っただけであるから、追加工事に関する費用や追加費用が発生した場合でも、その費用を当社に支払ってもらおうとは考えなかつたとのことである。

<sup>75</sup> 設備所在地：[ ]県S市[ ]

<sup>76</sup> S案件建設工事発注契約にかかる契約書名は「EPC契約」や「総合請負契約」とはなっていないが、当社事業部担当者Aによれば、S案件建設工事発注契約において当社が発注している内容はEPCであり、S案件受注契約と同内容になっているとのことである。

## イ S 案件参画時の当社におけるリスク等の検討状況

当社は、当社が出資者として S 案件に関与することについて、施主が破綻する等した場合、出資金が回収できなくなるおそれがあると考えたため、施主である Z23 社について確認した。当社事業部担当者 A によれば、Z23 社は [REDACTED] (以下「Z24 社」という。) が代表社員を務めており、同社は監査法人と提携している会社であることから、施主が破綻するリスクは低いと考えていたとのことである。また、施主である合同会社が Z23 社から変更されてしまうことも考えられるが、出資者である当社はこれを拒否することができるため、かかるリスクも低いと考えていた。

他方で、当社が EPC の元請として関与することについては、S 案件も下請協力業者は P 案件と同様に Z1 社であり、また、EPC 契約の構造も P 案件と同様で、基本的に当社が追加費用を負担することは想定されていないという発想の下、EPC の作業内容やこれに対する契約金額の妥当性について専門的な知見を有する人員による検証を行わなかった。

## ウ S 案件における特記事項

### (ア) 対象用地の変更

#### a 概要

[REDACTED] 既に土地利用にかかる合意を取得していた対象用地の一部 [REDACTED] [REDACTED] 案件を進めることができない事態となった。

そこで、Z5 社は、当初用地を除いた部分で本件を進めることを検討した。 [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] かかる対象用地の変更によって発電容量は当初予定していた [REDACTED] から [REDACTED] に減少することになるが、案件を進めるためには仕方がないとして、当社はこれを受け入れた。

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [77] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

[78]。

上記の対象用地の変更に伴い、請負金額が減少することになったため、  
当社は、Z23社との間でEPC請負契約書に関する変更覚書を、Z1社との間で建設工事請負契約に関する変更覚書を締結した。

#### b 対象用地等の変更に係る会計処理について

当社は、前記 a の請負金額の減少に伴い、2020年3月期の第3四半期において、S案件における工事収益総額及び見積工事原価総額を減額調整した上で、工事進行基準会計処理を行った。

#### (イ) 出資の引揚げ

##### a 概要

上記の対象用地の変更により、工事が当初の計画よりも遅れることとなった。また、前記(ア)のとおり、対象用地の一部が、当初プロジェクトファイナンスとして融資予定だった金融機関における決裁が難航し、融資が実行されない状況が続いた。

その後、結局、プロジェクトファイナンスは実行されず、Z23社の資金も枯渇してきたため、Z5社は、当社に対し、新たな出資者を見つけてきて当該出資者に資金を全額出資させる旨を提案した。これを受けて、当社は、このまま案件を頓挫させるわけにはいかず、当社が資金の全額を出資することは難しいと考えたため、当該提案を受け入れることとした。

匿名組合契約終了に関する同意書を締結した。

その後、新たな出資者として（以下「Z25社」という。）が関与することになった。なお、当社は、S案件における出資を引き揚げたものの、元請としての立場を引き続き担うこととした。

#### b 出資の引揚げに関する会計処理について

当社は、前記 a の出資の引揚げに際し、2021年3月期に関連する建設仮勘定について減損損失円を特別損失計上した（なお、左記は当社連結決算上の処理で、当社単体決算上では、その他の関係会社有価証券評価損での計上となる。）。

### (ウ) Z1 社における追加費用等の発生

#### a 自営線

S 案件においては、自営線工事を担当していた Z1 社の下請協力業者による当初見積りの金額が低かったこと、前記 (ア) のとおり対象用地として S 市だけではなく ■■■ 市も含まれるようになったこと等の理由から、自営線工事にかかる工事費用が Z1 社の当初の想定よりも ■■■■■ 円増加することになった。

Z1 社は、一時的にかかる追加費用を負担したが、P 案件の時と同様、当社に対して S 案件 EPC 発注契約に基づく支払いを求めるのではなく、Z5 社に対し、同社ないし Z25 社から支払われるように交渉を行った。しかし、c1 氏によれば、Z5 社及び Z25 社のいずれからも支払いを受けることができなかったため、Z1 社は、かかる追加費用を負担することになった。

#### b ■■■■■

■■■■■  
■■■■■  
■■■■■  
■■■■■  
■■■■■  
■■■■■  
■■■■■  
■■■■■

#### c S 案件における追加費用等に関する会計処理について

前記 a 及び b のとおり、S 案件においては、自営線工事に関する追加費用及び ■■■■■ に伴う追加工事が発生しているが、Z1 社は、当該追加費用等について当社に対して費用負担を求めておらず、当社は、特段追加原価の計上等の会計処理を行っていない。

### (3) Q 案件

#### ア 概要

前記第 3・1 (1) イのとおり、Q 案件は、R 社が出資する Z7 社が施主を務め、EPC の元請として当社、下請協力業者として Z1 社が関与した案件である。

#### イ Q 案件に参画した際の当社におけるリスク等の検討状況

Q 案件に参画した際の当社におけるリスク等の検討状況は、前記第 3・1 (2) イのとおりである。

## ウ Q 案件における特記事項

### (ア) R 社からの工期短縮要請

#### a 概要

■ 頃、当社は、R 社から工期を短縮して欲しい旨の依頼を受けたため、■ Z7 社及び当社間並びに当社及び Z1 社間で、工期を短縮する旨の工事請負契約を、それぞれ締結した。

その後、当社及び Z1 社は、工期を約 7 か月間短縮して工事を完成させ、Z7 社から当社、当社から Z1 社に対して上記工期短縮に伴う追加費用が支払われた。

#### b 工期短縮に関する会計処理について

当社は、上記追加費用の発生を受け、2021 年 3 月期の第 4 四半期に、Q 案件における工事収益総額及び見積工事原価総額を増額調整した上で、工事進行基準会計処理を行った。

### (イ) Z1 社における追加工事の発生

#### a 概要

Q 案件においては、Q 案件 EPC 発注契約に基づく引渡し後に、■

■、Z1 社はかかる追加工事の対応を行った。

c1 氏によれば、Z1 社は、これらの追加工事にかかる費用を一時的に負担したが、上記追加工事が引渡後に発生したものであることもあり、当社に対して Q 案件 EPC 発注契約に基づく支払いを求めるのではなく、R 社に対してこれらの費用を支払うように依頼したところ、c1 氏によれば、いずれも R 社から Z1 社に対して直接工事代金が支払われたとのことである [79]。

#### b 追加工事に関する会計処理について

前記 a のとおり、Q 案件において、追加工事が発生し、Z1 社がこれに対応したが、Z1 社は当社に対してかかる費用の負担を求めておらず、かかる費用は R 社から Z1 社に対して直接支払われたため、当社は、特段追加原価の計上等の会計処理を行っていない。

(4) ■

ア ■

---

<sup>79</sup> 当社事業部担当者 A によれば、Q 案件における追加工事の発生及び当該追加工事にかかる費用の R 社から Z1 社に対する支払については認識していないとのことだった。



当社は、[redacted] Z5 社の紹介を受け、[redacted] [80] に参画した。

[redacted]  
[redacted] EPC

の元請として当社、下請協力業者として Z1 社が関与する案件である。

イ

[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted] [81] [redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted] [82]。

#### 4 その他工事期間中に一定規模以上の工事原価総額の変動がみられた案件

##### (1) U 案件

###### ア 概要

U 案件は、[redacted] (以下「Z28 社」という。) が保有する [redacted] 工場の製造ラインに関する空調工事及び電気工事を行う案件であり、施主は Z28 社、下請協力業者は [redacted] (以下「Z29 社」という。) 及び [redacted] (以下「Z30 社」という。) である。

当社は、2019 年 2 月以降、随時、Z28 社から工事を受注し、空調工事については

80

81

82

Z29 社に対し、電気工事については Z30 社に対し、それぞれ発注した。

## イ U 案件に関する会計処理について

当社元ケミカルエンジニアリング部担当者 [83] によれば、案件が進むにつれ、案件開始当初は想定していなかった作業が発生し、随時、これに伴う受発注を追加で行った。また、2019 年 3 月末頃、Z28 社から当社に対して工場全体工事の統括安全衛生責任者になるよう依頼があり、これを受けることとした。

当社は、かかる追加の受発注に伴う契約額の増加（2019 年 4 月ないし 7 月頃）を受け、2020 年 3 月期の第 1 四半期に、U 案件における工事収益総額及び見積工事原価総額を増額調整した上で、工事進行基準会計処理を行った。

## (2) V 案件

### ア 概要

V 案件は、V の焼却炉に隣接するリサイクルセンターの建屋及びプラントの建設工事を行う案件であり、施主は [ ]（以下「Z31 社」という。）、下請協力業者は [ ]（以下「Z32 社」という。）及び [ ]（以下「Z33 社」という。）である。

当社は、2019 年 12 月 27 日、Z31 社との間で、建設工事請負契約を締結した。また、当社は、2020 年 1 月 24 日、Z32 社及び Z33 社との間で、建設工事下請契約を締結した。

## イ V 案件に関する会計処理について

V 案件においては、他の工事案件と同様に、一定程度の予備費 [84]（V 案件では [ ] 円（工事原価総額の [ ] %））を見積工事原価総額に含めていたが、当初想定していたほどの費用はかからず工事が完了することとなり、結果的に 2021 年 3 月期第 3 四半期の工事完成時における最終的な工事原価総額の実績額が第 2 四半期以前の見積り工事原価総額から相当程度変動することになった。

当社元環境化学部担当者 [85] によれば、工事原価総額の最終的な着地見込みについては、プラント工事が始まり工事が一気に進捗した終盤（2020 年 9 月頃から 12 月頃まで）によりやく見えてきたというものであり、結果として第 3 四半期における工事進行基準処理での反映となったものである。

---

<sup>83</sup> 当時、U 案件については、当社ケミカルエンジニアリング部が担当していた。

<sup>84</sup> 当社においては、ほぼ確実に発生することが見込まれるものの、買約予定先からの見積書等の信頼性のある証憑が存在しない原価を予備費として計上している。

<sup>85</sup> 当時、V 案件については、当社環境化学部が担当していた。

### (3) W 案件

#### ア 概要

W 案件 [86] は、Z22 社が出資する [redacted] (以下「Z34 社」という。) が施主を務め、EPC の元請として当社、下請協力業者として Z19 社が関与する案件である。

当社は、[redacted] に Z34 社との間で EPC 請負契約を、同月 17 日に Z19 社との間で EPC 発注契約を、それぞれ締結した。

#### イ W 案件における会計処理について

W 案件においては、[redacted]

[redacted] 工期が後ろ倒しになったことに伴い、材料費の高騰や作業員の不足が発生することになり、工事にかかる費用が増加した。また、上記工事の中断により、待機費用が発生した。そのため、これらを精算するために、[redacted] 当社と Z34 社との間で EPC 請負変更契約を、当社と Z19 社との間で EPC 発注変更契約を、それぞれ締結した。

当社は、[redacted]

[redacted] W 案件における工事収益総額及び見積工事原価総額を増額調整した上で、工事進行基準会計処理を行った。

### 5 その他追加費用が発生 [redacted] した案件

[redacted]

[redacted]

[redacted] [87] [redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

86 設備所在地： [redacted] 県 W 郡 [redacted]

87 設備所在地： [redacted] 県 [redacted] X 町 [redacted]



類似する追加費用の発生に起因するものではなく、また工事損失引当金の計上金額や計上時期についても不適切な処理と認められるものは確認されなかった。

また、2024年3月期第3四半期末時点におけるZ1社以外に対する前渡金残高（金額的に重要性のあるもの）について、計上経緯等の確認を行ったが、前渡金計上の妥当性に疑義があるものや、評価減や貸倒引当金の設定が即座に必要であると認められるような前渡金は確認されなかった。

## 第5 N案件にかかる各年度における会計処理について

### 1 2021年3月期

#### (1) N案件にかかる売上高・売上原価の状況

当社は、[ ]にN案件第一期工事EPC請負契約及びN案件第二期工事EPC請負契約（以下、両契約を総称して「N案件EPC請負契約」という。）を締結した後、R社側からの受注額を工事収益総額とし、Z1社への発注額及びその他原価の見積額を合算した工事原価総額と、Z1社からの工事進捗資料及びその他原価の発生額から算出した工事進捗度を基に、企業会計基準第15号「工事契約に関する会計基準」（以下「工事契約基準」という。）における工事進行基準による会計処理を行っていた。

2021年3月期に計上された売上高及び売上原価並びに工事進行基準処理上の進捗度は、下表のとおりであった。なお、本章「第5 N案件にかかる各年度における会計処理について」では、一部を除き、金額表記を千円単位としている。

（単位：千円、売上高・売上原価は各会計期間数値、進捗率は各会計期間末比率）

		N案件第一期工事			N案件第二期工事		
		売上高	売上原価	進捗率	売上高	売上原価	進捗率
2021年 3月期	1Q	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
	2Q	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
	3Q	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
	4Q	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
	計	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]

なお、前記第3・2のとおり、N案件においては、本体契約としてのN案件EPC請負契約に加えて、N案件第一期工事、N案件第二期工事のそれぞれについて地盤改良等の追加工事についての覚書が[ ]に取り交わされており、2021年3月期の第3四半期以降においては、当該追加工事部分もN案件第一期工事、N案件第二期工事のそれぞれに含め工事進行基準による会計処理が行われている（上表は当該地盤改良

等の追加工事部分も含めた売上高及び売上原価となっている。)

当該地盤改良部分も含め、2021年3月期末におけるN案件第一期工事、N案件第二期工事のそれぞれR社側からの受注額及び見積原価総額は、下表のとおりであった(いずれも税抜)。

(単位：千円)

N 案件第一期工事	受注額	見積原価総額	差額(粗利)	【参考】原価総額の内、Z1社への発注額
本体契約	■	■	■	■
地盤改良等	■	■	■	■
計	■	■	■	■

  

N 案件第二期工事	受注額	見積原価総額	差額(粗利)	【参考】原価総額の内、Z1社への発注額
本体契約	■	■	■	■
地盤改良等	■	■	■	■
計	■	■	■	■

## (2) N 案件追加費用の状況

当会計期間において、

■  
 ■  
 ■

また、当社経理においても、N案件に関してN案件追加費用の発生可能性についての認識はなく、■付けN案件EPC請負契約締結を受け、工事進行基準による会計処理を進め、工事原価総額の見積額に関してもN案件追加費用による影響を考慮することもなかった。

なお、Z1社から提供を受けたN案件に関する会計記録の資料においても、■期においては、特段、工事原価総額の見積額の見直しは行われておらず、Z1社側ではN案件については相応の工事利益が確保される見込みとなっていた。したがって、多少のN案件追加費用が発生しても、Z1社側で当初見込んでいた工事利益の範囲において吸収できたことも考えられ、工事の進捗もまだ限定的な状況であった2021年3月期において、当社が、Z1社から当社及びR社に対してN案件追加費用の請求を実

際に受けることとなる状況を想定することは困難であったものと考えられる。

したがって、N 案件追加費用の発生可能性を特段考慮することなく行われた 2021 年 3 月期における工事進行基準での会計処理は妥当であったと考えられる。

### (3) N 案件にかかる前受金・前渡金の状況

R 社側と当社の間で締結された N 案件 EPC 請負契約において、N 案件第一期工事及び N 案件第二期工事のいずれにおいても、R 社側から当社への契約金額の支払いに関しては、工事の進捗を踏まえた一定のマイルストーン毎の分割払いが定められており、例えば、初回支払いについては契約締結日から 7 営業日以内に契約金額の ■■■ 相当額並びにこれにかかる消費税及び地方消費税相当額を支払うと定められていた。

また、当社と Z1 社の間で締結された N 案件 EPC 発注契約においても同様であり、初回支払いについては契約締結日から 12 営業日以内に契約金額の ■■■ 相当額並びにこれにかかる消費税及び地方消費税相当額を支払い、その後は、N 案件 EPC 請負契約と同様のマイルストーン毎の分割払いが定められていた。

一例として N 案件第二期工事における R 社側から当社への支払条件及び当社から Z1 社への支払条件は、以下のとおりである (N 案件第一期工事も同等の条件である。)

R 社側から当社への支払条件

支払条件	支払金額 (契約金額 に対する比 率)
本契約締結日から 7 営業日以内	■■■
契約履行保証状が提出された日 から 7 営業日以内	■■■
地盤調査開始した日の翌月末日	■■■
造成工事に着工した日の翌月末 日	■■■
開拓道路付替え工事が完了した 日の翌月末日	■■■
モジュール搬入開始日の翌月末 日	■■■
モジュール据付 10%完了日の翌 月末日	■■■
モジュール据付 20%完了日の翌 月末日	■■■
モジュール据付 30%完了日の翌 月末日	■■■
モジュール据付 40%完了日の翌 月末日	■■■
モジュール据付 50%完了日の翌 月末日	■■■

当社から Z1 社への支払条件

支払条件	支払金額 (契約金 額に対す る比率)
本契約締結日から 12 営業日以内	■■■
誓約書 (履行保証) が提出された 日から 12 営業日以内	■■■
地盤調査開始した日の翌々月 5 日	■■■
造成工事に着工した日の翌々月 5 日	■■■
開拓道路付替え工事が完了した 日の翌々月 5 日	■■■
モジュール搬入開始日の翌々月 5 日	■■■
モジュール据付 10%完了日の 翌々月 5 日	■■■
モジュール据付 20%完了日の 翌々月 5 日	■■■
モジュール据付 30%完了日の 翌々月 5 日	■■■
モジュール据付 40%完了日の 翌々月 5 日	■■■
モジュール据付 50%完了日の 翌々月 5 日	■■■

モジュール据付 60%完了日の翌月末日	■■■■	モジュール据付 60%完了日の翌々月 5 日	■■■■
モジュール据付 70%完了日の翌月末日	■■■■	モジュール据付 70%完了日の翌々月 5 日	■■■■
モジュール据付 100%完了日の翌月末日	■■■■	モジュール据付 100%完了日の翌々月 5 日	■■■■
特高変電所機器納入開始日の翌月末日	■■■■	特高変電所機器納入開始日の翌々月 5 日	■■■■
本発電設備工事が完了し受電を開始した日の翌月末日	■■■■	本発電設備工事が完了し受電を開始した日の翌々月 5 日	■■■■
本発電設備の引渡しの完了日の翌月末日	■■■■	本発電設備の引渡しの完了日の翌々月 5 日	■■■■
合 計	■■■■	合 計	■■■■

N 案件 EPC 発注契約に基づく当社から Z1 社に対する支払期限は、いずれも、N 案件 EPC 請負契約に基づく R 社側から当社に対する支払期限よりも 5 営業日後に定められており、基本的には、Z1 社での工事の進捗に応じて、工事に必要な代金が順次、R 社側から当社を介して Z1 社に対して支払われる仕組みとなっていた。

N 案件第一期工事及び N 案件第二期工事に関し、2021 年 3 月期の R 社側からの前受金の受領及び Z1 社への前渡金の支払状況は、以下のとおりであった。

(単位：千円)

一期（本体部分）前受額		前受条件	比率	一期（本体部分）前渡額		前渡条件	比率
■■■■	■■■■	契約後 7 日以内	■■	■■■■	■■■■	契約後 12 日以内	■■
■■■■	■■■■	履行保証提出	■■	■■■■	■■■■	履行保証提出	■■
■■■■	■■■■	地盤調査開始	■■	■■■■	■■■■	地盤調査開始	■■
■■■■	■■■■	造成工事着工	■■	■■■■	■■■■	造成工事着工	■■
■■■■	■■■■			■■■■	■■■■		

		前受条件	比率			前渡条件	比率
■■■■	■■■■	契約時	■■	■■■■	■■■■	契約時	■■
■■■■	■■■■			■■■■	■■■■		

		前受条件	比率			前渡条件	比率
■■■■	■■■■	契約後 7 日以内	■■	■■■■	■■■■	契約後 12 日以内	5%
■■■■	■■■■	履行保証提出	■■	■■■■	■■■■	履行保証提出	5%
■■■■	■■■■	地盤調査開始	■■	■■■■	■■■■	地盤調査開始	5%
■■■■	■■■■	造成工事着工	■■	■■■■	■■■■	造成工事着工	10%
■■■■	■■■■			■■■■	■■■■		25%



			前受条件				前渡条件	比率
			契約時				契約時	45%
								45%

これら入出金は、いずれも工事の進捗に応じた契約条件に沿ったものであった。なお、[redacted]における N 案件に関する前受金及び前渡金残高は、それぞれ [redacted] 円、 [redacted] 円であった（2021 年 3 月期における N 案件に関する前受金総額（累計額）及び前渡金総額（累計額）は、それぞれ [redacted] 円、 [redacted] 円であったが、工事の進捗に伴う工事進行基準会計処理の際に順次相殺されるため、基本的には期末に残高として残るのは未完了の工事部分に関する前受額及び前渡額となる。）。

## 2 2022 年 3 月期

### (1) N 案件にかかる売上高・売上原価の状況

当社は、2022 年 3 月期の期首より、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「**新収益認識基準**」という。）及び企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（以下「**新収益認識適用指針**」という。）を適用しており、N 案件についても、従前の工事進行基準と実質的に同等の会計処理方法<sup>[90]</sup>が採られた（以下、従前の工事契約基準における工事進行基準に加えて、新収益認識基準における当該会計処理方法も併せて「**工事進行基準**」という。）。

2022 年 3 月期に計上された売上高及び売上原価並びに工事進行基準処理上の進捗度は、下表のとおりであった。

<sup>90</sup> 新収益認識基準の定める「一定の期間にわたり充足される履行義務」との整理のもと、履行義務の充足にかかる進捗度の測定方法に関しては「インプット法」（履行義務の充足に使用されたインプットが、契約における取引開始日から履行義務を完全に充足するまでに予想されるインプット合計に占める割合に基づき、収益を認識する方法）を採用し、インプット法に使用される指標としても「発生したコスト」を用いる結果、実質的には従前の工事進行基準における会計処理方法と同等の経理処理となる会計処理方法。

(単位：千円、売上高・売上原価は各会計期間数値、進捗率は各会計期間末比率)

		N 案件第一期工事			N 案件第二期工事		
		売上高	売上原価	進捗率	売上高	売上原価	進捗率
2022 年 3 月期	1Q						
	2Q						
	3Q						
	4Q						
	計						

## (2) N 案件追加費用の状況

新収益認識基準においては、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足にかかる進捗度を合理的に見積ることができる場合、一定の期間にわたり収益を認識することとされており（新収益認識基準第 44 項）、履行義務の充足にかかる進捗度を合理的に見積ることができないものの、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、当該進捗度を合理的に見積ることができる時まで、原価回収基準（履行義務を充足する際に発生する費用のうち、回収することが見込まれる費用の金額で収益を認識する方法）を用いる旨が規定されている（新収益認識基準第 45 項）。

したがって、当時、原価回収基準ではなく、工事進行基準を継続的に適用することに関して、進捗度の算定のために必要な工事原価総額の見積りについて、N 案件追加費用による影響も勘案した上で合理的に行うことができたのか、換言すると、当社が実際に負担することとなる N 案件追加費用の金額を合理的に見積ることができたのか、という観点から、当委員会としての整理を行うこととした。すなわち、当委員会としては、端的には以下の整理を前提として当会計期間における当社の会計処理の妥当性についての検討を行った。

### 【原価回収基準処理となる場合】

- N 案件追加費用の金額を合理的に見積ることができ、それが当社決算においても重要性がある金額であり、Z1 社から当社に実際に請求が行われるかが不透明であるが、その可能性は高いという認識がある場合（下表（A-2））
- N 案件追加費用の金額を合理的に見積ることができないが、それは当社決

算においても重要性がある金額となりえる認識があるような場合（ただし、Z1社から当社に請求が行われないことが確実である場合や、その可能性が高いとまではいえないような場合を除く。）（下表（B-1）（B-2））

【N 案件追加費用の評価と会計処理への影響】

合理的な見積り可否・金額の重要性 Z1社からの請求の確実性・可能性	N 案件追加費用の金額を合理的に見積ることができるが、それは当社決算においても重要性のある金額である	N 案件追加費用の金額を合理的に見積ることができないが、それが当社決算においても重要性がある金額となる見込みである	N 案件追加費用の金額を合理的に見積ることができないが、当社決算において重要性がある金額となる見込みではない	N 案件追加費用の金額を合理的に見積ることができるが、それは当社決算において重要性はない
Z1社から当社に実際に請求が行われることは確実である	N 案件追加費用を織り込んだ上で、工事進行基準処理 (A-1)	原価回収基準 (B-1)	従前からの工事進行基準処理への影響は限定的 (C-1)	従前からの工事進行基準処理への影響は限定的 (D-1)
Z1社から当社に実際に請求が行われるかどうか不透明であるが、その可能性は高い	原価回収基準 (A-2)	原価回収基準 (B-2)	従前からの工事進行基準処理への影響は限定的 (C-2)	従前からの工事進行基準処理への影響は限定的 (D-2)
Z1社から当社に実際に請求が行われるかどうか不透明であるが、その可能性が高いとまではいえない	従前からの工事進行基準処理への影響は限定的 (A-3)	従前からの工事進行基準処理への影響は限定的 (B-3)	従前からの工事進行基準処理への影響は限定的 (C-3)	従前からの工事進行基準処理への影響は限定的 (D-3)
Z1社から当社に実際に請求が行われないことが確実である	従前からの工事進行基準処理への影響はなし (A-4)	従前からの工事進行基準処理への影響はなし (B-4)	従前からの工事進行基準処理への影響はなし (C-4)	従前からの工事進行基準処理への影響はなし (D-4)

R社及びZ1社間におけるN案件追加費用に関する交渉について、前記第3・5(1)イのとおり、[ ]頃にはZ1社からR社にN案件追加費用が少なくとも[ ]円以上発生する見込みであると伝えられており、具体的な金額については流動的であったものの、Z1社及びR社においては、少なくともN案件追加費用の金額感、すなわちそれが数十億円レベルの話である点については確実に共有されていたものと認められる。

また、前記第3・5(1)イのとおり、当社事業部担当者Aも、[ ]には、Z1社よりN案件追加費用が発生する見込みであるという情報を把握しており、当社事業部担当者Aによれば、当該時点でN案件追加費用は[ ]円を下回らない二桁

億円レベルといった金額感をつかんでいたものと認められる。

しかしながら、当社経理によれば、N 案件追加費用の発生見込みがあることやその金額感等に関して当社事業部担当者 A から当社経理に対して情報共有されていないとのことであり、当社経理においては、N 案件追加費用についての認識はなく、前期と同様に工事進行基準による会計処理を進め、工事原価総額の見積額に関して N 案件追加費用による影響を考慮することもなかった。

また、Z1 社の会計記録資料においては、2022 年 3 月期において、N 案件第一期工事及び N 案件第二期工事ともに 2 度の総原価の見直しが行われており、N 案件第一期工事については計 [ ] 円、N 案件第二期工事については計 [ ] 円の見積総原価の増額が行われているが、その時点においても Z1 社の見込みでは N 案件第一期工事、N 案件第二期工事それぞれ粗利はマイナスとなっておらず、そのような状況もあつてか、2022 年 3 月期においては Z1 社から R 社への具体的な追加請求が行われておらず、2022 年 3 月期において Z1 社から当社に対して実際の請求が行われる可能性は高いとまではいえない状況であつた。

以上を踏まえると、2022 年 3 月期における N 案件の会計処理方法として、N 案件追加費用を特段考慮することなく行われた工事進行基準での会計処理が不適切であつたとまでは判断できず（前表 (C-3) 若しくは (B-3)）、N 案件追加費用の発生可能性を特段考慮することなく行われた 2022 年 3 月期における工事進行基準での会計処理は妥当であつたと考えられる。

### (3) N 案件にかかる前受金・前渡金の状況

#### ア 前受金・前渡金の支払状況

N 案件第一期工事及び N 案件第二期工事に関し、2022 年 3 月期の R 社側からの前受金の受領及び Z1 社への前渡金の支払いは、以下のとおりであり、いずれも R 社側からの前受け後、Z1 社へ前渡しされたものであつた。

(単位：千円)

一期（本体部分）前受額	前受条件	比率	一期（本体部分）前渡額	前渡条件	比率
[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
[ ]	モジュール 20%据付	[ ]	[ ]	モジュール 20%据付	[ ]
[ ]	モジュール 30%据付	[ ]	[ ]	モジュール 30%据付	[ ]
[ ]	モジュール 40%据付	[ ]	[ ]	モジュール 40%据付	[ ]
[ ]	モジュール	[ ]	[ ]	モジュール	[ ]

		50%据付				50%据付	
		モジュール 60%据付				モジュール 60%据付	
		特高変電所機 器納入開始				特高変電所機 器納入開始	

		前受条件				前渡条件	
		地盤改良 30% 完了				地盤改良 30% 完了	
		地盤改良 60% 完了				地盤改良 60% 完了	
		地盤改良 80% 完了				地盤改良 80% 完了	

(単位：千円)

		前受条件				前渡条件	
		開拓道路完了				開拓道路完了	
		モジュール搬 入開始				モジュール搬 入開始	
		モジュール 10%据付				モジュール 10%据付	
		モジュール 20%据付				モジュール 20%据付	
		モジュール 30%据付				モジュール 30%据付	
		モジュール 40%据付				モジュール 40%据付	

		前受条件				前渡条件	
		地盤改良 30% 完了				地盤改良 30% 完了	
		地盤改良 60% 完了				地盤改良 60% 完了	

2022年3月期における前表（N案件第一期工事（本体部分）及びN案件第二期工事（本体部分））の前受金・前渡金のうち、モジュールの据付を条件とする前受金・前渡金については、契約上、モジュールの据付の進捗に応じてR社側から当社を介してZ1社に支払う取り決めとなっていたが、Z1社側からのN案件に関するモジュールの調達計画が前倒しになったこと等の説明を踏まえ、

契約で定められた支払条件期日から前倒しして支払われていた（以下、このようなモジュールに関する支払条件から前倒しされた前受け及び前渡しをそれぞれ「条件外前受」、「条件外前渡」という。また、表中の日付に「\*」を付記した前受け及び前渡しが該当する。）。

これらは、いずれも事前に Z1 社から R 社側に条件外前渡の依頼がなされ、その了承を受け、R 社側から当社を介して Z1 社に前倒しで資金が供給されたものであったが、これら 2022 年 3 月期に N 案件第一期工事及び N 案件第二期工事において条件外前渡がなされた支払条件が実際に達成された時期は、以下のとおりであった（実際の条件達成時期が「未了」とあるものは、直近時点（2024 年 2 月末時点）における評価である。）。

N 案件第一期工事（本体部分）

（単位：千円）

前渡条件	前渡日	前渡額	実際の条件達成時期
モジュール 10%据付	■■■■■	■■■■■	■■■■■
モジュール 20%据付	■■■■■	■■■■■	■■■■■
モジュール 30%据付	■■■■■	■■■■■	■■■■■
モジュール 40%据付	■■■■■	■■■■■	■■■■■
モジュール 50%据付	■■■■■	■■■■■	■■■■■
モジュール 60%据付	■■■■■	■■■■■	■■■■■

前渡条件	前渡日	前渡額	実際の条件達成時期
モジュール 10%据付	■■■■■	■■■■■	■■■■■
モジュール 20%据付	■■■■■	■■■■■	■
モジュール 30%据付	■■■■■	■■■■■	■
モジュール 40%据付	■■■■■	■■■■■	■

N 案件第一期工事については工事の完成の前倒しに向けた対応もあり、条件外前渡後、順次モジュールの据付が進んだが、前記第 3・4 のとおり、N 案件開発行為変更や開拓財産の工事に関する N 村及び■■■■■県との折衝に時間を要したこと、N 案件第二期工事に関する T 社との系統連系が遅れたことに伴い、N 案件第一期工事を優先的に進めることとなったこと等の事情から N 案件第二期工事については工事の進捗が大きく遅れており、直近時点（2024 年 2 月末時点）でもモジュールの据付についてはまだ■■■■■にとどまっている。

このような条件外前受・条件外前渡も含め 2022 年 3 月期末における N 案件に関する前受金及び前渡金残高は、それぞれ■■■■■であった。



2022年3月期におけるN案件第一期工事及びN案件第二期工事において工事進行基準上の計算上で用いられたモジュール部分の進捗率と実際の進捗率、並びに過大計上となっていた売上高及び売上原価の金額（▲は過小計上額）は、下表のとおりである。

（進捗率は各会計期間末比率、売上高・売上原価は各会計期間数値（千円））

		N案件第一期工事			
		用いられた 進捗率 (下段は工事 全体進捗率)	実際の 進捗率 (下段は工事 全体進捗率)	売上高 過大計上額	売上原価 過大計上額
2022年 3月期	1Q				
	2Q				
	3Q				
	4Q				
	計				

2022年 3月期	1Q				
	2Q				
	3Q				
	4Q				
	計				

### 3 2023年3月期

#### (1) N案件にかかる売上高・売上原価の状況

前記第3・4(1)ウ・エのとおり、N案件第二期工事に関するT社の系統連系の遅



れに伴い、R 社側が、Z1 社に対し、N 案件第二期工事の運転開始時期を [REDACTED] [REDACTED] に後ろ倒しにし、N 案件第一期工事を優先して完成させるよう依頼したことを受け、Z1 社は、[REDACTED] R 社側と N 案件第一期工事の期間短縮及び早期の引渡しの実施等に関する覚書を締結し、N 案件第一期工事に関し [REDACTED] に売電を開始することとなった。

その後、Z1 社は、R 社側の要請を受け、N 案件第一期工事の工期短縮追加費用を算出の上、R 社側に対し、その支払いの検討を依頼していたが、結局、当該工期短縮追加費用の支払いに関し、R 社側が承諾したのは、前記第 3・5 (4) ウのとおり、[REDACTED] [REDACTED] のことであった。

2023 年 3 月期に計上された売上高及び売上原価並びに工事進行基準処理上の進捗度は、下表のとおりであった。

(単位：千円、売上高・売上原価は各会計期間数値、進捗率は各会計期間末比率)

		N 案件第一期工事			N 案件第二期工事		
		売上高	売上原価	進捗率	売上高	売上原価	進捗率
2023 年 3 月期	1 Q	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	2 Q	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	3 Q	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	4 Q	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	計	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

N 案件第一期工事については、前述のとおり、[REDACTED] に工期短縮追加費用について R 社側・当社間及び当社・Z1 社間で合意されたことを受け、第 4 四半期の工事進行基準の処理においては、工事収益総額に [REDACTED] を、工事原価総額に [REDACTED] を加算した上で会計処理が行われている。

## (2) N 案件追加費用の状況

2023 年 3 月期においては、前記第 3・5 (1) イのとおり、Z1 社による具体的な N 案件追加費用の積算が行われることとなり、[REDACTED] 頃、Z1 社から R 社に対して最初の N 案件追加費用の支払いに向けた検討が依頼され、その後も R 社及び Z1 社間において N 案件追加費用に関する交渉が継続的に進められていた。

当社は、[REDACTED] R 社に対して追加支払いの検討を依頼しており、

同年 9 月には R 社・Z1 社・当社の 3 社において N 案件追加費用に関するワーキンググループも設置され、当社事業部担当者 A も当該交渉に加わるようになった。

また、[ ]には当社から R 社に対して「N 村太陽光発電一期・二期工事に係る追加費用の検討依頼の件」と題された N 案件追加費用についての支払いが依頼された（なお、ここでは Z1 社における造成工事及び地盤改良の追加費用として、[ ]が要求されている点が付記されている。）。

前述のとおり、N 案件は、請負契約及び発注契約が同等のフルターンキー契約であることから、当社及び Z1 社は、R 社側が N 案件追加費用の負担を受け入れた場合のみ、当社側も Z1 社からの N 案件追加費用の請求を負担するという共通の認識を有していた。そして、当社事業部担当者 A は、Z1 社から R 社側に N 案件追加費用を請求できそうという情報を得ており、R 社側の負担金額については、今後の交渉を経るほかないが、N 案件追加費用自体については R 社側で一定程度負担してもらえると想定していたものと考えられる。

なお、Z1 社の会計記録資料においては、2023 年 3 月期においても N 案件第一期工事については 1 度、N 案件第二期工事については 2 度の総原価の見直しが行われており、N 案件第一期工事については [ ]円、N 案件第二期工事については [ ]円の見積総原価の増額が行われており、特に N 案件第二期工事（本体部分）については、粗利ベースにおいて赤字見込みとなっていた。したがって、Z1 社は、もはや N 案件追加費用をそのまま Z1 社において全額負担することは想定されず、R 社側、直接的には当社側へ負担を求めざるを得ない状況であったと考えられる。

以上を踏まえると、2023 年 3 月期の第 2 四半期以降においては、N 案件に関する会計処理において N 案件追加費用の影響を無視することは難しい、具体的には Z1 社から当社に N 案件追加費用の請求が行われる可能性は高いものの、工事原価総額に含めるべき N 案件追加費用の金額を合理的に見積することはできない、ただし、その金額は当社決算において重要性がある金額となりうるという状況であると整理され（前表（B-2））、新収益認識基準が規定するところの進捗度を適切に見積るための信頼性のある情報が不足し、履行義務の充足にかかる進捗度を合理的に見積ることができない場合に該当していたと考えられる。

したがって、2023 年 3 月期第 2 四半期以降においては工事進行基準による会計処理はもはや適切ではなく、原価回収基準での会計処理へ切り替えを行うことが必要であったと考えられる。

他方、2023 年 3 月期においても、Z1 社の N 案件追加費用の金額自体が流動的であったものの、前記第 3・5 (2) イのとおり、[ ]には当社経理へも Z1 社での N 案件追加費用の発生とその金額感、N 案件追加費用に関して R 社との間で交渉を続けていることが共有されていた。もっとも、当時の当社経理の認識としては、N 案件に関して一般的な工事案件（当社においても過去から実務的にたびたび生じてきたもの

であるが、想定外の追加工事が契約締結後に必要となったような場合には、関係者間で調整の上、別途覚書等を取り交わし、経理側でもその情報をもって追加的な会計処理の検討を行えば足るような工事案件)であること以上の認識はなかった。また、当社経理は、N 案件追加費用に関し金額についての交渉が難航している点については認識していたが、増額金額が固まれば、当社と R 社側及び当社と Z1 社との間で、以前の地盤改良等の追加工事と同様に覚書が締結されるであろうから、それを踏まえて地盤改良等の追加工事と同様の会計処理を行う、すなわち、本体契約に N 案件追加費用部分を含める形で工事進行基準会計処理を行えばよいという認識であった。したがって、N 案件は他の一般的な工事案件とその状況が変わるところはなく、会計監査人に対しても相談を行うことが必要である案件であるとの認識はなく、会計監査人に対し、Z1 社での N 案件追加費用の発生とその金額感、N 案件追加費用に関して R 社との間で交渉が難航していること等に関し、特段の情報共有はなされなかった。

なお、当該経理の認識に関連して、以下の点を補足しておく。

N 案件追加費用に関しては、前述の地盤改良等の追加工事について [ ] に覚書が R 社側と当社、当社と Z1 社とで取り交わされたものと同じように、N 案件 EPC 請負契約 (本体契約) に対する覚書等の締結が予定されていたが、そのような覚書等が締結された場合には、この N 案件追加費用に対する R 社側と当社との取り決めは、地盤改良等の追加工事についての覚書と同様に新収益認識基準上の「契約の変更」に該当するものであり、独立した契約として処理するのか、既存の契約の一部であると仮定して処理するのか等の検討を要するものとなる (新収益認識会計基準第 30 項、第 31 項)。

この点、地盤改良等の追加工事が N 案件 EPC 請負契約 (本体契約) とは契約範囲の異なる契約であるのに対し、N 案件追加費用については、当社の認識の有無にかかわらず、客観的には、フルターンキー契約での N 案件 EPC 請負契約 (本体契約) の工事範囲に対し実質的に契約範囲を拡大させるものではない、すなわち当初の契約範囲に含まれた工事内容に関する費用であり、あくまでも工事原価の増大を鑑みた契約金額の増額にすぎないものと整理される。そのため、N 案件 EPC 請負契約 (本体契約) の工事部分との区別も困難なものであることから、既存の N 案件 EPC 請負契約 (本体契約) の一部であるとみなして会計処理 [91] されるべきものとなる。

---

<sup>91</sup> 具体的には追加費用 (契約金額の増額分) について、取引価格 (財又はサービスの顧客への移転と交換に企業が権利を得ると見込む対価の額 (新収益認識会計基準第 8 項)。N 案件においては R 社側から得られると見込まれる対価の額) が変更された場合として整理の上、契約変更時において累積的な影響に基づき収益の額を修正することとなる (新収益認識会計基準第 31 項)。

契約変更	会計処理方法
地盤改良等の追加工事	独立した契約として会計処理 ⇒ いわゆる「追加工事」という整理
N 案件追加費用	既存の契約の一部であるとみなして会計処理 ⇒ いわゆる「契約変更」という整理

もつとも、2023年3月期においては、依然としてR社側が負担するN案件追加費用、すなわち売上サイド（当社の追加収益）の金額は流動的であり、覚書等の締結も行われない状況においては工事収益総額への反映を行いうる状況になかったと考えられ、R社側との増額金額が相応の確度をもって固まるのを待って工事収益総額の調整を行う、という点は当社経理の認識のとおりであるが、今回のN案件追加費用は原価サイド、すなわちZ1社から当社への請求額となる工事原価とも密接に関連したものであり、その金額感や確度が大きい（高い）場合には、工事原価総額の見積りに即座に影響が生じうるものである。

そのため、N案件追加費用に関しては、「追加工事」という認識ではなく、既存のN案件EPC請負契約（本体契約）に対する「契約変更」という観点から、原価サイドも含め、特に工事原価総額への影響について十分慎重な検討がなされるべきであった。

### (3) N案件にかかる工事損失引当金の計上要否

新収益認識基準では、工事契約等から損失が認められる場合、すなわち工事原価総額等が工事収益総額を超過する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、その超過すると見込まれる額のうち、当該工事契約に関して既に計上された損失の額を控除した残額を、工事損失が見込まれた期の損失として処理し、工事損失引当金を計上すると規定されている（新収益適用指針第90項）。

2023年3月期期末時点におけるN案件第一期工事及びN案件第二期工事それぞれR社側からの受注額及び見積工事原価総額は、下表のとおりであり、工事損失は見込まれていなかった。

(単位：千円)

N 案件第一期工事	受注額 (工事収益総額)	見積工事原価総額	差額 (粗利)
本体契約			
地盤改良等			
早期引き渡し			
計			

N 案件第二期工事	受注額 (工事収益総額)	見積工事原価総額	差額 (粗利)
本体契約			
地盤改良等			
計			

当時の当社経理の認識でも、N 案件追加費用に関する交渉が難航している点について認識していたが、仮に原価サイドにおいて Z1 社からの N 案件追加費用の請求がなされたとしても、それは当社が R 社側に請求できる金額の範囲内にとどまるという認識であり、その場合には同時に売上サイドも同等の収益額の増額が想定されたことから、N 案件に関して工事損失の発生を見込んでいなかった。

前述のとおり、売上サイドについては覚書等で増額金額が相応の確度をもって固まらない限り受注額の増額を織り込むことは望ましくないが、原価サイド、すなわち Z1 社からの請求額も含めた見積原価総額という点では、当社と R 社側との契約がフルターンキー契約である点を踏まえると、R 社側の意向にかかわらず、契約の履行のために要した費用はまず当社が全て負担しなければならないこととなる可能性は排除できず、工事原価総額への影響について十分慎重な検討が必要であり、原価サイドの見積りに当たっては保守的に N 案件追加費用についての Z1 社の要求額を織り込んでおくことも考えられる。

2023 年 3 月期第 2 四半期以降では、見積原価総額の合理的な見積りが困難である可能性があった点については前述のとおりであるものの、工事損失引当金の計上について慎重な検討が必要であった。

#### (4) 前受金・前渡金の状況

##### ア N 案件にかかる前受金・前渡金の状況

N 案件第一期工事及び N 案件第二期工事に関し、2023 年 3 月期の R 社側からの前受金の受領及び Z1 社への前渡金の支払いは、以下のとおりであった（表中の日付に「\*」を付記した前受け及び前渡しは「条件外前受」、「条件外前渡」に該当する。）。

(単位：千円)

一期（本体部分）前受額		前受条件	比率	一期（本体部分）前渡額		前渡条件	比率
		モジュール 70%据付				モジュール 70%据付	
		受電開始				受電開始	
		モジュール 100%据付				モジュール 100%据付	
		引渡				引渡	

		前受条件				前渡条件	
		地盤改良 100%完了				地盤改良 100%完了	

(単位：千円)

		前受条件				前渡条件	
						モジュール 50%据付	
						モジュール 60% 据 付 (35%) [92]	

2023年3月期においても、前期と同様にZ1社側の資金要請を踏まえ、モジュールの据付の進捗に応じて支払うとされた部分について、条件外前渡が行われていた。もともと、N案件第一期工事に関しては、2023年3月期には工事の実質的な完了後、前渡金残高は工事進行基準会計処理の際に全て相殺され、期末時点では前渡金残高はゼロとなっていた。

一方、N案件第二期工事に関しては、前記第3・5(2)イのとおり工事の進捗が大きく遅れるなか、Z1社から追加の資金需要がある旨を告げられたR社側から、これ以上の条件外前受に応じることはできないため、当社において対応してほしい旨を告げられたことを契機として、従前から交渉していた追加費用に関し、R社側から支払いを受けた上で、Z1社に支払うことを検討しつつも、R社側の事情でR社側との間で追加費用に関する合意を締結するまで時間を要することが見込まれたため、結局、Z1社に条件外前渡にて、計[ ]円を支払った。なお、これらはR社側からの前受金を伴わないZ1社への先行支払いであった。

その結果、このような条件外前受・条件外前渡も含め2023年3月期末におけるN

<sup>92</sup> モジュール60%据付を条件とする前渡額の支払額は、契約金額の5%、すなわち1,183,006千円となるが、ここではその一部(35%)の414,052千円が支払われた。

案件に関する前受金及び前渡金残高は、それぞれ [ ] 円及び [ ] 円と、前受金残高を前渡金残高が超過する状況となった（いずれも全額が N 案件第二期工事に関するものである。）。

なお、2023 年 3 月期に条件外前渡された支払条件が実際に達成された時期は、以下のとおりであった（実際の条件達成時期が「未了」とあるものは、直近時点（2024 年 2 月末時点）における評価である。）。

N 案件第一期工事（本体部分） (単位：千円)

前渡条件	前渡日	前渡額	実際の条件達成時期
モジュール 70%据付	[ ]	[ ]	[ ]

N 案件第二期工事（本体部分） (単位：千円)

前渡条件	前渡日	前渡額	実際の条件達成時期
[ ]	[ ]	[ ]	未了
[ ]	[ ]	[ ]	未了

N 案件第二期工事について、直近時点（2024 年 2 月末時点）でもモジュールの据付についてはまだ [ ] にとどまっている点については、前述のとおりである。

#### イ O 案件等にかかる前渡金の状況

N 案件における Z1 社への前渡金の状況については、前述のとおりであるが、Z1 社に対して、進行中の N 案件以外の案件についても当社から工事代金について前渡しが行われており、2023 年 3 月期末以前における前渡金残高は、以下のとおりであった。

(単位：千円)

	2021 年 3 月末	2022 年 3 月末	2023 年 3 月末
O 案件	[ ]	[ ]	[ ]
T 案件	[ ]	[ ]	[ ]

O 案件にかかる前渡金については、前記第 4・2 のとおり、N 案件と同様に条件外支払いが行われていたものの、2023 年 3 月期において工事自体は想定されたスケジュールで進められ、前渡金についても工事の進捗に応じ、順次原価に振り替えられた。

T 案件にかかる前渡金については、前記第 4・3 (4) のとおり、 [ ] の Z1 社との間で締結された土地造成工事請負契約に従い支払われた前渡金である（契約時 [ ] 支払）。

## ウ Z1 社に対する前渡金の会計的評価

2023 年 3 月期末における Z1 社に対する前渡金残高は、N 案件以外の案件も含め、計 [ ] 円であった。

前述の Z1 社に関する財政状態及びキャッシュ・フローの状況に関するモニタリングで収集・分析された Z1 社の将来キャッシュ・フロー計画を確認したところ、 [ ] ころから、計画作成時点から 12 か月間の月次資金繰り計画の後半半年部分に資金繰越残高がマイナス予想となる頻度及び期間が増加していることが検知されていた。しかしながら、前述のとおり、実際には、計画作成後、その後の工事に関する資金計画の調整、変更及び新規案件の追加等があり、2023 年 3 月時点の将来キャッシュ・フロー計画では、将来 1 年間における資金繰越残高は全ての月においてプラス予想となっており（なお、N 案件追加費用に関しては、当該計画上、 [ ] 及び [ ] にそれぞれ [ ] 円（計 [ ] 円）の入金が考慮されていた。）、当社事業部担当者 A においても、2023 年 3 月期末時点では、Z1 社に対する資金繰りについて漠然とした不安を抱くにとどまり、即座に資金ショートする等の危機感を抱くような状況にはないと認識していた。

当社経理においては、N 案件に関する [ ] の条件外前渡については、R 社側からの前受を伴わず、当社側の資金負担が生じるものであったこともあり、Z1 社の資金繰りについての懸念を抱いていたが、貸倒引当金の設定等が必要な状況との認識には至っていなかった。そのため、Z1 社の資金繰りに関し抱いていた懸念について、会計監査人に特段の相談もなされなかった。

一方、N 案件に関する前渡金残高の大半が条件外前渡によるものであり、かつ、N 案件第二期工事については工事の遅れ等からその少なくない部分が直近時点（2024 年 2 月末時点）においても契約上の本来の支払条件（進捗度）には至っていない状況にある点については、前述のとおりである。

したがって、2023 年 3 月期決算において特に N 案件に関する前渡金 [ ] に関しては、Z1 社側における実際の資金使途や、工事の進捗状況も踏まえた慎重な評価を行っておくことが望ましかったと考えられるものの、2023 年 3 月期においては、Z1 社において下請協力業者に対する支払遅延は生じておらず、N 案件等、工事の継続を前提とする限り、Z1 社に対する前渡金残高に対して即座に貸倒引当金の設定等の検討が必要な状況であったとまでは認められない。

## (5) 工事進行基準処理におけるモジュールの進捗率

前述の 2022 年 3 月期と同様に、2023 年 3 月期における N 案件第一期工事及び N 案件第二期工事において工事進行基準上で用いられたモジュール部分の進捗率と実際の進捗率、並びに過小計上（▲）となっていた売上高及び売上原価の金額は、下表のとおりである。



(進捗率は各会計期間末比率、売上高・売上原価は各会計期間数値(千円))

		N 案件第一期工事			
		用いられた 進捗率 (下段は工事 全体進捗率)	実際の 進捗率 (下段は工事 全体進捗率)	売上高 過大計上額	売上原価 過大計上額
2023 年 3 月期	1Q				
	2Q				
	3Q				
	4Q				
	計				

		N 案件第二期工事			
		用いられた 進捗率 (下段は工事 全体進捗率)	実際の 進捗率 (下段は工事 全体進捗率)	売上高 過大計上額	売上原価 過大計上額
2023 年 3 月期	1Q				
	2Q				
	3Q				
	4Q				
	計				

#### 4 2024 年 3 月期 (第 1 四半期から第 3 四半期)

##### (1) N 案件にかかる当期の概況

前記第 3・5 (4) のとおり、R 社側から当社事業部担当者 A に対し、N 案件追加費用に関し、Z12 社から同意が得られた金額が 円である旨を告げられ、その後も、当社事業部担当者 A は、R 社側に対し、増額交渉を試みたものの、R 社側が支払う N 案件追加費用は 円を超えないことを原則と

することが確認され、[REDACTED]当社経理に対しても、R社側が支払うN案件追加費用が[REDACTED]円(税込)で暫定的に決まったこと、そのうち、[REDACTED]円がN案件第一期工事の追加費用として、残りの[REDACTED]円がN案件第二期工事の追加費用として支払われる予定であり、当該支払後に、当社からZ1社に対するN案件追加費用の支払いを行う予定であること等が共有された(もともと、当該共有を受けた当社経理は、N案件追加費用に関して、追って覚書等が締結されるだろうと考え、会計処理に対する影響は覚書等の締結後に検討すれば足りるものと考え、当該共有を受けた時点で、会計処理の検討等を行うことはなく、会計監査人に対して、R社側が支払うN案件追加費用が30億円(税込)で暫定的に決まったこと、そのうち、29億円がN案件第一期工事の追加費用として、残りの1億円がN案件第二期工事の追加費用として支払われる予定であり、当該支払後に、当社からZ1社に対するN案件追加費用の支払いを行う予定であること等について、情報連携がされることもなかった。)

また、[REDACTED]から[REDACTED]に実施された当社再生可能エネルギー事業部を対象とする内部監査において、N案件が監査対象取引としてピックアップされ、当社監査室は、N案件追加費用に関し、「金額が未定であることから不可能であったが、本来であれば、工事進行基準に合わせて売上計上すべきもの」との指摘がなされた。ただし、当該指摘をした当社監査室においても、N案件追加費用の金額が未定である以上、過年度の決算処理に誤りがあった(過年度の決算処理の訂正が必要である)とまでは考えておらず、会計監査人に対し、[REDACTED]に当該指摘が記載された内部監査報告書の共有自体はしているものの、当該指摘を強調して伝える等がなされることはなかった<sup>[93]</sup>。また、当該内部監査報告書は、[REDACTED]頃、常勤監査等委員に対しても共有されているが、常勤監査等委員も、再生可能エネルギー事業部に対して覚書等の締結を催促する等の対応を行ったものの、当社監査室と同様に、N案件追加費用の金額が未定である以上、過年度の決算処理に誤りがあった(過年度の決算処理の訂正が必要である)とまでは考えていなかったことから、特段、上記の当社監査室の指摘を強調して、当社経理や会計監査人に対し連携等がなされることはなかった。

その後、R社側とZ12社の間における調整に一定の時間を要したものの、前記第3・5(4)エのとおり、結局、[REDACTED]当社は、R社側との間で、N案件追加費用に関し、R社側が当社に対して、N案件第一期工事の追加費用として[REDACTED]円(税込)、N案件第二期工事の追加費用として[REDACTED]円(税込)を支払うこと等を内

---

<sup>93</sup> 当社監査室から会計監査人に対する当該内部監査報告書の共有は、当社から会計監査人に対する資料の共有に用いられるプラットフォーム上に当該内部監査報告書を保管する方法によってなされている。この点、会計監査人によれば、当社監査室から当該内部監査報告書を共有フォルダに保管したことを改めて伝えられる等もなかったことから、直ちに当該内部監査報告書やその記載内容の確認等を行うこともなく、その結果、当該内部監査報告書が、N案件追加費用の会計処理の適切性等に関する早期の指摘に繋がることもなかったとのことである。

容とする覚書を締結するに至った。

一方、前記第3・6(2)のとおり、Z1社は、[redacted]下請協力業者に対する支払遅延を生じさせており、当社も、[redacted]その子会社であるZ4社から、Z1社のZ4社に対する支払遅延が生じている旨の連絡を受けたことを契機として、Z1社の下請協力業者に対する支払遅延を認識するに至った。その後、前記第3・6(3)のとおり、[redacted]前記第3・6(4)のとおり、[redacted]

[redacted]

[redacted]当社とZ1社で協議した結果、Z1社の資金繰りとの関係上、Z1社がN案件第二期工事を継続して行うことは困難であることが判明したため、Z1社を一次下請協力業者とする工事体制を変更すべく、当社は[redacted]初旬ないし中旬頃から、一次下請協力業者候補であるZ19社や、二次下請協力業者候補であるZ17社との協議を開始した。

**(2) N案件にかかる売上高・売上原価の状況**

2024年3月期第3四半期までに計上された売上高及び売上原価並びに工事進行基準処理上の進捗度は、下表のとおりであった。

(単位：千円、売上高・売上原価は各会計期間数値、進捗率は各会計期間末比率)

		N案件第一期工事			N案件第二期工事		
		売上高	売上原価	進捗率	売上高	売上原価	進捗率
2024年 3月期	1 Q	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
	2 Q	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
	3 Q	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
	4 Q	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
	計	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]

N案件第一期工事については、2024年3月期第1四半期に進捗率は100%となり、

工事収益総額及び見積工事原価総額の残額全てが収益及び費用として計上された。ただし、N 案件第一期工事に関する N 案件追加費用に関する売上高及び売上原価（Z1 社部分）については、2024 年 3 月期第 3 四半期においても未計上（未集計）の状態であった（N 案件追加費用に関しては、N 案件第二期工事も同様の状況である。）。

なお、2024 年 3 月期第 2 四半期以降における N 案件に関する会計処理は、前述の Z1 社による施工状況や下請協力業者への代払い状況を踏まえたものとなっており、特に N 案件第二期工事に関する工事進行基準上の会計処理については、従前（前期以前）と比べると、以下のとおりであった。

	売上原価 計上額	見積工事原価 総額	進捗率	工事収益総額 (取引価格)	売上高 計上額
1Q	従前どおりの工事原価（Z1 社+その他原価）	従前どおり（Z1 社発注額+その他原価）	計上済み工事原価の総額 ÷ 見積工事原価総額	従前どおり（本体受注額+地盤改良等受注額）（N 案件追加費用分は含まず）	工事収益総額 × 進捗率
2Q	従前どおりの工事原価（Z1 社+その他原価） + 代払原価（9 月末までの発生分）	Z1 社分の 9 月末までの計上額 + 10 月以降の追加原価見積額	同上	同上	同上
3Q	従前どおりの工事原価（Z1 社（実質ゼロと評価）+その他原価） + 代払原価（10 月初から 12 月末までの発生分）	Z1 社分の 9 月末までの売上原価計上額（10 月以降は実質ゼロと評価） + 10 月以降の原価の追加原価見積額	同上	同上	同上

第 3 四半期においては、N 案件第二期工事の工事原価総額が工事収益総額を上回る見込みとなっており、当社は、当該差額から既に計上済みの工事損益累計額を控除した

■■■■について工事損失引当金の計上を行っている。

### (3) N 案件追加費用の状況

#### ア N 案件第一期工事について

N 案件第一期工事については、2024 年 3 月期第 1 四半期において進捗率は 100% となったが、N 案件追加費用に関する交渉が継続中であった。そして、前述のとおり、■■■■には、当社経理に対し、R 社側が支払う N 案件追加費用が■■■■円（税込）で暫定的に決まったこと、そのうち、■■■■円が N 案件第一期工事の追加費用として、残りの■■■■円が N 案件第二期工事の追加費用として支払われる予定であることが共有された。もっとも、当社経理においては、依然として R 社との覚書締結は未了であり、N 案件第一期工事・N 案件第二期工事のそれぞれの N 案件追加費用が最終的にいくらになるのかについても R 社側と依然調整中という認識であった。

したがって、第 1 四半期の工事進行基準の会計処理において、当該 N 案件追加費用の影響を加味した処理はなされなかった。

一方、N 案件第一期工事に関する工事原価総額は、R 社側との交渉次第という状況に変わりはなく、その点では前期と同様に、第 1 四半期でも引き続き履行義務の充足にかかる進捗度を合理的に見積ることができない場合に該当していた可能性がある。

その後、前述のとおり、■■■■当社と R 社側との間で、N 案件第一期工事に関する契約金額の増加額として■■■■の覚書が締結されたことから N 案件追加費用に関する追加工事収益の金額は確定し、それに伴い、Z1 社に支払うこととなる金額、すなわち追加原価の金額も第 2 四半期決算時 [94] では合理的に見積ることが可能な状況になったものと考えられる。

特に、N 案件第一期工事に関しては、既に工事は完了し、引渡し済みであったため、R 社側との N 案件追加費用に関して確定した増加額を踏まえ、Z1 社に支払うこととなる金額の見積りは可能な状況であったものと考えられ、第 2 四半期において工事進行基準での会計処理方法を採用することができたものと考えられる。

#### イ N 案件第二期工事について

N 案件第二期工事についても、N 案件追加費用に関する状況は N 案件第一期工事と同様の状況であり、2024 年 3 月期第 1 四半期において N 案件第二期工事に関する工事原価総額も、R 社側との交渉次第という状況に変わりはなく、その点では前期と

---

<sup>94</sup> 本来当社の 2024 年 3 月期第 2 四半期報告書の提出期限は 2023 年 11 月 14 日であったところ、提出期限を 2024 年 1 月 15 日とする延長申請にかかる承認を受け、当社は 2024 年 1 月 15 日に第 2 四半期報告書の提出を行っている。

同様に、第 1 四半期でも引き続き履行義務の充足にかかる進捗度を合理的に見積ることができない場合に該当していた可能性がある。

その後、前述のとおり、[REDACTED] 当社と R 社側との間で、N 案件第二期工事に関する契約金額の増加額として [REDACTED] の覚書が締結されたことから N 案件追加費用に関する追加工事収益の金額は確定し、それに伴い、Z1 社に支払うこととなる金額、すなわち追加原価の金額も第 2 四半期決算時では合理的に見積ることが可能な状況になったものと考えられる。

もともと、N 案件第二期工事に関しては、前述のとおり、この時点では Z1 社はもはや N 案件の工事継続は困難な状況となっており、残工事について他社に切り替えた場合の原価見積りが行われている状況であった。そのため、N 案件第二期工事については、工事進捗率も 50%を少し超えた段階に過ぎず、残工事について他社に切り替えた場合の原価見積りが十分に信頼性あるレベルで行うことができたかという点を踏まえて、第 2 四半期決算・第 3 四半期決算において工事進行基準での会計処理方法を採用することができたかどうかを評価することが必要であったと考えられる。

(4)

ア

イ

## (5) 前受金・前渡金の状況

### ア 前受金・前渡金の支払状況

N 案件第一期工事及び N 案件第二期工事に関し、2024 年 3 月期の R 社側からの前受金の受領及び Z1 社への前渡金の支払いは、以下のとおりである。

(単位：千円)

一期（地盤改良等）前受額			前受条件	比率	一期（地盤改良等）前渡額			前渡条件	比率
2023 年 8 月 22 日					2023 年 8 月 31 日				
計					計				

(単位：千円)

二期（地盤改良等）前受額			前受条件	比率	二期（地盤改良等）前渡額			前渡条件	比率
2023 年 12 月 26 日			地盤改良 80%完了						
計									

N 案件第二期工事の地盤改良等部分に関し、当社は、工事の進捗に対して R 社側から [redacted] 受領しているが、Z1 社の諸般の状況を鑑み、Z1 社側への支払いを保留した。

なお、これら前受・前渡とは別に、当社は、N 案件第一期工事の早期引渡しに対する契約額の増額分として、[redacted] を R 社側から受領するとともに、[redacted] に Z1 社へ [redacted] を支払った。

### イ その他 2024 年 3 月期における Z1 社の状況

前記第 3・6 (2) のとおり、Z1 社は、2023 年 9 月頃から、Z1 社が下請協力業者に対して支払遅延を生じさせていた。

[redacted]  
[redacted]  
[redacted]当社と Z1 社で協議した結果、Z1 社の資金繰りとの関係上、Z1 社が N 案件第二期工事を継続して行うことは困難であることが判明したため、遅くとも [redacted] [redacted]には、当社にて、Z1 社の代わりの下請協力業者として Z17 社に発注することが検討されるようになった ([redacted] [redacted])。

### ウ Z1 社に対する前渡金の会計的評価

[redacted]時点で N 案件第二期工事に関して、Z1 社には [redacted] が前渡金残高として残っていたが、前述のとおり、Z1 社は、[redacted]から、





のとおりである。

(進捗率は各会計期間末比率、売上高・売上原価は各会計期間数値(千円))

		N 案件第一期工事			
		用いられた 進捗率 (下段は工事 全体進捗率)	実際の 進捗率 (下段は工事 全体進捗率)	売上高 過大計上額	売上原価 過大計上額
2024 年 3 月期	1Q	■	■	■	■
	2Q	■	■	■	■
	3Q	■	■	■	■
	4Q	■	■	■	■
	計	■	■	■	■

		N 案件第二期工事			
		用いられた 進捗率 (下段は工事 全体進捗率)	実際の 進捗率 (下段は工事 全体進捗率)	売上高 過大計上額	売上原価 過大計上額
2024 年 3 月期	1Q	■	■	■	■
	2Q	■	■	■	■
	3Q	■	■	■	■
	4Q	■	■	■	■
	計	■	■	■	■

(7) N 案件にかかる工事損失引当金の計上要否

2024 年 3 月期の第 1 四半期及び第 2 四半期においては、次表のとおり、工事原価総額等が工事収益総額を超過する状況は見込まれておらず、工事損失引当金の計上は行われていなかったが、第 3 四半期においては、下表のとおり工事原価総額等が工事収益総額を超過することが見込まれたことから、■の工事損失引当金が計上されている。

(単位：千円)

N 案件第二期工事	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期
工事収益総額 ・ 本体契約 ・ 地盤改良等	■	■	■

・N 案件追加費用			
小計			
見積工事原価総額			
・Z1 社			
・その他費用			
・予備費			
・10 月以降の追加原価見積額			
・N 案件追加費用			
小計			
差額（粗利）			

なお、前表においては、いずれの期においても N 案件追加費用は集計されていないが、前述のとおり、第 2 四半期以降においては、当社と R 社側との間で、N 案件第二期工事に関する契約金額の増加額の覚書が締結されたことから N 案件追加費用に関する追加工事収益の金額が確定し、それに伴い、Z1 社に支払うこととなる金額、すなわち追加原価の金額も第 2 四半期決算時では合理的に見積ることが可能な状況になったものと考えられる。

前表の第 2 四半期及び第 3 四半期の見積りに関しては、Z1 社による N 案件の工事継続が困難な状況となっていたことから、残工事について他社に切り替えを想定した追加原価の見積りが各決算時点で行われた。もっとも、後述する Z1 社に対する損害賠償請求額の算定に際しては、N 案件第二期工事についての見積工事原価総額が [REDACTED] と試算されていることから、当時の見積りが妥当なものであったのかについては、改めて検証されるべきものと考えられる。

追加調査終了時点で、当委員会が把握している N 案件第二期工事についての工事収益総額及び見積工事原価総額は次表のとおりであり、Z1 社から Z17 社/Z19 社への工事体制の切替えに伴い、当初の当社から Z1 社への発注額からは工事費用の増額が見込まれる状況となっている。

(単位:千円)

N 案件第二期工事	本報告時点
工事収益総額	
・本体契約	
・地盤改良等	
・N 案件追加費用	
小計	
見積工事原価総額	

差額（粗利）	
--------	--

**(8) Z1 社に対する損害賠償請求**

前記第 3・6 (7) アのとおり、当社は、Z1 社に対し、Z1 社に支払済みの前渡金及び工期遅延に伴う遅延損害金等について当社に対する弁済計画を提出するよう要請し、これを受けて、Z1 社は、[redacted] 当社に対し、前渡金及び工期遅延に伴う遅延損害金等を、少なくとも年間 [redacted] ずつ弁済していく旨の [redacted] を提出した。

その後、前記第 3・6 (7) イ・ウのとおり、当社事業部担当者 A によれば、N 案件第二期工事の契約解除に伴う精算として、もはや当社側で工事原価への振替が見込まれない前渡金残高や、[redacted] 当社側での今後の工事費用の負担の増加額を鑑み、Z1 社との間で追加調査の終了した 2024 年 3 月 29 日時点では、[redacted]

なお、交渉の過程では、N 案件第二期工事に関して当社がこれまで前渡金として Z1 社に支払ってきた累計金額である [redacted] に対し、Z1 社側で N 案件第二期工事に関連した支出として当社側で確認された金額は [redacted] [redacted] にとどまることが判明している。この差額 [redacted] については、Z1 社側で N 案件に関連した間接費用として消費された部分や、Z1 社で現金預金残高として残っている部分もあると思われる [redacted] [redacted] [redacted]。

**第 6 中間調査報告書及び最終調査報告書で認められた問題点と発生原因**

中間調査報告書第 3 で記載した事実関係の経緯からすれば、A 案件によって発生した長期未収入金についての当社による管理・検討状況の問題点は、以下の 1 に記載のとおりである。

また、最終調査報告書第 3・第 5 で記載した事実関係の経緯からすれば、N 案件における N 案件追加費用、工事進行基準の適用及び前渡金の支払・管理に関する当社における問題点は、以下の 2 に記載のとおりである。

そして、これらの A 案件及び N 案件において認められた問題点に共通した発生原因は、以下の 3 に記載のとおりである。

**1 A 案件によって発生した長期未収入金についての当社による管理・検討状況の問題**

## 点（担保資産に関する情報収集等が十分でなかったこと）

### (1) 2023年3月期年度決算時

有価証券報告書提出時点（2023年6月28日）において、B社による本件当社担保資産一部売却について当社側で認識があったとは認められない点は、中間調査報告書のとおりである。また、本件当社担保資産一部売却は2023年6月23日に行われ、所有権移転登記の申請は同月28日であったが、登記の変更内容の反映には一定期間を要することから、少なくとも同月28日時点において登記簿から直接的に当該事実を把握することはできなかったといえる。

しかし、中間調査報告書第3・1(3)のとおり、当社法務担当者は2023年3月には、B社から本件バルク対象案件の売却が実現しても、本件当社担保資産に関しては、抵当権が設定されているC01案件及びH案件に関して11億1600万円を返済すること以外は、資金繰りが厳しく返済できない旨のコメントを受け、また、同年4月にも、当社が地代に対する債権譲渡担保と合同会社持分に対する質権を設定していたJ案件及びH03案件を売却するのであれば、売却代金からの返済をするよう要請したが、B社からは難しいとのコメントを受けていた。これらを踏まえると、当該コメントの確度の把握に努める等して、2023年3月期決算においてA案件における未収入金の担保評価額の算定に際しては十分慎重な対応を行っておくべきであった。そして、当社としては会計監査人に対してもかかる状況について相談等を行うべきとの認識もなく、この点についての会計監査人への情報共有もなされなかった。

また、2023年4月17日に本件■■■■資産譲渡が発覚した以降継続的に当社側からB社に担保資産の状況について十分な猜疑心を持って確認を行うことができていれば、B社が当社に無断で、本件当社担保資産一部売却に踏み切るリスクについて追加的な情報が得られた可能性は否定できない。

### (2) 2024年3月期第1四半期決算時（2023年6月）

2024年3月期第1四半期において、A案件における未収入金の担保評価額は前期末（2023年3月期末）のものが踏襲された。前期末有価証券報告書提出時点（2023年6月28日）に登記簿から直接的に本件当社担保資産一部売却を把握できなかった点は中間調査報告書第3・3(3)アのとおりであるが、2024年3月期第1四半期報告書（2023年8月14日提出）におけるA案件未収入金の担保評価額に関する決算プロセスにおいて、本件当社担保資産の登記簿を確認していれば本件当社担保資産一部売却を把握することができた。

特に本件■■■■資産譲渡発覚を受けたその後の2023年5月29日及び同年6月27日の取締役会において、B社に対して無断譲渡をしないよう違約金条項を含む書面を差し入れさせようといった議論がなされたり（ただし、当社顧問弁護士の意見も聴取の上、違約金条項を設けた書面の提出を申し入れなかったことは中間調査報告書第3・

1 (3) イ (イ) のとおりである。) 、当社顧問弁護士からも、ID を含む資産が譲渡されていないかについて、経済産業省の HP や不動産登記簿謄本を定期的に確認することが考えられる旨の助言を受けたりしていた状況下であったにもかかわらず、当社において 2024 年 3 月期第 1 四半期決算時に本件当社担保資産の不動産登記簿の確認が行われず、2023 年 6 月 23 日の本件当社担保資産一部売却から約 3 か月にわたって担保評価額の算定に当たって重要な情報である当該売却の事実を把握できなかった。

したがって、2024 年 3 月期第 1 四半期決算に関する決算プロセスにおいて貸倒懸念債権に関する担保評価プロセス、特に担保資産の状況に関する情報収集が十分でなかったと指摘せざるを得ない。そして、当社としては会計監査人に対してもかかる状況について相談等を行うべきとの認識もなく、この点についての会計監査人への情報共有もなされなかった。

### (3) 合同会社の決算情報の把握等が十分でなかったこと

I 社の保有する太陽光発電設備は、2021 年 10 月 8 日には J 社に移転していたところ、当社は、質権の設定を受けていた合同会社の決算情報を B 社から定期的を取得していれば、より早期に本件 資産譲渡の事実を把握することができたはずである。

具体的には、当社は、2022 年 10 月 30 日には B 社から合同会社が負っているプロジェクトファイナンスの残高の一覧表（ここでは I 社の借入残高は約 円となっている。）を入手し、その残高に基づいた担保評価を実施しているが、当該残高の把握は、B 社から提供を受けた当該一覧表のみに依拠していた。もっとも、合同会社の当時最新の決算情報を入手して残高の数値と比較していれば、I 社の借入残高がゼロとなっていることから本件 資産譲渡に気づくことができる機会があった。

さらに、2023 年 1 月に、2023 年 3 月期の質権（合同会社持分に対して設定されたもの）の担保評価を第三者機関に依頼する際にも、当時最新の決算情報（2022 年 7 月期）を B 社から入手していれば、ここでも本件 資産譲渡に気付くことができる機会があった。

しかしながら、当社は、A 案件未収入金の担保として合同会社の持分に質権の設定を受けている状況下であるにもかかわらず、合同会社の決算書を定期的には取得しておらず、本件 資産譲渡について、2023 年 4 月 17 日に至るまでの約 1 年 6 か月にわたって気付くことができなかった。

以上の点を踏まえると、当社における担保資産に関する情報収集等が十分でなかったと評価する。

## 2 N 案件における N 案件追加費用、工事進行基準の適用及び前渡金の支払・管理に関

## する問題点

### (1) 2023年3月期

最終調査報告書第5・3で記載したように、2023年3月期の第2四半期以降においては、Z1社から当社にN案件追加費用の請求が行われる可能性は高い一方で、工事原価総額に含めるべきN案件追加費用の金額を合理的に見積ることはできない状況であった。ただし、その金額は当社決算において重要性がある金額となりうる、という状況であったと判断しうるため、新収益認識基準が規定するところの進捗度を適切に見積るための信頼性のある情報が不足し、履行義務の充足にかかる進捗度を合理的に見積ることができない場合に該当していたと考えられる。

したがって、2023年3月期第2四半期以降においては工事進行基準による会計処理はもはや適切ではなく、原価回収基準での会計処理へ切り替えを行うことが必要であったと考えられる。

また、当社経理についても、Z1社でのN案件追加費用の発生とその金額感、N案件追加費用に関してR社との間で交渉を続けていることが共有されていたことは、最終調査報告書第3・5のとおりである。しかしながら、当時の当社経理としては、N案件追加費用に関し金額についての交渉が難航している点については認識していながら、増額金額が固まれば、当社とR社側及び当社とZ1社との間で別途追加工事としての覚書等を締結し、それを踏まえて会計処理を行う、すなわち、本体契約とは別途の覚書等を締結した場合には、N案件追加費用部分を含める形で、工事進行基準で会計処理を行えばよい、という認識しか持ち合わせなかった。N案件追加費用に関しては、「追加工事」という認識ではなく、既存のN案件EPC請負契約（本体契約）に対する「契約変更」に基づく追加費用としての会計処理の観点から、原価サイドも含め、特に工事原価総額への影響について十分慎重な検討がなされるべきであったが、当社経理としてはそのような観点が乏しく、そのため、会計監査人に対しても改めて相談を行うことが必要な案件であるとの認識もなく、この点についての会計監査人への情報共有もなされなかった。

### (2) 2024年3月期第1四半期以降

2024年3月期に入ってもN案件追加費用に関する交渉は継続中ではあったが、                    には、当社経理に対し、R社側が支払うN案件追加費用が      円（税込）で暫定的に決まり、そのうち、      円がN案件第一期工事の追加費用として、残りの      円がN案件第二期工事の追加費用として支払われる予定であることが共有されている。

しかしながら、当社経理においては、依然としてR社との追加工事としての覚書等の締結が未了であり、N案件第一期工事・N案件第二期工事のそれぞれの追加費用が最終的にいくらになるのかについてもR社側と依然調整中という認識であったため、

第 1 四半期の工事進行基準の会計処理において、当該 N 案件追加費用の影響を加味した処理はなされなかった。そして、当社としては会計監査人に対してもかかる状況について相談等を行うべきとの認識もなく、この点についての会計監査人への情報共有もなされなかった。

### (3) モジュールに関する N 案件工事進行基準進捗表の記載上の問題点

最終調査報告書第 3・4 (3) のとおり、2022 年 3 月期第 1 四半期 (2021 年 6 月)、第 2 四半期 (2021 年 9 月) 及び同第 3 四半期 (2021 年 12 月) の  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED] 当該進捗率が当社における工事進行基準の適用の基礎資料として用いられ、実態にそぐわない不適切な会計処理がなされるに至っている。なお、最終調査報告書第 3・4 (3) に記載のとおり、当該行為について、故意による不正な売上計上の意図が窺われるような事実関係は認められていない。

### (4) 前渡金の支払・管理に関する問題点等

N 案件において Z1 社に対する多額の前渡金が支払われていることについては、最終調査報告書第 5 に記載のとおりである。そして、N 案件に関する前渡金残高の大半が条件外前渡によるものであり、N 案件第二期工事については工事の遅れ等からその少なくない部分が直近時点 (2024 年 2 月末時点) においても契約上の本来の支払条件 (進捗度) には至っていない状況にある。Z1 社に対する前渡金は、その額に見合う工事の進捗に応じ、原価に振り替えられるのが本来であり、したがって、支出後に Z1 社において工事の進捗に対応する業務実態や資材の調達があれば、返還を求めるべき類の債権ではないはずである。しかしながら、実態としては本来の進捗度に達しないままに条件外前渡として前渡金が支出され、その状態のまま Z1 社が N 案件における工事から撤退することとなったため、もはや Z1 社側での工事や資材調達に用いられる可能性はなく、これらの前渡金は、未収入金等、Z1 社側に返還請求を求める金銭債権としての科目への振替えが必要となっている。そして、当該債権については、Z1 社からの回収可能性を踏まえ、必要に応じた貸倒引当金を計上することが必要となる。当社が支出した前渡金が Z1 社において適切に工事費用や資材調達に用いられていれば、このような多額の前渡金が残り続けるような事態には至らなかったはずであることからすれば、当社において、Z1 社に対する前渡金を支払うに際して及び支払った後において管理上の問題点があったと考えざるを得ないものといえる。

## 3 前記 1 及び 2 の問題点に関する発生原因

前記 1 及び 2 で記載したような当社における問題点について当委員会が考える発生





性について専門的な知見を有する人員による検証を行っておらず、かかる検証を行える体制を構築していたとはいえない状況であった。

工事内容やその金額の妥当性について当社としても専門的な知見を有する人員により検証してさえいれば、N 案件において追加費用が発生する可能性があることを入札前後の段階で認識できた可能性はあったというべきである。

本件スキームは、工事現場の安全管理等、元請としての最小限の関与によって利益を得ることができるビジネスであるといえるし、フルターンキー契約であるため、当初予定していない追加費用が発生した場合でも下請協力業者（Z1 社の立場）がその追加費用を負担する範囲であれば当社のリスクも少ないといえる。しかしながら、下請協力業者が負担し切れない追加費用が発生し、施主にこれを請求できない場合には、施主に対して工事を完成させる責任を負っている元請としての当社がその負担を負うことになる。特に、N 案件はそれ以前に Z1 社が当社の下請協力業者として関与した案件に比べて規模が非常に大きく、本件スキームのリスクを十分に検討することが考えられたところ、そのことについて当社が十分に検討した形跡は見受けられない。

このように、本件スキームの太陽光案件（特にそれ以前よりも規模が非常に大きな N 案件）に関わるにあたって、当社のマネジメントレベルでのリスク認識が弱かったことは、前記 2 で記載した問題点の根本的な発生原因であると考えられる。

## (2) 会計に影響しうる情報（特に非経常的な状況に関するもの）についての感度・リテラシーが十分でなかったこと

### ア A 案件について

中間調査報告書第 3・3 に記載のとおり、A 案件未収入金計上以降、A 案件未収入金の保全のために設定を受けていた担保評価等については、主として当社経理を通じて会計監査人への説明等が行われていたことは認められる。しかしながら、A 案件に関する B 社からの回収可能額の算定については、その重要性を踏まえた慎重な検討を行うべきといえるが、中間調査報告書のとおり、当社内において、特に 2023 年 3 月以降に B 社から得られた情報に関して、A 案件未収入金の担保評価額の算定に際しては十分慎重な対応を行っておくべきところ、当社側から B 社に担保の状況について十分な猜疑心をもった確認を行うことができていたとはいえない。当社において、A 案件未収入金は発生の経緯からして特異であり、そもそも当社の売上先への金銭債

権とは異なり、仕入先に対して生じた金銭債権である、という点で特殊かつ非経常的なものであり、通常の債権管理や債権評価以上に慎重な対応が必要であったといえる。さらに当該未収入金の回収が重要な経営上の関心事項であったことに鑑みれば、より高い感度をもって十分な情報収集の上、得られている情報の分析や検討を慎重に対応すべきところ、この点について会計に影響しうる情報についての感度若しくは会計リテラシーが十分でなかったことが発生原因であるといえる。

## イ N 案件について

最終調査報告書第 3・5 (2) のとおり、当社は、                    には R 社に対して N 案件追加費用の検討を依頼しており、                    には R 社・Z1 社・当社の 3 社において N 案件追加費用に関するワーキンググループも設置され、当社事業部担当者 A も当該交渉に加わるようになっていた。したがって、当社事業部担当者 A としては、N 案件追加費用は、追加費用 (N 案件工事において契約上予定されている工事等ではあるが想定以上に発生した費用) に該当するものであると判断できるだけの前提となる事実の認識を有していたものと認められるが、そのような事実について、当社事業部担当者 A から当社経理に対して、当時、十分な情報提供がなされていたとは認められない。また、                    には、当社経理へも Z1 社での N 案件追加費用の発生とその金額感、N 案件追加費用に関して R 社との間で交渉を続けていることが共有されていたが、当社経理において、当該費用の性質について当社事業部担当者 A らに対して、追加工事と追加費用のいずれによるものなのかを確認した形跡は見当たらない。このように、当時の当社の営業部門及び経理において、会計に影響しうる情報についての情報交換や連携が十分に採られていなかった。その結果、N 案件追加費用が既存の N 案件 EPC 請負契約に対する「契約変更」に該当する可能性や、工事原価総額に影響を与える可能性について、十分な検討がなされていたとは認め難い。これらのことは、会計に影響しうる情報についての感度若しくは会計リテラシーが当社において十分でなかったことの証左であるといえ、そのことが前記 2 で記載した問題点の発生原因であるといえる。

また、N 案件については、最終調査報告書第 5・4 (1) のとおり、                    に実施された当社再生可能エネルギー事業部を対象とする内部監査において監査対象取引として抽出されており、N 案件追加費用に関して「金額が未定であることから不可能であったが、本来であれば、工事進行基準に合わせて売上計上すべきもの」との指摘がなされている。しかしながら、当該指摘をした当社監査室においても、過年度の決算処理の訂正が必要となる可能性がある事象との認識はなく、会計監査人に対し、同年 11 月に当該指摘が記載された内部監査報告書を共有フォルダに格納するやり方で提供するにとどまり、当該指摘の問題意識を踏まえた伝達等はなされなかった。また、当該内部監査報告書は、同年 9 月、常勤監査等委員に対しても共有されているが、常

勤監査等委員も、当社再生可能エネルギー事業部に対して覚書等の締結を催促する等の対応はしたものの、当社監査室と同様に過年度の決算処理の訂正が必要となる可能性がある事象との認識はなく、特段、当社経理への指摘や会計監査人への連携等がなされることもなかった。これらの事象も、当社における当社監査室や常勤監査等委員から会計監査人に対する情報連携の不十分性を示すものであるにとどまらず、より早期に N 案件追加費用に関する会計処理の問題点を発見する機会を逸してしまった側面があることも否定できず、会計に影響しうる情報についての感度若しくは会計リテラシーが十分とはいえないことの証左であるといえる。

さらに、N 案件においては、最終調査報告書第 3・4 (3) のとおり、

■■■■■実態としての進捗率に基づかない数値によって進捗率が計算され、工事進行基準の適用の基礎資料として用いられることで、実態にそぐわない不適切な会計処理がなされるに至っている。この点については、当社事業部担当者 B において、■■■■■計算された進捗率が、実態としての進捗率とは乖離することを認識しつつも、それによって適切でない会計処理がなされる可能性までを深く考えることなくなされたものであると認められ、また、当社事業部担当者 A においては、■■■■■当該進捗率が影響され、ひいては会計処理に影響を与えることについての理解をしていながら、■■■■■  
■■■■■当該進捗率の計算について問題であるとの認識を持たなかった。この点も、会計に影響しうる情報についての感度若しくは会計リテラシーが当社において十分でなかったことの証左であるといえ、そのことが前記 2 で記載した問題点の発生原因であるといえる。

### (3) イレギュラーな事象が発生した後の対応策の検討と実行が不十分であること

#### ア A 案件について

本件■■■■■資産譲渡発覚後、当社では現場レベルにおいて、実際に資産譲渡が実行されたのがいつであるのかについて確認をしておらず、また、なぜより早期に本件■■■■■資産譲渡を発見できなかったのかについても、検討をしていない。また、本件■■■■■資産譲渡が問題として議論された 2023 年 5 月・6 月の取締役会においても、当社内においてなぜ本件■■■■■資産譲渡をより早期に発見できなかったのかという観点からの問題提起や議論はなされていない。

また、中間調査報告書第 3・1 (3) のとおり、2022 年 10 月頃以降、本件当社担保資産を含む本件バルク売却について再三にわたり B 社から提案がなされていたこと、本件■■■■■資産譲渡が発覚した後に本件譲渡予定書面（当該書面の内容は、中間調査報告書第 3・1 (3) ア (イ) のとおりであるが、つまるところ、当該書面は、B 社か

ら当社の担保権を抹消しないままで本件当社担保資産の所有権移転を行いたい旨の書面であると評価できる。)が提出されていたこと等といった経緯に鑑みれば、本件■■■■資産譲渡発覚後においては、当社は、B社による無断の資産譲渡について、より感度を高くするべき機会があったといえる。しかしながら、本件■■■■資産譲渡発覚後に開催された5月29日取締役会では、担保対象の不動産について定期的に不動産登記簿を確認するという顧問弁護士の意見も取締役会で紹介されたが、これについて取締役会で不動産登記簿を取るのかどうか、取るとしてどの程度の頻度でとるのか等を明確に決められた形跡がなく、結果として、本件■■■■資産譲渡発覚後も不動産登記簿を取ることによる確認作業は行われなかった。

以上のような本件■■■■資産譲渡というイレギュラーな事象が発生した後の当社のマネジメントレベルでの対応策の検討と実行が不十分であったことも、A案件未収入金についての当社における管理・検討状況における問題点を発生させた原因であると認められる。

## イ N案件について

N案件については、多額といえる追加費用が発生する可能性があることを当社が認識した時点において、追加費用に関する工事内容や工事金額の妥当性について検証できるだけの専門的な人員を投入する等して、どの程度の追加費用が現実的に発生する可能性があるのかについて、当社独自の立場として検討した結果を有していれば、より強い立場でR社と追加費用の支払に関する交渉を行うことができた可能性もあると考えられる。また、当社として、R社との間で、追加費用として支払われる金額が■■■■円(税込)となることを受け容れた時点以降、それ以前にZ1社から提示されていた追加費用の見積額からすればZ1社の資金繰りが危うくなる可能性があることと認識しえたはずであり、そうであればより強い感度をもってZ1社の資金繰りについて管理を行うこともできた可能性もあると考えられる。このように、当社においては、多額の追加費用の発生の可能性というイレギュラーな事象が生じた場面において、その後の当社としての対応策の検討と実行において十分ではなかったという点もN案件における当社における管理・検討状況における問題点を発生させた原因であると認められる。

また、Z1社に対する多額の前渡金が残り続け、これが未収入金等としてZ1社に対して返還を求める対象となったことは前述のとおりであるが、Z1社の資金繰り懸念が想定されうる状況下において、かつ、本来の契約条件とは異なる条件で、これだけ多額の前渡金(N案件第二期工事に関して当社がこれまで前渡金として直接Z1社に支払ってきた累計金額は■■■■円、■■■■時点でN案件第二期工事に関しての前渡金残高は■■■■円である。)を支出する以上は、それがZ1社において、実際の工事費用に充てられるのか等の資金用途を確認する等の管理

を強めることも考えられるが、上記のように Z1 社の資金繰り懸念が想定され、かつ、契約条件外の多額の前渡金としての支払いが必要になるというイレギュラーな事象に直面していながら、前渡金を支払うことへのリスク認識が十分ではなく、この点についての当社の管理も十分とはいえない難かったことも、上記の問題点を発生させた原因であると認められる。

## 第 7 再発防止策

以上のような問題点及び発生原因を踏まえた、当委員会における再発防止策の提言は以下のとおりである。

### 1 新たなビジネス形態の取り組みに当たってのリスクの検討・把握を十分に行うこと

当社において A 案件及び N 案件に共通した課題として、これらの案件に取り組むに当たってのリスク認識が不十分であったことに鑑みれば、従前取り組んでいないような新たなビジネス形態に取り組むに際しては、十分なリスクの検討・把握をするための体制を整えることが必要である。

例えば、そういった新たなビジネス形態に取り組むに際してのリスクを検討するための委員会を設けたり、社内におけるより明確な規程を設けたりといった施策に加えて、外部専門家等の活用についても検討することが考えられる。

### 2 会計に影響しうる情報（特に非経常的な状況に関するもの）への感度を上げ、会計リテラシーを向上させる施策を実施すること

会計に影響しうる情報（特に非経常的な状況に関するもの）についての感度・リテラシーをより向上させるため、特に決算業務に従事する役職員について、研修等を実施することが考えられる。また、当社監査室や監査等委員から会計監査人に対する情報連携をより充実させた上で、必要に応じて、外部専門家の活用等も検討されるべきと考えられる。さらに本件の事実経緯を振り返り、どの時点で何を講じておくべきであったのかを当社内で十分に検証し、再発防止の観点での施策を自ら検討することで、会計に関する感度・リテラシーも向上することが見込まれると考えられる。

また、特に非経常的かつ重要な会計論点については、見積りや評価、判断のために必要な情報が十分収集されているか、また、入手済みの情報や資料を踏まえて十分な検討がなされているか、という観点から、各決算において確認の機会を設定することも、今回のような問題の防止と、会計に関する感度・リテラシーの向上への一助となると考えられる。

### 3 イレギュラーな事象の発生に対してその発生原因・再発防止策等を十分に検討する

こと

本件██████資産譲渡のようなイレギュラーな問題事象が発生した場合において、その発生原因を特定し、再発防止を図るための意識を、経営レベルを含めた役職員が有することが必要である。また、そのためにも、本件██████資産譲渡や本件当社担保資産一部売却をなぜ事前に防げなかったのか、又は、なぜより早期に発見できなかったのかについて、当社なりに改めてその発生の原因を検討することが今後の同種事案の再発防止に繋がりと考える。

また、N 案件においても、多額の追加費用の発生可能性や、Z1 社の資金繰りに懸念が生じるといった事態、さらには多額の条件外の前渡金の支出が必要とされるようなイレギュラー事象が発生した後において、当社として講じておくべき、より適切な対応策があったのではないかという観点から、当社なりに問題点を検討することが、今後の同種事案の再発防止に繋がりと考える。

## 第8 結語

当委員会は、当社担保資産が債務者により無断売却されていたことを契機として調査を委嘱され、また、当社の下請協力業者が工事を完遂できなくなったことを契機として追加調査を委嘱されたものであり、いずれも、当社以外の事情が契機となったとはいえ、当社の太陽光事業における事案である。

当社は、もともと売上の多くを電力事業が占めていたが、近年では売上のうち太陽光事業が占める割合が高まっているところ、ある意味では太陽光事業への進出が奏功した面もあったといえる。しかしながら、当委員会による主な調査対象となった事案は、最終調査報告書第6・3(1)のとおり、売上のうち相応の割合を占めるに至った太陽光事業に関するリスクを十分に検討したとはいえない面もあったといえる。また、その会計処理についても、最終調査報告書第6・3(2)のとおり、役職員の感度やリテラシーが十分であったとはいえない面もあったといえる。

再生可能エネルギーは、人類にとって不可欠なものであり、当社が再生可能エネルギーに関する新規事業に取り組むことには有意義な面もあると思われる。しかしながら、当社が事業者の中間に位置して利益をあげる態様で関与するからといって当該事業のリスクの検討が不十分でも構わないということにはならない。どこまでリスクを検討できる体制を構築すべきか、実際にどこまでリスクを検討すべきかは、事案によっても異なりうるが、適切なバランスを採ることが肝要である。当委員会による調査を受けた経験を活かして、新たな事業に挑戦する気概を持ちつつも、その事業のリスクを十分に検討できるよう、また、会計処理に関する感度やリテラシーを高められるよう、マネジメントレベル及び現場レベルでの体制構築及び適切な検討を実現できるよう尽力していただき、当社が社会にとって有意義な存在であり続けていくことを祈念したい。

以上